



Title	戦時下における教育の崩壊過程：師範学校生徒の勤労働員
Author(s)	逸見，勝亮
Citation	北海道大學教育學部紀要，31，193-266
Issue Date	1978-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/29180
Type	departmental bulletin paper
File Information	31_P193-266.pdf



戦時下における教育の崩壊過程

——師範学校生徒の勤労働員——

逸 見 勝 亮

The Collapsing Process of Education during the World War II:
The Labour Mobilization of Normal School Students

Masaaki HEMMI

<目次>

第1章 勤労働員と学校教育の変容	193
第1節 国民精神総動員運動と勤労働仕	193
第2節 集団勤労働作業の開始	201
第3節 集団勤労働作業の長期化と学校教育の変容	215
第2章 勤労働員の通年化と教育の崩壊過程	224
第1節 学校報国隊の導入と軍需工業への動員	224
第2節 通年動員体制と学校教育の崩壊	237

第1章 勤労働員と学校教育の変容

第1節 国民精神総動員運動と勤労働仕

1937年7月7日、中国にあった日本軍は「盧溝橋事件」を引起した。陸軍参謀本部は、翌8日には「事件ノ拡大ヲ防止スル為ニ進ンデ兵力ヲ行使スルコトヲ避クヘシ」との指示を現地司令官に与えていたが、¹⁾ 現地軍の強硬な動きに引きづられて関東軍、朝鮮軍からの北支派遣を命令するにいたった。²⁾ 政府もこの北支派遣を承認し8月17日、「従来執り来れる不拡大方針を抛棄し、戦時態勢上必要なる諸般の準備対策を講ず」³⁾ と声明を発表し、日本帝国主義の中国侵略戦争はその戦線を一举に拡大した、

このことの直接的な反映として1937年から1938年にかけて学校においては、従来にない諸行事が新たに持込まれることによって、戦争の進展とそれに即応した国内体制の整備とに直結した新たな局面が展開することとなった。まず侵略戦争の拡大という事態を「正確」に認識させなければならない。1937年7月12日、文部省は、11日に発表した政府声明を別紙として添付した次のような次官通牒を各地方長官宛に発していた。

「…貴管下各学校生徒児童並社会教育関係諸団体関係者ヲシテ正シク時局ヲ認識セシムルニ努メ其ノ本分ヲ守ラシムルト共ニ協力一致彌々国民精神ノ振作ニ遺憾ナキヲ期セラレ度」⁴⁾

ここでいう「時局」とは、「盧溝橋事件」が中国側の「不法」な計画的武力抗日・「侮日」行為であるのに対して、「北支治安維持カ帝国及満州国ニトリ緊急ノ事」であり「東亜ノ平和維持」

のために陸軍北支派遣を決定したのだという、侵略戦争の正当性を説くものであったことはいうまでもない。しかしながら、中国侵略戦争の全面的展開の直接的反映とは、単に「正シク時局ヲ認識セシムル」という点にその特徴があったのではない。文部省は、7月31日、「事態ノ推移ニ鑑ミ国民挙ッテ愈々奉公精神ヲ振作昂揚スルト共ニ派遣応召ノ軍人ヲシテ後顧ノ憂ナカラスムルコトハ刻下極メテ緊要ノ事」であると、11項目からなる各地方長官宛次官通牒を発した。そのなかで第一に強調したのは、「教育教化ノ任ニ在ル者ハ克ク其ノ重責ニ鑑ミ愈々自奮自励以テ一層其ノ職務ニ精励シ益々国民精神ノ振作ニ努ムヘキコト」と、教員を中心とする教育関係者の自覚を促すことであった。この通牒でも当然「修身ノ授業、朝礼等ノ機会又ハ休暇中ノ参集日等ニ於テ時局ニ関スル訓話又ハ時艱ニ際シ顕揚セラレタル銃後ノ赤誠ニ関スル講話等ヲ行ヒ生徒児童ニ対シ時局ニ関スル正シキ認識ヲ与フルト共ニ其ノ精神ノ鼓舞振作ヲ図ル」ことを指示した。そして、「事態ノ推移」と直結した具体的指示は、「派遣応召ノ遺家族ノ実情ニ応シ最寄在住ノ生徒児童及社会教育諸団体ヲシテ其ノ生業家事通信等ニ関シ適当ニ勞力奉仕ヲ為サシムルコト」というものであった。⁹⁾「時局ニ関スル正シキ認識」だけでなく、在学中の児童生徒に勞力奉仕を行なわせるよう指示したのである。勞力奉仕の対象が限定されたものであり、勞力奉仕という言葉で表現されているように本格的な労働力として期待していたのではないが、在学中の児童生徒を労働力として位置づけたことは近代公教育成立以降初めてのことであった。しかも「派遣応召ノ遺家族」をまず対象にすえたことは、まさに「時局ノ推移」に、というよりも侵略戦争に直結していたという意味ではその後の勤勞奉仕の展開を暗示し、また近代日本の公教育の基本的性格を浮彫りにしたといえる。

文部省は8月21日、道府県学務部長会議を招集した。席上文部大臣安井英二が訓示を行ない、そのなかで「我が国民が挙国一致忠勇の精神を發揚し満腔の赤誠を奉げて皇軍の後援に努むることは固より当然の事」と述べて、「皇軍の後援」が国民にとって重要な課題であると、特に「教育教化宗教の職に在る者」の責任の重大さを改めて強調した。さらに、「陸海軍人が酷熱の下に死を決して戦ひ艱苦欠乏を忍んで國家に報ゆるの精神」を日常の生活において実現すべく、「学校職員、教育教化団体並に宗教団体に対して一層国民精神の作興、銃後の赤誠の被瀝、殉国將兵の追弔、応召將兵及其の遺家族の慰問等に最善の努力を致さしむる」¹⁰⁾よう求めた。同会議の指示事項のひとつにはやはり児童生徒の勤勞奉仕が含まれていた。

このように銃後支援体制へ国民を動員することの重要性は、戦線の拡大とともに飛躍的に高まった。わけても戦死者の慰霊という宗教的な行事や出征兵士の勸送に参加させることと並んで、勞力を提供させるという極めて具体的な行動を通して、児童生徒の日常生活と前線との距離を埋め、「国民精神」を血肉化することが重要であると考えられたのであった。

入念な行政指導と並行して、というよりはそれらに先行して学校における侵略戦争の直接的反映は否応なしに現れていた。例えば秋田県師範学校では、夏休みで生徒が帰省していたので7月10日から8月10日までの間召集された兵卒約180人が寄宿舎を宿舍として利用した。また、8月31日には戦死者の遺骨の出迎えに参加している。9月には同校の配属將校2人と附属小学校の教員1人が召集されることになり、その都度壮行会、勸送会を行なった。連隊の所在地を中心として出征兵士の勸送は全国的に行なわれたが、当時秋田市には第8師団に属する歩兵第16旅団と歩兵第17連隊とがあって、師範学校の生徒も9月中に4回狩出されている。¹¹⁾

さて、先に注目した勞力奉仕が実際に行なわれるようになったのは、国民精神総動員運動が提起されて以降の様相である。8月24日、閣議は「国民精神総動員実施要綱」を決定した。その

趣旨は、「挙国一致堅忍不拔ノ精神ヲ以テ現下ノ時局ニ対処スルト共ニ今後持続スベキ時艱ヲ克服シテ愈々皇運ヲ扶翼シ奉ル為官民一体トナリテ大国民運動ヲ起サントス」⁸⁾と、戦争が長期化せざるを得ないという見通しのもとに、国民の積極的支持をとりつけるために上から組織する運動を展開しようとするものであった。「国民精神総動員実施要綱」によれば、実施機関として「中央ニ有力ナル外郭団体ノ結成ヲ図ルコト」をめざしていたが、「本運動ハ情報委員会(後の内閣情報局——筆者註)、内務省及文部省ヲ計画主務省トシ各省総掛リニテ之が実施ニ当ルコト」とあったように、内閣と内務省の直接的指導のもとに展開さるべきものとして構想されていた。9月11日、政府は東京日比谷公開堂で国民精神総動員大演説会を行ない「挙国一致・尽忠報国・堅忍持久」の三大スローガンを高らかに掲げ、同月22日には「国民精神総動員運動強調週間実施要綱」を定め、10月13日から19日までを「社会風潮ノ一新、時局ニ対処スル生活、ノ刷新」を宣伝の中心題目にした国民精神総動員強調週間を設けることを提起した。「国民精神総動員強調週間実施要綱」によれば、「本週間中十三日ニハ戊申詔書ノ聖旨ヲ時局ニ関聯シテ強調シ、又十七日神嘗祭当日ニハ官国幣社以下神社ニ於テ一斉ニ祭祀ヲ執行シ、普ク官民ヲ参列セシメ国威ノ宣揚ト皇軍ノ武運長久ヲ祈願スルト共ニ、殉国将兵ノ武勲ヲ敬仰シ、更ニ都会地ニ於テハ学生・生徒、青年団等ヲシテ神社ニ参拝後行進ヲ行ハシムル等挙国一体時局ニ対処スル堅忍不拔ノ信念ノ昂揚ヲ期スルコト」⁹⁾とあり、この週間がここに設定されたこの意味を如実に物語っていた。10月13日は、29年前の1908年に「戊申詔書」が渙発された日であった。「国民精神総動員ノ第一期ヨリ第二期ヘノ転換ヲ図ルベキ強調週間」が、「戊申詔書」渙発の日を第一日目として出発したのは、講演会、座談会から廃品回収にいたるまでの各種の運動形態がとられたにもかかわらず、総力戦段階における国民統合の要としては天皇制イデオロギーの強化以外にはあり得ぬということを端的に示したものであった。それは単に天皇制イデオロギーを改めて強調したというのではない。神嘗祭には「普ク官民ヲ参列セシメ」た祭祀を行なうよう指示しているように神がかりの狂信的要素を拡大したという点で新たな質が付加されたといふべきである。この要綱は、9月25日内務、文部両次官連名の各地方長官宛通牒「国民精神総動員強調週間実施方ニ関スル件」¹⁰⁾をもって実施の徹底がはかられた。

では、実際に道府県あるいは市町村の段階でどのように実施されたのであろうか。岩手県の例を挙げよう。岩手県は、先の通牒を受けて10月8日「国民精神総動員強調週間実施方ニ関スル件」という通牒を発している。県が示した「実施要綱」は次のようなものであった。

「…

- 3 市町村ニ在リテハ……銃後後援部、勤労奉仕部、特ニ時局宣伝教化部ノ一斉活動ヲ待テ
克ク部落内ノ各家庭、会社、銀行、商店等ノ職場ニ迄徹底スルヤウ特ニ配慮スルコト
- 4 学校ニ在リテハ極力生徒、児童ニ強調宣伝シ之等ヲ通シ克ク所期ノ効果ヲ挙グルヤウ工夫努力スルコト
- 5 神社、寺院及社会教育団体トハ充分連絡協調シ宣伝及実践ノ効果ヲ挙グルニ努ムルコト
- 6 ……十三日ニハ 戊申詔書捧読式ヲ举行シ別紙謹解ニ基キ 御聖旨ヲ充分奉戴徹底セシムルコト
- 7 十七日神嘗祭ニハ学生、生徒児童、各種団体員ハ勿論一般市町村民モ可成多数参列ノ上遙拜式ヲ行ヒ別紙『神嘗祭ノ意義』ヲ徹底セシメ… 国威宣揚ト皇軍ノ武運長久ヲ祈願スベキ祭祀ガ全国一斉ニセラルベキニ付夫々遺憾ナキヲ期スルト共ニ殉国将兵ノ武勲ヲ敬仰スルコト

8 当日祭祀終了後都会地ニ於テハ（農，山，漁村ニ於テハ可成）学生，生徒，児童，青年団員等ヲシテ（祭祀ニ参加セザルモノハ必ズ神社参拝後）団体行進ヲ行ハシムル等挙国一体時局ニ対処スル堅忍不拔ノ信念昂揚ヲ期スルコト」¹¹⁾

ここでは、「内外情勢ノ実相ヲ普ク市町村民ニ認識セシメ……時局認識ニ基ク積極的建設的ナル与論ノ誘起ヲ図ル」ために、「凡ユル手段ヲ以テ啓発宣伝ヲナス」という段階から一歩進んで、「事変ノ意義ト国民ノ覚悟」をあくまでも「啓発」によって、職場，部落の末端にいたるまでひとりひとりを日常生活のすべての局面にわたって具体化することがはかられていた。前線における兵士と同じ覚悟で日常を過すこと，換言すれば侵略戦争に何の疑問をいadakことなく協力する体制をつくりあげようとしていた。

そのために第一に、「…庶政益々更張ヲ要ス宜ク上下心ヲ一ニシ忠実業ニ服シ勤儉産ヲ治メ惟レ義醇厚俗ヲ成シ華ヲ去リ実ニ就キ荒怠相識メ自彊息マサルヘシ」「…朕ハ方今ノ世局ニ処シ我ガ忠良ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シテ維新ノ皇猷ヲ恢弘シ祖宗ノ威徳ヲ対揚セムコトヲ庶幾フ」¹²⁾ との如く天皇への帰属意識を昂めることを企図した「戊申詔書」の意義を二荒芳徳の「謹解」まで添えて改めて強調した。「上下心ヲ一」にした「臣民ノ協翼」を求めた訳である。

第二に，学校における宣伝の重要性を特に強調した。これは学校，従って教員が地域における思想文化工作の中心であるということに着目し，また，次代を担う世代を宣伝の対象にすることが最も効果的であり，かつ必要とされたからであった。

第三に，神社との関係を強めるよう配慮した。全国一斉に行なわれる神嘗祭の儀式に地域住民，各種団体の参加を求めただけでなく学生，生徒，児童をも参加させ，その後行進させるというのである。神前における儀式への参加，集団行進という具体的行動を通じて「時局ノ正シキ認識」を単なる知識にとどめるのではなく，「不拔ノ信念」にまで昂めなければならなかった。

さらに「実施ノ方法」として，「適宜最モ有効ナル宣伝ヲ全面的且強力ニ実施スル」よう次のように詳細に指示した。

- 10月13日—時局認識ノ日（皇城遙拝，戊申詔書奉読式，早起，時間勵行，節酒節煙）
- 10月14日—出勤將兵ヘノ感謝ノ日（慰問状，慰問品ノ作製発送，慰問献金，招魂社御造営献金，岩手号献金）
- 10月15日—非常時経済ノ日（消費節約，貯金奨励，国産品愛用，廃物ノ蒐集利用）
- 10月16日—銃後ノ護リノ日（遺家族ノ一斉訪問，勤勞奉仕班ノ活動）
- 10月17日—神社参拝，殉国勇士ヲ讃ヘルノ日（祭祀参列，慰霊祭，神棚仏壇ノ清掃，団体行進）
- 10月18日—勤勞奉国ノ日（勤勞倍加ノ実施）
- 10月19日—非常時心身ノ鍛錬ノ日（武道，行軍，体操，修養会）¹³⁾

岩手県師範学校では，この「実施ノ方法」にもとづいて，10月13日に「戊申詔書」奉読式を行なった。19日から22日まで「非常時鍛錬ノ日」の「修養会」の一環として，第一部第5学年の生徒が県立六原青年道場へ行つたという記録があるが，勤勞奉仕が行なわれた形跡はない。¹⁴⁾

秋田県師範学校の場合も，13日にやはり「戊申詔書」奉読式を行ない，国民精神総動員生徒委員会を組織している。14日には「国民精神総動員強調週間に於ける国民朝礼に参加」し，17日には午前5時から神社参拝を行ない，多分先の国民精神総動員生徒委員会が決めたのであろう，内容は不明だが「国民精神総動員実践事項」を発表した。19日には同校教員熊谷某が

「戦時経済の外廓、特に消費経済に就て」という講演を行なっていた。政府、文部省、あるいは国民精神総動員中央聯盟の指示では勤労奉仕を行なわせるべきことが含まれていたにもかかわらず、校友会誌による限りここでも勤労奉仕が行なわれたという形跡を認め難い。¹⁵⁾

むしろ、戦争の全面的展開に伴う学校における諸行事と戦争との結合は、既に述べたことだがより直接的に即応する形をとって、すなわち出征兵士の勸送、戦死者遺骨の出迎、慰霊祭参列、観兵式参加、防空演習、上海・南京陥落記念提灯行列参加という形で一層強いものとなっていたようにみえる。師範学校は、ほとんどの場合道府県庁所在地に設置されていたが、これらの所在地はまた、連隊が所在する場所でもあり、¹⁶⁾ さらにまた師範学校と連隊との関係は教練の際の軍事講習、短期現役兵制度を通じて他の中等学校よりはるかに濃密であったから、軍事的な行事と結びつくのは比較的容易であったといえる。この時期に事態が飛躍的に変化することへ対応する下地は既に十分準備されていたとさえいい得るだろう。岩手県師範学校生徒が参加した上海・南京陥落記念提灯行列などはもちろん全国各地で行なわれたのだったが、埼玉県師範学校の場合には11月20日に「南京陥落祝賀の意を表わすため、職員生徒一同午前五時浦和発、宮城前に到着し、皇居に向って万歳を三唱し、それより靖国神社に参拝し、帰途は25kmの距離を武装行軍したという。¹⁷⁾ これなどは県の指示があったからだとは考えにくく、学校側の意思によるものと思われる。一般的に天皇とその居住地、および皇族との接触は特別の意味をもってきた。

岩手県では、10月22日、県下の校長会議を開催して「国民精神総動員ニ就テ」「非常時社会教育ニ就テ」などとともに「非常時学校経営ニ就テ」との指示を与え、その中で「応召者家族ノ勞力補充ヲ恒久的ニナサシムルコト」「軍需品ノ供出ニ協力スルコト」¹⁸⁾ と勤労奉仕についても触れていた。しかしながら、これらの全体を貫いていたのは、「日本精神ノ真髓ヲ顕揚」という精神主義であり、「実践ノ項目ヲ具体的ニ樹立」することを求めているものの、具体的には「生活訓練」と称する「神社、聖蹟、忠魂碑、戦死者ノ墓碑等ノ清掃手入其ノ他ノ勤労奉仕ノ実践的訓練」とのようにごくごく限定的なもので、教化運動と呼んでもさしつかえないものであった。

10月16日、文部省は11月10日から16日までの1週間にわたって「国民精神作興週間」の設定を指示した。「実施要綱」には次のようにあった。

「(イ) 国体ノ本義ヲ明シ日本精神ノ体现ヲ期スルコト

即チ支那事変ニ関スル正シキ認識ヨリ出発シ古今東西諸国盛衰ノ因由、文化進展ノ跡ヲ究メ、日本ノ国力、世界ニ於ケル地位、特ニ東亜ニ於ケル安定勢力トシテノ地位ヲ明ニシ、我が国ノ歴史的使命ノ達成ヲ図ル為愈々国民精神ノ剛健ヲ期スルヲ本旨トス

(ロ) 国民精神作興ヲ日常生活ニ具現セシムル為特ニ「質実剛健」、「生活反省」、「勤労報国」、「勤儉貯蓄」ニ重点ヲ置キ実践事項ノ各班ニ亘リ実践ヲ強調シ土地ノ情况ニ依リ、対象タル人ノ如何ニ応ジ国民精神総動員実施ノ情况ニ即シ適切ナル実施計画ヲ樹立実行スルコト

.....」¹⁹⁾

この指示の岩手県における具体化は次のようであった。市町村と学校で行なうべき内容をそれぞれ「市町村必行事項」「学校ニ於ケル必行事項」として定めたが、ここでは後者のみを次に掲げる。

○11月10日(克己力行ノ日)

宮城遙拝、国民精神作興詔書奉読式並ニ訓話、乾布摩擦(各家庭ニ於テ)

- 11月11日（勤勞報国ノ日）
宮城遙拝，時間勵行，校舎内外ノ清掃ノ徹底
- 11月12日（報恩感謝ノ日）
宮城遙拝，神社・忠魂碑ノ清掃，殉国勇士慰霊，郷土先輩ノ遺徳顯彰
- 11月13日（勤儉貯蓄ノ日）
宮城遙拝，学用品ノ經濟的使用，勤勞，廢物利用，無駄排除，貯金
- 11月14日（銃後奉仕ノ日）
宮城遙拝，応召家族ノ慰問及勞力奉仕，慰問狀發送，慰問献金献品
- 11月15日（質実剛健ノ日）
宮城遙拝，武道，体育テスト，体操会
- 11月16日（生活反省ノ日）
宮城遙拝，本週間内ノ反省及訓話²⁰⁾

全期間を通じて「宮城遙拝」を行なうことになっている点は、先の「国民精神総動員強調週間」が第1日目だけ「皇居遙拝」を行なうよう形で指示していたのとは大きく異なっており、天皇制イデオロギーの強化が遙拝という宗教的色彩を濃くしながら推進されていることをよく示していた。この週間の中で「宮城遙拝」は、行事として極めて重要な位置を占めていることも明瞭である。

また「国民精神総動員強調週間」の「実施ノ方法」においては「市町村及学校ニ於テハ…」と分離しないで指示していたが、ここでは市町村と学校とは別々の「必行事項」を定め、特に11月10日の市町村の「必行事項」に含まれていた「学校ニ於ケル国民精神作興詔書奉読式ニ参加」という項目が端的に物語っているように、学校そして教員の役割が次第に重要なものになってきたことが窺えるのである。

次で政府は12月24日、内務、文部両次官名をもって1938年2月11日から17日までを「国民精神総動員第二回強調週間」を設定する旨各地方長官宛に通牒を発した。「国民精神総動員第二回強調週間実施要綱」によれば、その趣旨は「興隆日本ノ精神ハ肇国精神ノ顯現ニ在リ……国民精神総動員ノ中核タル国体觀念ノ明徴，日本精神ノ昂揚ヲ強調シ，之ヲ社会万般ノ上ニ具現セシメントス」²¹⁾ というものであった。この週間を天皇制イデオロギーを改めて強化するにふさわしい「紀元節」を起点として設定したのであり、そうすることによっておそらく「紀元節」の意義が逆に明確になるという効果がもたらされるはずであった。「実施要領」は次のようであった。

「（一）我が尊厳ナル国体，宏遠ナル肇国ノ理想，日本文化ノ精粹ヲ国民ニ徹底セシメ以テ日本精神ヲ昂揚セシムルコト

（二）我が国現下社会各般ニ見ラルル弊外が外国思想及外国文化ヲ無批判ニ採リ入レタルコトニ因ルモノ多キニ顧ミ，日本精神ノ根本義ニ立脚シテ此ノ際国民ヲシテ深ク之ヲ反省セシメ社会生活ニ於ケル各般ノ匡正に努メシムルコト，特ニ誤レル個人主義，自由主義，巧利主義ノ打破ニ努メシムルコト」²²⁾

ここでは、ブルジョア民主主義の一切を敵対物として浮びあがらせ、それらを排除するという形で国民精神総動員をなしとげようとするこの教化運動の“前進”を看取できる。

そして、「紀元節」には「官庁学校等ニ於テ奉読式又ハ祝賀式ヲ行フニ当リテハ前文趣旨ノ徹底ヲ図ルニ努ムルコト」とし、学校における愛国行進や「国体，日本精神ニ関スル」講演会，

座談会などもっばら「国体観念ノ明徴，日本精神ノ昂揚」をはかる行事を行なうよう具体的指示を与えていた。²³⁾ところが1938年1月15日大本営政府連絡会議は，ドイツを介して行なっていた中国国民党政府との和平交渉を打切ることを決定し，翌16日「爾後国民政府ヲ对手トセズ」との「帝国政府声明」を発表した。²⁴⁾戦争が長期化，というよりは終結の見通しを失って泥沼化しつつあった。「国民精神総動員第二回強調週間」は「此ノ新情勢ニ対応スル時局ノ正シキ認識ノ上ニ新ナル基礎ヲ置クノ要アリト認メラルルヲ以テ…政府声明ノ趣旨ノ徹底ヲ図ル様」

(1938年1月22日付内務，文部両次官連名各地方長官宛通牒「国民精神総動員第二回強調週間実施ニ関スル件」²⁵⁾)手直しを加えられた。手直しの要点は，「紀元節」には「帝国政府声明」の趣旨を徹底し，「日本精神昂揚ノ為愛国行進其ノ他国体運動」を実施する際に，学生，生徒，児童以外に一般市町村民を参加させて「国民一般ノ覚悟ヲ固メシムル」こと，これら2点であった。

この時点でさらに明確になってきたこととして反共主義が挙げられる。文部省は，1938年に「国民精神総動員運動資料」のひとつとして『国民精神総動員と小学校教育』を発行しているが，そのなかで「蘆溝橋事件」の原因は，コミンテルンの策動によるものであって「…支那の排日抗日のみならず其の背後に共産党の存在することは我が国としては勿論，東洋平和の為に絶対に許容すべからざるところ…」と述べていた。反共主義が侵略戦争の正当性を説明する重要な要素であること，およびこの戦争の目的を实によく自覚していたということを隠さず示していたのである。²⁶⁾

秋田県師範学校の例を挙げよう。紀元節拝賀式と愛国行進はもちろん指示通り確実に行なわれた。その他，陸軍記念日の記念演習，県主催慰霊祭，靖国臨時大祭，県招魂社例祭，彌彦神社参拝，徐州陥落祝勝提灯行列など従来行なわれていたようなものはもちろん，指示された諸行事は忠実に実行された。従来の修学旅行は「敬神旅行」とその呼称を変えた。そして事態は変化していった。1938年5月16日，第一部第4学年，第二部第1学年の生徒が外旭川村応召軍人遺家族の耕作手伝，6月3日には同じように田植手伝に参加するにいったからである。²⁷⁾国民精神総動員運動が提起されて以来それぞれのキャンペーンにおいて必ず組込まれていた学生，生徒，児童の勤労奉仕が実施されたという形跡を認めることができなかった一むろん，勤労奉仕の名のもとに行なわれた活動はまったく皆無という訳ではなかったけれど，それらはせいぜいのところ神社あるいは校舎内の清掃を行なうという域を出るものではなかった—ののだが，1938年の農繁期によりやく具体化しつつあったのを知ることができた。

〈註〉

- 1) 白井勝美，稲葉正夫編『現代史資料(9)』『日中戦争(二)』みすず書房，1964年9月30日，3ページ。
- 2) 『同上』3～4ページ。
- 3) 「不拡大方針抛棄ノ閣議決定方針」『同上』34ページ。
- 4) 『文部時報』第591号，1937年7月21日，97ページ。
- 5) 『同上』第594号，1937年8月21日，74ページ。
- 6) 「学務部長会議に於ける訓示」『同上』第594号，2ページ。
- 7) 秋田県師範学校校友会文芸部編『校友会誌』第70号，1938年3月19日，165～167ページ。

秋田大学教育学部創立百周年記念会編『創立百年史 秋田大学教育学部』(同会，1973年10月9日)では，「昭和十三年頃までの時期は，いわば戦争がまだ学校の外にあった時代であり，学校教育の中では戦争は専ら精神的方面において強調されていた。昭和六年九月に満州事件が勃発した頃，師範の生徒にとっては満州という言葉には馬賊とか零下三〇度というイメージが伴うに過ぎなかった。同七年一月の上海事変でも租界とか治外法権という言葉が認識した程度であった。」(164ページ)と述べている。

しかし、岩手県師範学校の行事として、

- ・1931年12月18日 満州にて戦死せる川畑伍長の遺骨を停車場に迎ふ。万感胸に迫る。
- ・1932年2月10日 坂本上等兵の葬儀を見送る。
- ・1932年4月11日 北満の野に行くべき工兵八大隊に送別の辞を贈るべく生徒一同校旗を捧して兵營に至る。
万感交々至り万才の声天をつく。
- ・1932年4月12日 代表生徒盛岡駅に工兵八大隊を見送る。
- ・1932年4月21日 佐藤伍長慰霊祭三年生代表として参加。

など、出征兵士の勸送や戦死者慰霊祭に参加したという記録があり（同校校友会編『校友会誌』第32巻、1932年、115～116ページ）、その後も『校友会誌』の行事記録にはしばしば記載があり、「満州事変」以後この種の行事が一般的に出なわれるようになったと考えられる。

徳光八郎編『石川県師範教育史』（金沢大学教育学部明倫同窓会、1953年10月30日）は、「昭和七・八年頃の不拡大方針にもかかわらず、進展する時局と共に、必勝の信念昂揚、身心鍛錬、増産強調の行事施設が考え出され、師範学校も次第に軍国主義的色彩をこくしていった。鍛錬遠足、早起参拝、時局研究発表などはその一例であり……増産のためには……学校農場が設けられ開墾めいたことも併せ行った。……全国教員精神作興大会が昭和九年に開かれ、非常時教育と教員の使命が強調叱咤されると、生命線満鮮の認識を深める目的から満鮮旅行が計画、実践された。」（232ページ）と述べていて、1931年以後の変化を認めている。しかし、1937年以後の出征兵士の勸送など戦争と直結した行事は、同年3月27日文部省訓令第十一号をもって修身、公民科・教育・国語漢文・歴史地理について「師範学校教授要目」の改正が行なわれ教育内容が一層対外侵略、排外主義的色彩を強めていたということが進行しており、やはりその意味を異にするものであった。

- 8) 国民精神総動員中央連盟編『昭和十二年度 国民精神総動員中央連盟事業概要』（小松東三郎編『国民精神総動員運動』国民精神総動員本部、1940年10月22日、所収）299ページ。

木坂順一郎氏は、「天皇制イデオロギーによる人民の思想的統合と団結をはかり、人民を自発的に戦争体制に動員することを目的として開始された、政府主導による上からの精神運動である」と国民精神総動員運動を概括し、初期には「天皇制イデオロギー・日本主義精神による精神教化運動」が中心であったが、1937年12月以後は「経済問題を中心とする国策協力運動が、精神教化運動とならんで展開」したとする。そして、「精動運動は、上からの官制運動であるため、人民の自発的動員は達成できず、発足半年後には早くも公然たる批判があらわれてきた」と、官制「国民運動」と「人民の自発性喚起との矛盾」を指摘しておられる（木坂順一郎『日本ファシズムと人民支配の特質』、歴史学研究会編『歴史における国家権力と人民闘争』青木書店、1970年10月15日、119～120ページ）。

「初期に企図されていたような国民の再組織化が、おもうようにおこなわれえなかった」としながらも、「精神総動員運動は、ファシズム体制のもとでの国民統合の方式として国民再組織を企図していたかぎり、まったく観念的な運動に終始したというわけではない。すくなくとも部落会・町内会の再編成による戦時体制の整備という点からみると、この運動は決定的な役割をはたしてきたといわなければならない。」（秋元律郎『戦時下の都市における町内会・隣組組織』、早稲田大学社会科学研究所ファシズム研究部会編『日本のファシズムⅡ—戦争と国民—』早稲田大学出版部、1974年10月20日、94～95ページ）という指摘が示唆的である。なお、秋元律郎『戦争と民衆—戦時下の都市と民衆—』学陽書房、1974年7月10日、1～36ページをも参照されたい。

- 9) 『同上』301～302ページ。
 10) 『文部時報』第599号、1937年10月11日、84ページ
 11) 岩手県編『昭和十二年^{自七月十日至十一月十五日}岩手県国民精神総動員実施概要』（第一輯）、81～82ページ。
 12) 教育史編纂会編『^{明治以降}教育制度発達史』第5巻、龍吟社、1936年6月27日、8～9ページ。
 13) 前掲『昭和十二年^{自七月十日至十一月十五日}岩手県国民精神総動員実施概要』82～83ページ。

「岩手号」というのは、航空機の呼称である。また、10月15日を「非常時経済ノ日」にあてて、貯金奨励、廃物の利用などを提起していたのみならず、通牒「国民精神総動員実施ニ関スル件」（1937年10月12日）では、「非常時経済政策ヘノ協力」として「自給肥料ノ増産、共同労作ニ依ル生産力ノ維持」「産馬奨励其ノ他軍需品ノ生産拡充並ニ供出」「軍需労務ヘノ応募」「貯金励行、国債応募勸奨」などの項目があり（78ページ）、全体的には教化運動の色彩が濃厚であるが、いわゆる国策協力も同時に進行しつつあることは容易に知れる。木坂氏の国民精神総動員運動に対する評価は、改めて吟味するべきである。

- 14) 岩手県師範学校校友会編『校友会誌』第37巻、1937年、244ページ。
 15) 前掲秋田県師範学校校友会文芸部編『校友会誌』第70号、166ページ。
 16) 師範学校所在地と連隊所在地が重なり合っていた場合は次のとおりである。東京、千葉、甲府、仙台、高田、名古屋、岐阜、静岡、浜松、大阪、和歌山、広島、山口、熊本、大分、鹿児島、旭川、札幌、青森、浜田、秋田、盛岡、金沢、富山、姫路、鳥取、岡山、松江、松山、徳島、高知、福岡、小倉、佐賀、宇都宮、

- 水戸, 松本, 京都, 大津, 津, 奈良(藤原彰『軍事史』東洋経済新報社, 1961年2月20日, 258~262ページ)
- 17) 百年史編集委員会『百年史 埼玉大学教育学部』百年史刊行会, 1976年3月, 315ページ。
- 18) 前掲『昭和十二年^{自七月十日至十一月十五日}岩手県国民精神総動員実施概要』112ページ。
- 19) 前掲『昭和十二年度 国民精神総動員中央聯盟事業概要』108~109ページ。
- 20) 「国民精神作興週間実施方=関スル件」(1937年11月8日 下閉伊支庁長, 各市町村長, 公私立学校長宛 岩手県総務・労務部長連名通牒) 前掲『昭和十二年^{自七月十日至十一月十五日}岩手県国民精神総動員実施概要』91~93ページ。
- 21) 『文部時報』第609号, 1938年2月1日, 74ページ。
- 22) 『同上』74~75ページ。
- 23) 『同上』75ページ。
- 24) 江口圭一「日中戦争の全面化」(『日本歴史』20, 岩波書店, 1976年7月22日, 151~157ページ)を参照されたい。
- 25) 『文部時報』第609号, 75ページ。
- 26) 内閣, 内務省, 文部省編『国民精神総動員資料第九輯 国民精神総動員と小学校教育』1938年, 1~3ページ。
- 国民精神総動員本部が, 日米開戦の直前に「支那事変は, 蒋介石を首班とする国民政府の多年に亘る排日教育, 抗日政策, 欧米依存の伝統政策必然の結果ではあるが, 彼をして対日反抗政策を採るに至らしめたものは, 執拗なるコミンテルンの教唆と支那に於て壟断せんとする英米仏等の援助とである。即ち表面の敵は蒋介石政権であるが, 実は思想的に経済的に我に挑戦し来った敵が他にあった」(『国民精神総動員運動総説』, 前掲『国民精神総動員運動』所収, 1ページ)と述べており, 宣伝の最重点であったことは明確であった。
- 27) 秋田県師範学校校友会文芸部編『校友会誌』第71号, 1939年3月15日, 66ページ。

第2節 集団労作業の開始

文部省は, 勤勞奉仕活動を一層強力に推進した。1938年5月2日から7日にかけて近衛内閣は地方長官会議を招集した。会議の基調は, 近衛首相が訓示で「抗日反日の為に手段を選ばぬ蒋政権の潰滅を図り東亜の禍根を根絶せんが為には, 幾年を費そうとも帝国既定の方針に何ら変りはない……諸君はこの帝国不動の大方針に鑑み之が遂行の為に今後一段と盡力せられたい」¹⁾と述べていたように, 4月1日には「国家総動員法」を公布していたという侵略戦争の遂行と国内体制の新たな段階を強調するとともに, それに対応した諸措置の円滑な実施を促進することになった。木戸幸一文部大臣も5月5日に訓示を行なった。彼は, そのなかで「支那事変は今や新しき段階に移った」ことへの対応として, 「更に大いに銃後国民の決心を新にし進んで積極的実質的な活動を為すこと」すなわち, 「消費節約と国民貯蓄の励行を始めとし出征軍人遺家族及傷痍軍人に対する慰藉及後援, 科学の振興と其の實際的応用に関する国民の関心の振起, 更に又国民体力の向上, 集団的勤勞運動の強化」に力を注ぐべきことを求めた。そして, 「一時の感激に終らしむることなく, 深く事変の真意義を認識し東亜の指導者としての根柢ある国民的自覚にまで進展せしめ又之を各自の職務, 實際生活の上に具現」させなければならないこと, あるいはまた「国民の自覚と精神力の充実発揚とに俟たねばならぬ」ことを強調したのであった。²⁾さらに, 青年学校義務化, 実業教育施設の拡充, 体育の振興等についてやや詳しく説明を加えて後, 集団勤勞作業についてこう述べた。

「近時実践的精神教育を重んずる傾向が著しくなりました教育は行を大切とし学校は即ち道場なりとするの見解に基き実行, 勤勞に関する各種の研究施設を見るに至りましたことは我が国教育上洵に喜ぶべき現象であります。特に最近著しく勃興の気運に向ひつつある所謂集団的

勤労作業の如きは注目すべき事項であると信ずるものであります。斯くの如き運動は現時の教育刷新の上にも大なる示唆と意義とを有するものであります。各位は周到なる用意を以て夫々地方の実情に即応し過重の負担、其の他無理なる計画に陥らぬやう工夫せられ以て大いに之が指導奨励に努められ克く教育を具体化し又之に澁刺たる生気を与へしむるやう格段の力を致されんことを切望致します」³⁾

5月16日には文部省は、3日間の日程で道府県学務部長会議を招集した。その際の文部大臣の訓示のなかで「近時の集团的勤労作業の勃興」を、「我が国の教育は漸次西洋的教育理論のそのまゝの採用より脱却せんとし自ら日本の教育として自覚ある発展の道に即して来た……その結果として我が国教育の全面に亘って国体日本精神に徹底し之を實生活に具現する努力が試みられて居る」具体的事例として挙げ、「単に精神の上に限られたものであつてはならぬ……即ち實際に生かされ物と一致して具体的に発展しなければならぬ」教育における「日本精神の力強い発露」であると、極めて積極的な評価を与えたのである。⁴⁾

そして「集団勤労実施状況＝関スル件」について地方長官から聴取してはいるが、⁵⁾ なおどのように具体化し得るか明確ではなかった。

5月24日、木戸文部大臣は高等師範学校長、高等学校長、実業専門学校長会議における訓示で「現下学校教育＝於テ最モ注意スベキモノトシテ集团的勤労作業ノ問題ヲ提出シタイ」、と前置きしながら集団勤労作業に関する文部省の方針についてこう述べた。

「集团的勤労作業ニツイテハ之ヲ本省ノ方針トシテ夫々適當ナル方法ニ依リ又ヨク緩急ヲ計ッテ本年度ヨリ各学校ニ於テ実施ヲ図ル予定デアリマス。ソノ具体的方法ニツイテハ各学校別ノ會議ニ於テ各学校、各地方ノ実情ニ適合スルヤウ攻究セラレタイト思ヒマス」⁶⁾

これらの諸会議における文部省の説明では、集团的勤労作業という表現を用いており、従来種々のカムバニアで用いていた勤労奉仕とは、教育活動としておよび作業それ自体の持っている意味をより明確化したものであるという点で異なっていた。文部省は、集団勤労作業の教育活動としての意義を次の二点において認めた。第一は、「現在ノ時局下ニ於ケル日本国民ノ真剣ナル動キノ中カラ自ら生レテ来タ所ノ国民ノ進ムベキ意義深キ方向デアル」（圈点は筆者）⁷⁾と、自主的な運動として評価した点である。国民精神総動員運動の提起以来、政府が常に応召兵士の遺家族に対する勤労奉仕を行なうよう「啓発」＝指導してきたことは既に述べてきた事実によって十分説明できることである。にもかかわらず、文部大臣をして「現時ニ於ケル我が国民ノ自覚運動」とまで言わせしめたのはなぜであろうか。上からの「啓発」によるものであってもおそらく熱狂的に没頭するという状態が広範囲にみられたのであろう。

だからこそ「教育＝於テモコレ（集団勤労作業、筆者）ヲ力強ク採リ上ゲルコトニ依ッテ現下ノ教育ハ克ク實際的把握ノ上ニ生カサレルト思フ……学校教育ノ刷新モ亦コノ途ヲ講ジテ具体的ニ為サレルコトガ出来ルデアリマセウ」⁸⁾ とのような、集団勤労作業の教育的機能および学校教育全体の質的転換を可能にするという見通しを明示することができたのである。これが第二点である。

作業それ自体としての意味は、実際には極めて多様な形態で作業が行なわれたのだが、当面は応召兵士遺家族の援農を重点的な対象と考えていたのであり、農村労働力の補填という現実的要請にも部分的ではあったが応えるものであった。集団勤労作業は、銃後援活動であり、生産に直結する作業であるが故に、「学校教育ノ刷新」をもたらすべきものとして構想されていたのである。このような意味を付与したと同時に、政府・文部省は集団勤労作業を教育活動

の一環として行なうという説明に苦慮しなければならなかったのである。

木戸幸一の後を襲って文部大臣に就任した荒木貞夫は、5月31日に開催した道府県学務課長並視学官事務打合せ会における訓示のなかで「近時漸く旺ならんとする集団的勤労作業運動の如きは実践的精神教育の一事象として極めて重要な意義を有するものでありますが之が実施については深き用意の下に十分なる指導誘掖を加へ以て其の效果の万全を期するやう特に努力せられんことを望みます」⁹⁾と勤労作業が「実践的精神教育」として重要な意義があることを強調し、本格的に取り組む姿勢を明らかにした。

この会議で、文部省は初めて中等学校における勤労作業について次のように具体的指示を与えた。

「集団的勤労作業運動ハ実践的精神教育実施ノ一方法トシテ生徒ヲシテ勤労作業ノ体験ヲ通ジテ団体的訓練ヲ積マシメ以テ心身ヲ鍛錬シ国民的性格ヲ練成セシムルコトヲ要旨トスルモノニシテ現時ノ教育刷新上大ナル示唆ト意義トヲ有スルハ勿論特ニ現下ノ時局ニ処シ極メテ緊ナルコトト認メラルルヲ以テ……中等諸学校ニ於テモ既ニ実施計画ヲ樹立セラレタルモノノ外ハ差当リ来ル夏季休暇ノ始期又ハ終期ニ於テ概ネ三日乃至五日ノ程度ヲ目標トシテ別紙要項参酌ノ上十分ナル用意ト工夫ノ下ニ實際ノ事情ニ適応セル計画ヲ各学校ヲシテ樹立セシメ之ガ教育的効果ヲ挙ゲシムルヤウ指導ニ努メラレタシ」¹⁰⁾

文中で触れた「別紙要項」とは、「中等学校ノ集団的勤労作業運動ノ実施ニ関スル要項」のことであるが、その全文を次に掲げる。

一、要旨

集団的勤労作業運動ハ実践的精神教育実施ノ一方法トシテ生徒ヲシテ勤労作業ノ体験ヲ通ジテ団体的訓練ヲ積マシメ以テ心身ヲ鍛錬シ国民的性格ヲ練成スルヲ以テ趣旨トスルコト

一、実施ノ方法

差当リ本年度夏季ニ於テハ左記要綱ニヨリ之ガ実施ヲ計画スルコト

- (イ) 実施期間ハ夏季休暇ノ始期・終期其ノ他適当ノ時期ニ於テ概ネ低学年ハ三日高学年ハ五日(師範学校並ニ高等小学校ヲ以テ入学資格トスル学校ニ在リテハ学年ヲ問ハズ概ネ五日)ノ程度ヲ目標トシ實際ノ事情ニ応ジ適宜之ヲ定ムルコト
- (ロ) 生徒ノ心身ノ状況、学校ノ授業・実習等ノ関係ヲ考慮シテ低学年・高学二年ニ付適当ノ作業ノ種目実施ノ方法等ヲ具体的ニ定ムルコト
- (ハ) 勤労作業ノ実施ニ付イテハ左ノ諸点ニ留意スルコト
 - (一) 生徒ハ恰ク本運動ニ参加セシムルコトニ必要ニ応ジ適宜班ヲ分チテ実行スルコト
 - (二) 教職員ハ挙ッテ之ニ参加シ生徒ト一体ニナリテ其ノ実績ヲ挙グルニ努ムルコト
 - (三) 作業期間中ハ現場ノ状況ニ応ジ可成最寄ノ学校・寄宿舎・寺院等ノ設備等ヲ利用シ参加全員寝食ヲ共ニシテ規律節約ノ内ニ訓練アル生活ヲ体験セシムルコト
 - (四) 作業ノ種目ハ大体左ノ如キモノニツキ市町村其ノ他関係方面ト聯絡ヲ図リ具体的実施計画ヲ樹立スルコト
 1. 校庭、農場、農園、演習林等学校設備ニ関スル手入其ノ他ノ作業
 2. 応召軍人遺家族ニ対スル農事家事等ノ手伝
 3. 神社・寺院等境内地清掃、設備修理
 4. 都市防空設備、公園、運動場其ノ他公共設備ニ関スル簡易ナル作業
 5. 軍用品ニ関スル簡易ナル作業

6. 開墾其ノ他ノ農業作業

7. 道路改修, 埋立其ノ他土木ニ関スル簡易ナル作業

8. 其ノ他

(イ) 作業時間, 休憩時間等ハ生徒ノ心身発達ノ状況ニ適応セシメ又救急施設ニ付テモ遺漏ナキヲ期スコト

(ロ) 作業現場ニハ出来得ル限り徒歩行軍ヲ励行スルコト

(ハ) 作業用具ハ出来得ル限り学校相互ノ間ニ融通ヲナシ又ハ市町村其ノ他適当ノ向ト連絡シ其ノ調達ヲナスコト

(ニ) 作業ノ前後ニ於テハ特ニ規律ヲ正シクシ集団勤勞作業ノ精神ヲ明ニスルコト

備考

一, 実施期間ノ三日乃至五日ハ之ガ標準ヲ示セルモノニシテ實際ノ事情ニ応ジ更ニ日数ヲ増加シテ本運動ノ趣旨ヲ一層徹底セシムルニ努ムベキコト

二, 女子中等学校ニ在リテハ作業種目ノ選定其ノ他実施ノ方法ニ付特ニ考慮ヲ加フベキコト¹¹⁾

続いて6月9日, 上記「中等学校ノ集団的勤勞作業運動ノ実施ニ関スル要項」を別紙として添付した各地方長官宛文部次官通牒「集団的勤勞作業運動実施ニ関スル件」を発して趣旨の徹底をはかった。¹²⁾

「中等学校ノ集団的勤勞作業運動ノ実施ニ関スル要項」は画期的な文書であった。勤勞奉仕を集団的勤勞作業と改めたのが, 単なる言葉の上の問題にとどまることがらではないことは既に述べた。この「要項」にはなお幾つか注目すべき点を含んでいた。

その第一は, 「勤勞作業ノ体験ヲ通ジテ団体的ナ訓練ヲ積マンメ以テ心身ヲ鍛錬シ国民的性格ヲ練成スル」と改めて述べているように, 具体的勤勞作業が「団体的訓練」つまり命令服従, 集団規律の訓練を行なうことになると考えられたのである。勤勞奉仕が上からの「啓蒙」によるものであっても奉仕という何らかの自発的行動への期待を含んでいると思われるのに対して, ここではより組織的計画的に学生・生徒を動員するという観点が表面に強く出ている。特に6月9日付通牒では「各学校ニ於ケル右実施ニ関スル計画承知致度ニ付別紙様式ニ依リ来ル七月二十日迄ニ御報告相成度」と, 作業種目, 作業量, 学年別参加生徒数, 作業日数, 実施期間, 作業の際の生徒組織, 教職員の参加状況, 学校と作業現場との距離, 往復の方法, 宿舍の種類, 宿舍における日課・訓練方法, 必要経費・支弁方法などの項目にわたる詳細な「集団的勤勞作業運動実施計画要項」の提出を求めており,¹³⁾ 「計画承知致度ニ付」とはあったけれど, それは既に立案されていた計画を提出させるということはもちろんであったが, むしろ道府県と学校側に「自発的」に計画を立案させるというなかば強制的な作用を及ぼしたものと思われる。

第二には, 対象とすべき作業の種類を, 従来応召兵士遺家族に対する援農活動を中心として行なっていた農作業の範囲を, 学校農場, 農園, 演習林, 開墾などと拡大したばかりでなく, 都市防空設備などの公共施設に関する簡易な作業, 道路改修, 埋立など単純な作業ですむような土木工事をもその対象としたことである。これは, 「その主要な任務は, 労働力と生産手段の国家独占資本主義的確保にあった」¹⁴⁾ という「国家総動員法」が既に制定をみており, 労働力の不足を見通して在学中の学生・生徒を労働力の一部として組込んだということを意味した。同時に, 応召兵士遺家族援農ということになれば当然参加可能な学校は地域的に限定されてしまうという問題が, このように多様な作業種目を設定したことによって解消し, より多く

の学校が集団勤労作業を行ない得る道を開いたということにもなったのである。

第三に、集団勤労作業は単純とはいえ労働であったにもかかわらず、「作業ノ前後ニ於テハ特ニ規律ヲ正シクシテ集団勤労作業ノ精神ヲ明ニスル」という点に示されているように、あくまでも教育活動の一環として行なうのだという実践的な「精神教育」ともいえるべき性格を備えたものであったことである。実際「……現場に到着すると、訓示、注意、宣誓などと型のごとき式が行なわれて後作業が行なわれる。終わった時もまた同様である」¹⁵⁾ という状況であったようである。だからこそ(の)留意事項のなかで、「生徒ハ恰ク本運動ニ参加セシムルコト」と全員の参加を義務づけ、教員も「生徒ト一体トナリテ其ノ実績ヲ挙グルニ努ムルコト」を特に求め、生徒を「適宜班ヲ分チ」、作業期間中は「全員寝食ヲ共ニシテ規律節約ノ内ニ訓練アル生活ヲ体験」させ、あるいは往復の際には徒歩行軍を行なうべきことを指示して、「団体的訓練」を行なうよう強く注意を促していたのである。従ってまた、その目的を果そうとすれば「實際ノ事情ニ応ジ適宜之ヲ定ムルコト」となっていたけれども3ないし5日間の日程は、それだけの日程を消化すればよいというのではなく、まとまった期間として設定すべきものとして指示していたと理解できるのである。

このように「実践的精神教育ノ一方法」の実行はぬかりなく用意された。従来の勤労奉仕を、集団勤労作業として、国民精神総動員運動のあれこれのキャンペーンから分離することによってその性格を一層明確にすることが可能となったのである。

それとともに、学校農園や演習林などは学校の独自の判断で作業計画を立案することが可能であったが、多くの場合には「市町村其ノ他関係方面ト聯絡ヲ図」らなければならないのであって、学校教育が集団勤労作業を通じて一層強く銃後支援体制、労働力政策のなかへ組込まれていったことをも意味していた。「備考」の第一項が示した、3ないし5日という期間は標準に過ぎないのであり、「實際ノ事情」すなわち労働力政策の展開に左右されて「更ニ日数ヲ増加シテ本運動ノ趣旨ヲ一層徹底セシムルニ努ムベキコト」と作業日数の増加を可能にするような内容であって、集団勤労作業は開始と同時にそれがごく短時間に限定されたものではなく一層強化され長期化するという方向を既に含んでいたのである。

通牒発送に相前後して6月7・8日の2日間にわたって文部省は師範学校長会議を招集した。7日、荒木文部大臣はその席で行なった訓示で「軍国多事ノ際ト雖モ教育ノ事ハ忽ニスヘカラス其ノ局ニ当ル者克ク精励セヨ」との明治天皇の「御沙汰」を引合いに出し、「……我国の教育は単なる個人に出で又個人のなすところの教育ではなく又単に政府の企画にのみ依るものでもないと思うのであります。国体に鑑み実に其の根源は炳として古より伝はっているので 皇祖皇宗の御遺訓に遵ひ 陛下の大御教を絶対の拠り所とする最も尊厳なるものであります。事に教育に従ふ者は己れを空うして克く此の大御教に従ひ奉りてこの大道に参し之を輔翼し奉ることを任務とし使命とすべきであります」¹⁶⁾ と、侵略戦争を遂行するうえで教員の重要な役割を強調した。さらに、特に「生徒と起居寝食を共にして真の人格的指導訓練を行ふことは現下最も肝要なることと思います。幸にして師範学校には寄宿舎の施設がありますから各位に於ては鋭意其の精神内容を更新其の組織を整備し校長始め全教員が寄宿舎に於ける教育に力を注ぎ十分なる効果を挙げられたい」¹⁷⁾ と寄宿舎における教育に注意を喚起したことは、集団勤労作業で「団体的訓練」を大きな目的としていたことと対応しており、重要な点であった。師範学校における「実践的精神教育」の強化は、他の中等教育機関におけるそれと共通

するものであり、かつ師範学校が「教育の本源に携って」いることによって区別されるものであった。また、師範学校が寄宿舎を備えており、大部分の生徒が寄宿舎から通学していたという条件は「団体的訓練」を一層系統的組織的に行なうことを可能にしていた。¹⁸⁾ 文部大臣の訓示には、集団勤労作業に関する具体的言及はなかったが、普通学務局長が示した指示事項の第一は、「集団的勤労作業運動ノ実施ニ関スル件」であった。その全文を次に掲げる。

「近時実践的精神教育重視ノ傾向著シク教育ハ行ヲ以テ中心トシ学校ハ即チ道場ナリトスル精神ニ基キ各種ノ研究施設ヲ見ルニ至リタルガ特ニ最近著シク勃興シツツアル集団的勤労作業運動ハ実ニ此ノ精神ヲ具現セルモノニシテ教育上極メテ意義深ク其ノ至大ナルモノアルヲ認メラル依テ本省ニ於テハ取敢エス来ル夏季休暇中ヲ期トシ之ガ実施ニ関スル要項ヲ示シテ普ク高等専門学校並ニ中等学校ニ於テ之ヲ実施セシムルコトトナシタリ各位ハ克ク本運動ノ精神ヲ諒得シ卒先之ガ実施ヲ画シ師範教育ニ一段ノ迫力ト生彩トヲ与フル努力ヲ致サレタシ」¹⁹⁾

教育は「行」を中心とし、学校は「道場」であるという点、および集団勤労作業の実施によって「師範教育ニ一段ノ迫力ト生彩トヲ与フル」という点に新たな展開をみることができる。6月9日付通牒よりは、「精神教育」の色彩は濃いように思われるが、集団勤労作業を具体化しようとするればするほどその性格が前面に出てくるのだといえる。

文部省は、この会議で「師範学校寄宿舎ニ於ケル生活指導並ニ訓育ノ状況」「時局ニ鑑ミ特ニ実施シタル事項」など4項目にわたり、「聴取事項」として師範学校における教育の実情を調査した。残念ながらそれらの内容は不明である。けれども、先に示した大臣訓示の力点と指示事項に照して、単に「聴取」したということにとどまらないで、そこで師範学校長を通じて述べられた実際の状態は、師範学校相互の間で侵透し合うという大きな効果をもたらしたと推察することはそう困難ではない。

このように何度かの行政指導を重ねながら、集団勤労作業の理念はしだいに明らかにされ、その具体化が進められていった。「中等学校ノ集団的勤労作業運動ノ実施ニ関スル要項」はどのように実施されたのであろうか、次にそれをみることにしよう。6月9日付通牒にもとづく集団勤労作業の全国的実施状況については、文部省教育調査部が編集した『集団勤労作業の概況』によってその概略を知ることができる。それによれば、「今回の集団勤労作業は、大学、高等専門学校及中学校に及び、参加学校数約三千校、参加学生生徒数（延人員）約七百六十三万人……頗る大規模の運動といふべく、中央に適切なる統制機関がなかったにも拘らず、事変を契機として非常時局に処する銃後の緊張せる学校教員及学生生徒の熱意と府県及市町村の好意ある協力と相俟って……予期以上の実績を挙げる事が出来た」²⁰⁾ とい

〈表-1〉1938年度集団勤労作業参加生徒延人数（単位 人）

区 分	男 子	女 子 *
師 範 学 校	129,132	
中 学 校	1,997,054	
実 業 学 校	1,904,784	
そ の 他	30,912	
合 計	4,061,882	3,500,523

* 女子については学校種別の統計がない。

文部省教育調査部編『昭和十四年十月 集団勤労作業の概況』156ページ。

うのが文部省のまとめであり、自発的で意欲的な取組であったときわめて高い評価を与えたものであった。中等学校における実施状況について文部省は、「中等学校に於ては全部の学校がこの運動に参加し、参加延人員数は男子四百万人、女子二百万人余になり……参加実人員数は凡そ百二十万人にして、それは一部の病

弱者を除いた殆んど全在籍生徒数に相当する」²¹⁾と述べている。〈表-1〉は、中等学校における実施状況の概括である。

文部省は、全部の学校が参加し、病弱者を除いた在籍者のほとんどが参加したと述べているが、1938年度の『文部省年報』によれば、師範学校、中学校、高等女学校、実業学校の合計は2,977校、在籍生徒数は1,397,477人であり、文部省の報告は正確とはいえないけれども中等学校総数の93%、生徒総数の86%が参加をみた大規模な運動として展開したことは確かである。

どんな作業を行なったのか、その種目を次に掲げる。

- 学校内外ノ清掃美化（校舎校具ノ修理整頓、校庭及学校周囲ノ敷地清掃等）
- 学校内ノ土木作業
- 農耕作業及開墾作業（農園農場ノ実習及整備、牧畜及家畜飼育等）
- 森林作業（山林ノ開墾、植樹、整備、間伐、林道建設下草刈等）
- 園芸作業
- 神社寺院ソノ他記念碑等ノ清掃美化作業
- 河川改修及排水工事
- 水害復旧作業
- 競技場、飛行場其ノ他ニ関スル土木作業
- 軍事慰問及応召軍人遺族ニ対スル奉仕作業（農事手伝炊事、洗濯、裁縫等）
- 軍役奉仕作業（営庭及練兵場ノ地均、陸軍病院ノ清掃、防空監視、軍衣裁縫洗濯、陸軍病院ノ炊事手伝、軍需品作製加工補助）
- 女子作業（裁縫、炊事、洗濯、保育、刺繡、機織）²²⁾

〈表-2〉は、どれだけ 학교がどの作業種目に従事したのかを示したものである。ひとつの学校が複数の作業に従事した場合が大部分であるという結果、学校数はもちろん重複しており、参加者の数や日数も不明なので学校数だけでは必ずしも実態を把握しがたいのだが、この時期における集団勤労作業の状態をある程度は知り得る。この表から解することは、学校内の清掃美化作業と土木作業、神社寺院、記念碑、公園、道路の掃除などの軽作業をとりあげた学校が最も多かったということである。女子の場合の軍事慰問および応召軍遺家族に対する奉仕活動、軍役奉仕作業も軽作業に類するものが実際の内容であったのであり、女子については軽作業が主な作業であったということは一層際立っていた。

また、作業期間は3ないし5日間という場合が最も多く、なかには2日間あるいは19日間という例もあった。⁽²³⁾

〈表-2〉

作業種目別集団勤労作業従事学校数

作業種目 調査校数		校 内 清 掃	校 内 作 業	農 耕 開 墾 作 業	森 林 作 業	園 芸 作 業	神社・寺院等 の 清 掃	公園・道路等 の 清 掃	修 道 工 事	河川改修・排 水 工 事	水 害 復 旧 作 業	競技場・飛行 場等土木作業	奉仕作業 召軍人遺家族 慰問・応	軍 役 奉 仕	女 子 作 業	そ の 他
男 子	1,502	470	575	391	270	41	360	225	314	119	52	303	266	170	-	87
女 子	1,275	628	402	270	35	75	517	236	83	12	21	100	446	573	198	78
計	2,777	1,098	977	661	305	116	877	461	397	131	73	403	712	743	198	165

「中等学校ノ集团的勤勞作業運動ノ実施ニ関スル要項」では、「参加全員宿食ヲ共ニシテ規律節約ノ内ニ訓練アル生活セシムルコト」を指示していたが、何らかの宿泊訓練を実施した中等学校は1,317校で、これは調査総数2,765校の48%に相当する。²⁴⁾ 文部省は宿泊訓練の幾つかの事例を載せているが、次に京都府女子師範学校の1日のスケジュールを掲げておこう。

午前 5:00	起床
6:00	御陵参拝, 誓詞, 訓話
7:00~ 8:00	作業
8:00	朝食
8:30~11:30	作業
11:30~午後 3:00	休憩
午後 3:00~ 5:00	作業
5:00~ 6:30	入浴
6:30	夕食
7:30~ 8:30	静座, 精神講話, 夜礼
9:00	就寝 ²⁵⁾

この例は、宿泊訓練の好例としてだけでなく、集団勤勞作業の好例として挙げられたという点を考慮すれば、この程度の作業時間、スケジュールが一般的であったとは考えにくい。午前5時に起床後合計7時間もの作業は、その内容は不明だが、15~19歳の女生徒達にとって軽い労働といい切れるものではなかったと思われる。

起床後まず行なう「御陵参拝」は、多分明治天皇の墓を参拝したものと思われるが、「宮城」、「多摩御陵」のある東京やその近県、あるいは奈良県、宮崎県などと同様に、天皇に対する意識を形成する上で、特別の意味をもち得たであろうことは疑いない。一般的に行なわれていた「宮城遙拝」「東方遙拝」とは異なる意味合を含んでいた。文部省が、京都の例を挙げたのは偶然ではない。

集団勤勞作業においては、既に触れたことだが、作業の前後に「行事」を行なうことになっていた。集団勤勞作業は、「実践的精神教育ノ一方法」であり、「身心鍛錬の神聖なる道場」であったから、前後の「行事」は特別の意味をもつものとして重視せられた。文部省のまとめによれば、「心身両者の準備が完全に行なわれて始めて之に次ぐ作業も単なる労働でなくして修練的な意味を得、事上錬磨、流汗鍛錬なる集団勤勞の教育上の効果を全からしむることを得る」²⁶⁾ という「行事」は、「静から動へ移るときの精神的修練」「静の内的沈潜」へと誘導するものとして一般的に行なわれた。この「行事」はどの学校においてもほぼ同じように行なわれた模様で、「凡て国旗掲揚と皇大神宮・皇居の遙拝とが見られ、戦没英霊に対する黙祷、出征兵士の武運祈願が之に次いでゐる。この他には国歌・愛国行進曲・軍歌・校歌等の合唱があり、所によっては御製の斉唱・万歳三唱なども行なつてゐるところもある。学校によっては市町村・神社等から隊旗を授与され作業のたびに之を樹立するとか、宣誓文を即読するとか、分列を行うとかしてゐる。招魂社其の他の神社に参拝してゐる学校もある」。²⁷⁾

これらは「行事」というものの、むしろ儀式と呼ぶにふさわしいものであったし、また儀式として行なわれることによってのみその意義が鮮明となり得るような行事ばかりであった。それらは、単に「心身両者の準備」を整えるというだけでなく、「国旗掲揚と皇大神宮・皇居の遙拝」を筆頭に、濃淡はあるものの他のいずれの場合も天皇制イデオロギーと強く結びついた

儀式であったことは、当然とはいえ重要なことからであった。

幾つかの道府県あるいは学校における実施の状況を知ることができれば、集団勤労作業の実態を正確に把握できるのだが、東京府青山師範学校では、7月21日から25日までを前期集団勤労作業、8月26日から30日までを後期集団勤労作業とのように2回に分けて10日間実施したとか、²⁸⁾ 秋田県師範学校では、7月28日から1週間実施した²⁹⁾ とかのように実施期間に関する事実をわずかに知り得るのみである。

北海道札幌師範学校では6月16日、臨時職員会議を開いているが、議題のひとつは「文部省主催校長会議状況伝達」であり、これはいうまでもなく全国師範学校長会議における文部大臣訓示要領、指示事項、聴取事項の報告であった。³⁰⁾ さらにひとつの議題は、北海道学務部が主催した「教務主任者会議状況報告」であった。この会議については、「明治三十七年七月十一日ノ教育者ニ下シ給ヘル御沙汰書ノ御精神ノ徹底普及ヲ図ルコト」が「要点」として報告されていた。その他、指示事項、協議事項についてそれぞれ報告があったが、それによればそれらは次のようであった。

〈指示事項〉

1. 教育者精神ノ作興ニ関スル件
2. 道民精神ノ更^{マシ}揚ニ関スル件
3. 銃後後援ノ強化ニ関スル件
4. 貯蓄思想ノ普及徹底ニ関スル件

〈協議事項〉

1. 国体明徴ニ関スル件
2. 訓育ノ徹底ニ関スル具体的事実
3. 学習態度ノ確立ニ関スル件
4. 職員生徒ノ服制統一ニ関スル件
5. 職員ノ修養研究ニ関スル件
6. 鍛錬主義教育ニ関スル件
7. 勤労教育ノ徹底ニ関スル件
8. 職員生徒ノ奉仕活動ニ関スル件³¹⁾

教務主任者会議の力点は、教育全体を教員を中心としながら明治天皇の「御沙汰」へと収斂させることにあった。また、協議事項の「国体観念明徴ニ関スル件」については「行事ニ流レズ精神ヲ徹底スル」と報告されており、道当局の指示内容を正確に伝えているかどうか疑わしいとしても、札幌師範学校の教務主任者の受取り方を示していて興味深いものがある。「実践的精神教育」は、あくまでも「精神」を徹底することが肝要とされたのである。この会議で示した指示事項、協議事項をみる限り集団勤労作業は、文部省が位置づけているほどには大きな比重を占めているようには思えない。

7月5日にたって北海道は、学務部長名を以って各支庁長、各市町村長、各公私立中学校長宛に「休暇訓練実施ニ関スル件」³²⁾ を発した。通牒は「……休暇訓練実施相成候ニ付テハ（貴管下貴校職員生徒）各校ニ之ガ趣旨ノ徹底ヲ図リ慎重ナル実施計画案樹立ノ上其ノ実効ヲ期スル様特段ノ配意相成度」と前置して、次のような「休暇訓練実施要綱」を実行するよう指示を与えた。

第一、実施ノ要旨

現下稀有ノ困難ニ直面シ忠勇ナル將士ハ砲煙彈雨ノ中ニ具ニ辛酸ヲ嘗メテ一死奉公ノ誠ヲ致シ銃後國民モ亦拳國一致緊忍持久万難ヲ克服シテ必勝ヲ期シツツアルノ際全道各校ニ於テハ休暇中ト雖大ニ児童生徒ノ心身ヲ鍛鍊シ國民的意識ノ昂揚ニ努メ以テ將來皇國興隆ノ負荷ニ堪フルノ資質ヲ鍊成セントス

第二、名称

休暇訓練トス

第三、実施日数

休暇中左記日数ニ基キ成ルベク継続シテ実施スルモノトス

一、小学校

夏季冬季休業中 各七日以上

二、中等学校

夏季冬季休業中 各十日以上

第四、実施上ノ連絡統制

一、小学校

各市町村ニ於テ小学校長會議開催協議打合ヲ行ヒ実施上ノ連絡協調ニ努ムルト共ニ各校夫々実施計画案ヲ樹立スルコト

二、中等学校

適宜連絡ノ途ヲ講ズルコト

第五、実施事項

左ノ実施目標ニ鑑ミ学校ノ種別、学年、性別、地方ノ実情及季節等ニ稽ヘ適當ナル事項ヲ定メ実施スルモノトス

実施事項ハ訓練ノ実ヲ拳グルガ為多種多様ニ互ルヲ避ケ集中主義ニヨリ徹底スルモノトス
実施目標

一、心身鍛鍊

二、勤勞報國

三、非常時訓練

「参考」実例施事

一、早天修養（神社大前ノ修養）

一、武道寒暑稽古

一、教練

一、耐久行軍，強行遠足，登山

一、陸上諸競技，相撲，操舟，水泳，スキー，スケート

一、防空及防火訓練ノ類

一、荒蕪地開墾

一、土木工事

一、緑肥堆肥生産

一、赤クロバー，チモシー，オーチャード種子採取

一、藥草，エラ草

一、藥工品，其他手工，工業品作製

一、除雪，雪踏

- 一、陸軍委託縫製作業
- 一、軍用品ニ関スル簡易ナル作業
- 一、衛生看護実習、救急法実演
- 一、応召軍人遺家族ヘノ勞力奉仕
- 一、廃品蒐集、廃物利用

第六、行事ノ順序

休暇訓練ノ行事ノ順序ハ左ニ準ズルコト

- 一、国旗奉掲
- 二、皇居遙拝
- 三、訓話
- 四、唱歌斉唱（校歌又ハ愛国行進曲、道民奉公歌等）
- 五、作業運動開始
- 六、集合
- 七、国旗奉降

第七、実施上ノ注意

- 一、本訓練ノ趣旨竝ニ行事ニ就キ其ノ目的方法ノ理解徹底理解ニ努ムルコト
- 二、児童生徒ヲシテ時局ヲ認識シ其ノ本分ヲ自覺セシメ自発的態度ヲ以テ実践ニ努メシムルコト
- 三、本訓練ハ神聖ナル国旗ノ下ニ皇国日本ノ本性ヲ反省セシメ特ニ礼節規律ヲ厳守シテ品性ヲ陶冶シ不撓剛健ノ資質ヲ鍊成スルト共ニ奉公奉仕、自治協同ノ精神ヲ藁養スルコト
- 四、児童生徒ヲシテ作業能率ノ向上ニ就キ考究ヲ遂ゲシメ創意工夫ノ能ヲ啓培スルコト
- 五、作業ノ質ト量ニツイテ児童生徒ノ心身ノ発達竝ニ性別、家庭、地方、実情等ニ適応セシメ過勞ノ結果反ッテ勤勞嫌忌ノ風ヲ招キ或ハ家庭作業ニ支障ヲ生ゼシムルガ如キコトナカラシムルコト
- 六、作業ノ結果ニ留意スルト共ニ其ノ過程ニ就キ特ニ慎重ナル教育的考慮ヲ払フコト
- 七、本訓練ニ於テハ実施事項ノ性質ニ応ジ班別トナス要アルベキモ常ニ全体ノ統制連絡ノ途ヲ講ズルコト
- 八、曩ニ通牒セル中等学校ニ於ケル集团的勤勞作業運動ハ本訓練期間中ニ之ヲ実施スルコト

- 九、不慮ノ事故災害等ノ発生セザル様計画ノ周到ト指導監督上萬遺憾ナキヲ期スルコト

文部省がこのような「休暇訓練」を行なうよう指示を出したのか、北海道独自の方針なのか、十分確められない。文部省の通牒にもとづく集団勤勞作業を「休暇訓練」として行なうように指示していることからみて多分後者であろう。

夏休み、冬休みの期間中に「休暇訓練」を行なうことは、平常の教育形態を打破し、あるいは部分的に否定して敢えて行なうことによって作り出される緊張状態が、在学中の生徒と雖も前線の兵士、戦時下の国民と同じように「国民的意識」を昂揚させて、「将来皇国隆盛ノ負荷ニ堪フルノ資質ヲ鍊成」するうえで効果的であると考えられたのである。「休暇訓練」は、「実施目標」の第一に「心身鍛鍊」を掲げてあるように、あるいは「実施上ノ注意」で規律を厳守し、奉公奉仕、自治協同の精神を養成することを強調しているように、もっぱら「精神教育」と集团的訓練の場として位置づけられていた。そして、「自発的態度ヲ以テ実践ニ努メシムル

コト」に注意を喚起していたにもかかわらず、「実例施事」「行事ノ順序」を具体的に示しており、やはり上から組織する点は貫かれていた。「実例施事」などは単に参考の域にとどまるものではなかったのである。

北海道は、7月8日に師範学校長、男子中等学校長と配属将校との教練教育協議会を、9日には師範学校長会議を開催した。師範学校長会議において、「休暇訓練ニ関スル件」を「時局ニ鑑ミ生徒ノ薰化啓導ニ関スル件」とともに指示事項として示しており、「休暇訓練」について道当局は改めて説明を行なったものと思われる。

協議事項には「鍛錬教育ノ徹底ニ関スル件」「勤勞教育ノ振興ニ関スル件」が含まれており、「休暇訓練」を行なうにあたって学校長相互の意見の交換を行ない、趣旨の徹底をはかったものと思われる。³³⁾

7月13日、札幌師範学校では職員会議が開催され、この会議の内容についても報告が行なわれた。『職員会議録』には「休暇訓練」に関しては、「休暇訓練期日ノ件」として「夏冬兩休暇中ニ各十日間ヲ以テ之ニ充当ス、文部省ノ集団勤勞作業ハコノ期間中ニ施行スルコト、施行時期ハ休暇中ナレバ随意、心身鍛錬、精神ノ鼓舞ニ重キヲ置クベキデアル」³⁴⁾と記されており、「休暇訓練」従ってまた集団勤勞作業がきわめて精神主義的な行事であること、あるいはそう理解し、受取っていたということをよく示していた。

職員会議は、7月24日から8月2日までの10日間「休暇訓練」を行ない、そのうち7月27日からの1週間を集団勤勞作業にあてることを決定した。7月19日、職員会議は、「夏季休暇訓練実施計画ニ関スル件」を決定している。『職員会議録』は、「細案ハ別紙」と記録しているが、この細案は既に失なわれており、先の道の通牒が「実例施事」として例示した諸活動のうちいずれかを実施したことはまちがいないが、「訓練期間中ニ不時呼集ヲ行フ」と、師範学校においては伝統的な生徒訓練法とされていた就寝中の生徒を夜間不意に起して人員点呼を行なうことを決定したという以外は残念だが定かではない。³⁵⁾

さて、「実践的精神教育ノ一方法」としてはどう展開したのであろうか。文部省は、集団勤勞作業運動の総括を「集団勤勞作業の教育的課題」として次の諸点にわたってまとめている。

①「日本全国の学生・生徒を一丸とする総動員たるに相応して、多数の学生生徒と、それに多数の教職員とが参加し、師弟一体となって勤勞作業に従事した」と、学生生徒と教員とが一体感をもって各種の作業に従事したことを積極的に評価した。生徒と教員との「短期日の作業とはいへ夏休暇の暑熱の酷しい盛りに」³⁶⁾不慣れな各種の作業を、共同宿泊で行なったことが効果的であったとされ、「教師と生徒を一心同体とする精神的共同作業を作り出した」³⁷⁾と考えられたからである。

②「団体的訓練の根本条件たる規律ある共同性の体験が今回の集団勤勞作業に於けるほど強く現はれたことは、近來の学校教育に於ては稀有な現象であらう」³⁸⁾と、集団的規律の訓練に大きな役割を果たしたことを評価した。従来の学校教育では実現が困難な「規律共同の団体的志操、実践的な公共的精神の陶冶に対して有力なる教育上の手掛りを与へた」³⁹⁾ことに文部省は着目したのである。特に、学校教育における「学習組織は個人の能力、個人の学習を強く形成するところから、どうしても個人的意識を強く引き出す」ことになるとの批判の上に立って、「個人的意識の発達を助長する如き組織そのものに改造を加えて団体的意識の発達を助成する如き組織を新に組み入れる」⁴⁰⁾ことを説いていたことは注目に値する。

また、既に行政指導の段階で触れておいたのだが「学校教育に実践的生命を与ふる師弟相互の生きた人格的關係は、今回の集団勤労作業に於ける共同性の体験のうちに最も肥沃な地盤を見出した。これを好機としてかゝる体験の地盤を学校組織の中にとり入れ、真の教育的環境を作り上げることに寄与すべきことは集団勤労作業の課せられた大いなる教育的課題である」⁴¹⁾とのように、学校教育の質的転換を迫り得るものと総括した。文部省が、教育の「根本生命」とおさえている「師弟相互の実践的な人格關係の稀薄化」を克服できる方途を見出したという訳である。

③「集団勤労作業に於ける共同性の体験は勤労による共同性の体験であるところに特殊な意義をもつ」と、労働に従事したことの意味を強調した。何らかの労働、あるいは作業に従事することで「心身一体の実践的活動は集団的作業を通ずるとき、個人の勤労作業に於ては到底見出し得ざるほどの熾烈なる勤労への衝動と活力とを喚び起す。……集団作業によって強められたる勤労への衝動と快感とが逆に集団作業に於ける共同性の体験を一層全体的なものにし深いものにする」⁴²⁾と労働、作業と「団体的訓練」との有機的關係に着目した。それだけでなく、集団勤労作業の対象が「公共的時局的」であるという「実践的社会性」が「集団勤労作業に生新たな空気」を吹きこみ、その故にまた「理窟でなしに体験と実績とを通して学校教育に於ける実践的社会性の重要性を痛感せしめ」て「郷土や国との一体感」⁴³⁾をつくることができたことと総括したのである。

以上のような積極的な評価を与えていたにもかかわらず、文部省は他方で「新しい創意の余裕もなく、好気心に駆られたり、戦時気分を味うという即興的気分もあることを見逃せない」と指摘せざるを得なかった。

また、これは作業種目のところで既に言及しておいたことだが、文部省は次のように述べて校内清掃およびそれに類する軽作業が大きな比重を占めていたことを重要な問題点として挙げている。

「作業種目の中でも依然として校内清掃が他の種目に比して群を抜いてゐることや、窮余の一策として必ずしも適切ならざる作業を案出して以て事足りりとしたものもあったが、之らは適切なる作業地を発見することの困難や学校教育当事者に集団勤労作業の真の意味が徹底し認識されてゐなかつた点であることも否定できない」。⁴⁴⁾

「中等学校ノ集団的勤労作業運動ノ実施ニ関スル要項」では、7項目にわたって実施すべき作業種目を具体的に提示しており、そのなかには校庭の「手入其ノ他ノ作業」も含まれていたから学校内の清掃を選定したからといって、文部省の指示を無視したということにはならないが、集団勤労作業を行なおうという当初の意図を貫徹しようとすれば、やはり生産的労働か、公共的性格の備えた作業を対象としなければならなかつたのである。

このような問題点を残した理由として文部省は、次の諸点を挙げている。

- ① 中央連絡統制機関の欠除
- ② 作業種目選定の不注意
- ③ 適切な作業指導者の欠除
- ④ 経費不十分のため作業用具の不足⁴⁵⁾

集団勤労作業の積極面として「皇運を扶翼し奉るべき国民の赤誠の発露」である、換言すれば自発性を基礎としながら展開したのだと繰返し述べながら、文部省が問題点の第一に中央連絡統制機関の欠除を挙げていることは、この種の運動が根本的には政府、行政機関の強力な指

導なしには十分な成果を挙げ得ぬことを示していたし、今後は上からの指導が一層強化されていくことを示唆するものであった。

〈註〉

- 1) 「近衛内閣総理大臣訓示」『内務厚生時報』第3巻第6号, 1938年6月15日, 1～2ページ。
- 2) 「地方長官会議に於ける訓示」『文部時報』第619号, 1938年5月11日, 3～4ページ。
- 3) 『同上』6ページ。
- 4) 「学務部長会議に於ける訓示」『文部時報』第621号, 1938年6月1日, 5ページ。
- 5) 『同上』80ページ。
- 6) 「高等師範学校長, 高等学校長, 実業専門学校長会議ニ於ケル訓示」『文部時報』第622号, 1938年6月11日, 60ページ。
- 7) 同上。
- 8) 同上。
- 9) 「学務課長・校視学官事務打合会に於ける訓示」『文部時報』第622号, 3～4ページ。
- 10) 学務課長・校視学官事務打合会における指示事項, 『文部時報』第623号, 1938年6月21日, 73ページ。
聴取事項には「事変ニ対処スル各種教育施設ノ実施状況ニ関スル件」の一項があり, 勤労作業についても報告がなされたことと思われる。
- 11) 『集団の勤労作業運動』(中田俊造文庫)所収, 国立教育研究所教育図書館所蔵。
- 12) 同上。
- 13) 同上。
- 14) 加藤佑治『日本帝国主義下の労働政策』御茶の水書房, 1970年2月15日, 81ページ。
- 15) 前掲『石川県師範教育史』242ページ。
- 16) 「師範学校長会議に於ける訓示」『文部時報』第623号, 3～4ページ。
- 17) 同上, 6ページ。
- 18) 師範学校規模が拡大するに伴ない, 生徒の全員を寄宿舎に収容することができなくなってきた, 1910年代以降通学生制度の実現をみた。通学生の比率は次第に高まり, 1920年代の後半には第一部, 第二部を通じてほぼ3分の1を占めるにいたり, 通学生と寄宿生との関係および通学生の訓育の問題は, 師範学校教育にとって重要な課題であった。概して「校外ノ生活行動ハ大体寄宿舎生徒ノソレニ準シ規律アルモノタルヘシ」(「通学生心得」『東京府青山師範学校一覽』1940年3月5日, 162ページ)と寄宿生と同様に取扱うことにはなっていたようだが, 通学生の存在は, 師範学校における訓育を徹底しようとするれば, 小さくない障害物であった。1938年度第一部寄宿生15,535人(81%), 通学生3,567人(19%), 第二部寄宿生8,966人(83%), 通学生1,849人(17%)であった(文部普通学務局編『昭和十四年四月現在 師範学校ニ関スル調査』1940年10月22日)。
- 19) 前掲『文部時報』第623号, 76ページ。
- 20) 文部省教育調査部編『昭和十四年十月 集団勤労作業の概況』文部省, 1939年10月10日, 26ページ。
- 21) 『同上』26～27ページ。
- 22) 『同上』162～163ページ。
- 23) 『同上』91ページ。
- 24) 『同上』99ページ。
- 25) 『同上』110～111ページ。
- 26) 『同上』88～89ページ。
- 27) 『同上』88ページ。
- 28) 東京学芸大学二十年史編集委員会『東京学芸大学二十年史』東京学芸大学創立二十周年記念会, 1970年3月3日, 546ページ。
- 29) 前掲秋田県師範学校校友会文芸部編『校友会誌』第71号, 68ページ。
- 30) 北海道札幌師範学校『昭和十三年度 職員会議録』, 北海道教育大学札幌分校所蔵。
- 31) 『同上』
- 32) 大前正雄編『北海道教育』第240号, 北海道聯合教育会, 1938年8月1日, 9～13ページ。
- 33) 「全道師範学校長・校視学官事務打合会」高坂久喜編『北海教育評論』第14巻第7号, 北海教育評論社, 1938年7月25日, 17ページ。
- 34) 前掲『昭和十三年度 職員会議録』
- 35) 『同上』
- 36) 前掲『昭和十四年十月 集団勤労作業の概況』17ページ。
- 37) 『同上』18ページ。

- 38) 『同上』18～19ページ。
- 39) 『同上』19ページ。
- 40) 同上。
- 41) 『同上』20～21ページ。
- 42) 『同上』21ページ。
- 43) 『同上』23ページ。
- 44) 『同上』60ページ。
- 45) 同上。

第3節 集団勤労作業の長期化と学校教育の変容

文部省は、1939年3月31日、「集団的勤労作業運動ニ関シテハ曩ニ通牒ノ次第モ有之、差当リ昨年夏季休業中ニ於テ中等学校以上ノ学生生徒ニ対シ実施相成タル処、其ノ実績見ルベキモノ有之候ニ付今後益々其ノ趣旨徹底ノ為実施方法ノ適正ヲ期シ、漸次恒久化ヲ図リ度候条、左記事項留意ノ上本作業ノ趣旨達成ニ一段ノ工夫相成度」という各地方長官宛次官通牒「集団勤労作業実施ニ関スル件」¹⁾を発した。

留意事項は次のようであった。

- 一、本作業ノ実施ニ当リテハ昨夏通牒ノ要旨ヲ徹底センガ為一層礼節規律ニ留意シ弥々盡忠報国ノ精神ヲ以テ心身ヲ鍛錬シ集団的勤労ニ依リ不撓不屈生々發展ノ気魄ヲ培ヒテ実践的精神教育ノ実ヲ挙グルコト
- 二、作業種目ハ前項ノ趣旨ニ則リ其ノ選択ヲ挙グルコト
- 三、実施ノ時期ニ就テハ夏季又ハ冬季ノ休業ノミニ限ラズ隨時之ヲ行ヒ出欠点検ヲ為ス等正科ニ準ジテ之ヲ取扱フコト
- 四、施設等ノ関係上剴切ナル設置ヲ講ジ難キ場合ハ地方長官ニ於テ適宜之ヲ斟酌スルコトヲ得ルコト

通牒は、さらに実施計画を6月30日までに報告するよう求めている。

この通牒は 1938年6月9日付通牒の趣旨を踏襲しながらも、従来の集団勤労作業とは次のふたつの点で大きく異なっていた。第一は、「漸次恒久化」をはかるよう指示し、あるいは夏、冬休みに限定しないで「隨時」行うよう指示していたように、集団勤労作業は一時的ではなく、日常的な行事として位置づけられたことである。これ以前にもおそらくは市町村からの要請にもとづき農繁期には集団勤労作業が行なわれていたと思われるが、文部省の方針として「恒久化」をめざしたことは重要な転換点をなしたものだといえる。第二は、出欠をとって「正科ニ準ジテ之ヲ取扱フコト」を指示した点である。集団勤労作業を正科に準じるというのには、第一に指摘した勤労作業を休暇中以外の時期にも相当長期にわたって行なうためには、正科に準じて取扱う以外にないし、またそのことによって「実践的精神教育ノ一方法」を一層系統的に徹底することを可能にした。第三に、以上の措置によって、作業が一層強度を増すことになるのはもちろんであった。それは同時に作業自体の独自の意義を明確にすることを意味した。

ついで5月8日、文部省は農林省とともに農村労働力補給に学生生徒動員方に関して、各地方長官宛に文部、農林両次官連名で通牒を発した。その全文は次のとおりである。

出動軍人遺家族に対する学校の生徒及児童の労力奉仕に関しては予而御配慮相成居候処時局の進展に伴ひ国民主要食糧、軍需及貿易関係農林水産物の増産を図り軍需、民需の充足並に国民収支の改善を図るのは長期建設下に於ける喫緊の要務に有之之が為政府は昭和十四年度

に於ける重要農林水産物増産計画を樹立し之が實現に邁進致すことと相成之が實現の爲農林漁業勞力の調査に關して諸般の施設を講じつゝあるを以て學校に於ても盡忠報國の精神の昂揚と身體の鍛鍊に資する教育的目的を以て該計画に生徒及兒童を参加せしめ之が實現に協力せしむることは長期戦下に於ける適切なる措置と認めらるるに付ては各市町村の實施に即応して曩の通牒に基く集團勤勞作業に依るは勿論農繁期休業、夏期休業の外に必要に応じ臨時休業を認むる等臨機の措置を講じ生徒兒童の整地、播種、挿秧、除草、收穫、病虫害防除、養蚕其の他の農作業並に之に付随する諸作業に対する勞力の援助を益す強化ならしむる様御配意相成度依命此段及通牒候也²⁾

改めて述べるまでもなく、この通牒は中等學校、小學校の生徒兒童を必要に応じ臨時休業を行なつて、整地、播種、田植、除草、收穫、病虫害防除、養蚕などに限定して、従つてまた非常に具体的に作業を指示して農作業に参加させるよう求めたものである。これは、3月8・9日に農林計画委員會（農業生産計画部會）が「昭和十四年度アルコール原料甘藷、馬鈴薯増産に關する件」「昭和十四年度に於ける米穀生産計画に關する件」を決めており、³⁾ 農業生産を増大させることは重要な課題であり、他方軍需工業への農業勞働力の流出は激しさを増し、農業勞働力不足は「我農村に於ては今次事變の爲勞力及肥料其の他の生産資材の供給充分ならざるものありて動もすれば米穀の生産を減退するの虞ある……」⁴⁾との指摘がある如く、これまた深刻な課題となりつつあるということの直接的反映であつた。

しかも、例えば甘藷と馬鈴薯は航空燃料として揮発油と混用するアルコールの原料にするためのものであり、米の生産も「皇軍竝に銃後國民の志氣に關する所頗る甚大なるものある」⁵⁾戦争の遂行と密接不可分であり、農業勞働力の不足という事態の中で、なおかつ生産を高めるという課題を是非やりとげなければならなかつたのである。

集團勤勞作業は、農業勞働力の不足を補給するために行なうことになつた。従来も応召兵士の遺家族の勞働力不足を補なうために援農活動は広範囲に行なわれていたが、この通牒が、文部、農林兩次官の連名で送られていたことによく現われているように、以前のように部分的ではなく構造的に組込まれつつあつた。通牒を発するまでに行なわれたであろう兩省間の周到な準備の過程を知ることはできないが、農林省からの要請によって具体化したことはまちがいないところである。

師範學校についてみてみよう。6月26・27・28日の3日間にわたつて文部省は、全國師範學校長會議を招集した。その際の指示事項の第一は、「生徒ノ農業生産力拡充計画ニ對スル協力ニ關スル件」であつた。その内容は、先の文部・農林兩次官連名の通牒とまったく同じであつた。⁶⁾

このように通牒や會議における指示にもかかわらず、師範學校に關する限りそれを実施したという証拠を見出すことは難しい。というのは、例えば秋田縣師範學校の場合、1938年の時と同様夏休み中に1週間ほどの集團勤勞作業を行なつたと記録があるに過ぎず、それ以外の時期に實施された形跡がないからである。⁷⁾

札幌師範學校の「行事予定表」にも前年度と同様夏休み中に實施するという記録があるだけである。⁸⁾

それには次のような事情が介在しているものと思われる。農林省の側からみれば農業勞働力の不足は深刻な課題であつたが、政府全体としては勞働力配置計画のなかに農業勞働力の確保を十分位置づけるにはいたっていなかつたことが大きな要因と考えられるのである。1939年7

月4日に閣議決定をみた「昭和十四年度労務動員実施計画綱領」⁹⁾では、軍需産業、生産力拡充産業とその附帯産業、輸出及び必需品産業、運輸通信業に必要とされる新規需要とそれらの減耗補充に充てる労働者は104万5千人と計算されているが、その供給源の最大の部分は新規小学校卒業者46万7千人、それに次ぐのが「農村未就業者（手助ヲ含ム）及農業従事者」25万6千人であった。このように軍需産業その他に必要な労働者の最も重要な給源に農業労働力をあてこんでおきながら、農業労働力については次のように述べていた。

「農村ヨリ労務ヲ供出スルニ当リテハ農業ニ於ケル青年労力ノ急減竝ニ其ノ地方的偏倚ノ実情ニ鑑ミ之ガ供出ヲ計画化スルト共ニ地方ニ於ケル労務行政機関ト経済厚生委員会等トノ連繋ヲ一層緊密ナラシムル様措置スルモノトス

農業生産確保ノ為ニハ農業労力調整計画ヲ設定シ作業及施設ノ協同化、集团的移動労働、勤労奉仕、共同託児共同炊事其ノ他ノ家事労働施設、畜力機械力利用ノ拡充等ノ諸方策ヲ綜合シテ労力ノ能率的利用ヲ図ルト共ニ農村及都市ノ間ニ於ケル労力ノ季節的調節ヲモ行フモノトス」

農業労働力の工業への移動を計画化するとか、能率的利用を図るとか農業労働力を確保するための施策をいろいろ述べているが、いずれも弥縫策の域を出るものではなく、工業労働者を確保することの方がはるかに優先的課題であった。

このような状態のもとでは、在学者の集団勤労作業が農業を対象とする限り、その範囲を拡張し、期間は一層長期化することは避け難いことであっても、絶えず部分的で限定的に展開したのである。

文部省は、1939年9月から1940年12月にかけて高等諸学校指導者講習協議会を開催するとともに、中等学校指導者講習会を開いた。この講習会は、講演と勤労作業実習を主な内容として、東京、京都、鳥取、沖縄を除いた道府県でそれぞれ5日間の日程で行なわれた。

講演の内容は、奈良県の場合を例にとれば次のようなものであった。

- 村上俊亮（東京高等農林学校教授）
集団勤労作業の教育的意義
- 村上嘉樹（文部省視学委員・陸軍中佐）
作業指揮法
- 吉田淳（大阪朝日新聞東亜研究会長）
東亜ノ情勢
- 高橋薫（奈良県立農事試験場長）
我国ノ農業¹⁰⁾

他の道府県の場合もこの例と大差ないが、このような講習会を開催した文部省の意図は、集団勤労作業の意義を徹底することにあった。文部省は、講習会開催について次のように述べている。

「昭和十三年六月九日の集団勤労作業に関する次官通牒は、中等学校に異常な反響を喚起し、まさに燎原の火の如く熱心な集団勤労作業運動の全国的な展開を見るに至ったのである。中等学校に於いてかくの如く熱心な中等学校の全体にわたる実践的教育運動を見たことはけだし稀有のことであらう。これは集団勤労作業が銃後に於ける中等学校の緊急な時局的要求に即応し得たことにも一原因があるであらうが、より根本的にはかかる実践的教育に対する教職員の熱意と生徒の真摯な態度とに負ふものであらう」と、まず積極的な側面を評価した。続いて「しかし昭和十三年度以来の実施状況をみるに集団勤労作業の精神に対する理解必ずしも十分でな

く、従ってこの実施方法についても改むべきもの少からざるに鑑みて本講習会を開催することとしたのである」と、講習会開催の理由を明らかにした。¹¹⁾

講習会の主な内容のひとつである講演は、概略次のようである。

「集団勤労作業ノ教育的意義」については、村上俊亮と督学官、教学官など文部官僚9人とが分担して行ない、「作業指揮法」については、文部省視学委員でもある陸軍大佐、中佐が担当した。先に引用した文部省の説明から明らかなように、「集団勤労作業ノ教育的意義」が最も重要な位置を占めていたことは疑いない。村上俊亮が行なった講演の内容は、1938年6月9日付文部次官通牒「集団的勤労作業運動実施ニ関スル件」が指示していたことをさらに敷衍して述べたものであったが、次の点を取りわけ強調したということでは、やはり重要な問題を含んでいた。村上は、「……唯手技的、手工的の作業や或は技術的の作業であるよりも、汗みどろになって働く全身的の勤労作業であることを特徴としてある……勿論勤労作業には手技の仕事、技術の作業もありますが、集団勤労作業の特徴的な作業は全身的の汗みどろになって働く作業が共同の責任と共同の負担に於いて営まれるときに、それはたゞ彼等が仕事を共にするというに止ることなくして、それは同時に彼等をして精神の全体性に於いて、人格の全体性に於て相触れしめることになるのである。作業の共同性が精神の共同性を呼び起すといふ体験は、今回の集団勤労作業に現れた最も著しい現象なのである」¹²⁾と述べている。第一に、彼は集団勤労作業で行なうべき作業は相当の強度を伴う筋肉労働でなければならないことを強調した。「学生・生徒にとってそう容易でなく、相当骨の折れる、或る場合に於ては困苦艱難を伴ふ全身的な作業」¹³⁾とも述べている。第二に、そのような筋肉労働を共同で行なうことによって「精神の共同性」を呼びおこさなければならないことを強調したのである。1938年夏に実施した集団勤労作業の弱点として、作業内容が学校内外の清掃など軽作業が高い比率を占めていたことを文部省は既に指摘していたが、それを克服することがこの講演、従ってまた講習会の最大の目的であった。

文部省が、講習の対象を校長に限定したその意図は、集団勤労作業は「実践的精神教育である所以を明にし、その指導統制について適切なる方法を講ぜしめんためには、その実地指導に当る教職員の訓練を必要とするは勿論であるが、集団勤労作業が新しき実践的教育なる故にまずそれに先立って学校長及びこれに代る学校首脳者に集団勤労作業の趣旨の存するところを、理解せしむるの緊要なるに鑑みて、本講習会は学校長を以て講習員とすることとした」¹⁴⁾とのように、講習会の目的を最大限効果的に徹底するためであった。1939年度にはその趣旨が不徹底で参加者は作業主任や教練教師も少なくなかったが、1940年度に開催した講習会は「殆んど校長のみの参加をみる事が出来た」¹⁵⁾と文部省は満足気である。

講習会は、先に述べたような講演と「生活訓練と勤労作業の実地講習とを基本とし、特に集団勤労作業における集団的指揮指導の講習を中心としつつ訓練」を行なった。実地作業は、開墾、植林、土木作業など「相当困難な作業」を行なった。¹⁶⁾「集団的指揮指導」は、「常時正道ヲ踐ミテ事ヲ律シ熾烈ナル責任觀念鞏固ナル意志ヲ以テ其職責ヲ遂行スルト共ニ高邁ナル徳性ヲ備ヘ態度ヲ厳正ニシ温威並ビ行ヒ部下ノ心服ヲ得其尊信ヲ受ケザルベカラズ」といった指揮者の心構え、規律を厳粛にすること、作業実施の手順、道具の扱い方などを訓練した。¹⁷⁾

中等学校長の宿泊訓練などというものは、文部省が述べていたように「恐らく初めての計画」であり、集団勤労作業それ自体の強化はもちろんのこと、「現時ノ教育刷新上大ナル示唆ト意義トヲ有スル」と従来もしばしば強調していた集団勤労作業をテコとして学校教育全体を再編

していこうという文部省のもくろみは、さらに一步前進したといえる。文部省も、「予想以上の好成果を収めることが出来、集団勤労作業実施の上に於いてのみならず、更に広く地方府県に於ける中等教育に対しても甚大な好影響を及ぼすことの出来たのは、講習員の発表や府県当局の報告に徴しても明である」¹⁸⁾と総括していた。

以後集団勤労作業運動は、農業生産を主たる対象として具体化した。

1939年12月13日、文部省と農林省は両省次官連名で各地方長官宛に「青年団員、学校生徒ノ木炭増産勤労報国運動実施ニ関スル件」¹⁹⁾という通牒を発した。それには次のようにあった。

「…最近ニ於ケル木炭需給ノ情勢ハ銃後国民生活上相当考慮ヲ要スル次第ニ有之就テハ此際青年団員及学校生徒ノ盡忠報国、勤労倍加ノ赤誠ヲ木炭増産ニ具現シ直接ノ一端ニ資スルト共ニ他面之ガ実施ニ依リ集団的訓練ヲ為スノ趣旨ヲ以テ……木炭増産勤労報国運動ヲ実施相成様致度……」

別紙として添付してあった「青年団員、学校生徒ノ木炭増産勤労報国運動実施要綱」をみれば、「直接需給調節ノ一端ニ資スル」ということの意味もはっきりしてくる。それには「趣旨」として次のように述べていた。

「時局ニ鑑ミ国民ノ主要食糧ヲ始メ生活必需物資ノ供給ヲ確保スル為其ノ増産ヲ図ルノ要甚々緊要トスル処木炭ノ出廻現況ハ厳冬ノ候ヲ前ニ控ヘ現ニ人心ニ動揺セシムル不安ヲ与ヘツツアリ若シ今後需要最盛期ニ入ルモ依然供給不足スルニ於テハ人心ヲ動揺セシムル惧多大ナルモノアルヲ以テ予テ報国運動ニ訓練シ来レル全国青年団員及学校生徒ヲ動員シ盡忠報国ノ実践トシテ現下ノ重大国策タル木炭増産ニ積極的ニ寄与セシメントスルモノナリ」

ここでは、戦争の進行に従って顕在化しつつある生活必需品の生産の低下や運輸力の不足が、都市住民の動揺をもたらすかもしれないという強い危機感の反映をみることは容易である。

5月8日付文部、農林両次官連名通牒では、農業労働力の不足を補なうために在学中の児童生徒を労働力として位置づけたのだったが、農業生産増強のために学生生徒の勤労働員を行なうという如くに一般的ではなく、ここでは「木炭増産報国運動」と具体的な指示を与えるにいたった。

さらに、1940年4月2日に文部、内務、農林各省次官連名で発した各地方長官宛通牒「学生生徒及青年団員等ノ集団勤労作業ニ依ル飼料資源開発事業実施ニ関スル件」では、「現下飼料供給ノ困難ヲ緩和スル為学生生徒及青年団員等ヲシテ空地ノ急速ナル開発ヲ為シ飼料ノ生産ヲ行ハシメ之ヲ通ジテ集団訓練ヲ為サシムルヲ目的」とするとして、玉蜀黍、稗、大豆、大麦、燕麦、馬鈴薯、牧草と具体的な飼料作物名を指示した。²⁰⁾ 4月20日、文部省は同名の通牒を学校長宛に発して、「現下国家ノ総力ヲ發揮シ事変処理ニ邁進スベキ時ニ当リ本作業ヲシテ克ク、国策ニ即応シ喫緊ナル国家的要務ノ実施ニ向ハシムルハ當ニ時宜ニ適スルノミナラス亦以テ本作業ノ趣旨ヲ達成セシムルニ適切」であるので、「カメテ該事業ニ協力シ有効適切ナル実施ヲ期セラレ度」と飼料作物の増産に協力体制をとるよう指示した。この通牒で注意すべき点は、別紙として添付した「学生生徒ノ集団勤労作業ニヨル飼料資源開発事業実施要綱」に次のような「実施上ノ注意事項」があったことである。

「集団勤労作業ニ就キ既定ノ計画アルモノノ外成ルベク本計画ヲ集団勤労作業トシテ実施スルコト

実施ニ就テハ集団勤労作業ノ教育的趣旨ノ徹底ヲ図ルコト

作業実施ノ時期ニ就テハ……夏季又ハ冬季ノ休暇ノミニ限ラズ隨時之ヲ行ヒ得ルコト」²¹⁾

通牒が要求していた作業は、空閑地を利用した播種から収穫にいたる純然たる農作業であったから、必要とすべき作業量は、従来の集団勤労作業の規模を越えると予想したのであろうし、何よりも作業内容の重要性から、この通牒による指示をより強く位置づけることを求めたのであった。さらにまた、作業の強度が増し、一貫した農作業は当然「隨時」授業を中断することになるが故に、「教育的趣旨ノ徹底ヲ図ルコト」に意が払われなければならなかったのである。

木炭製造から飼料作物栽培へと作業の対象は重要度を増し、農業労働力の不足を補填する施策のなかへ在学中の学生生徒は日常的に組込まれつつあった。

7月16日には、「学生生徒、青年団員及工場労務者等ノ集団勤労作業ニ依ル食糧増産施設実施ニ関スル件」を今度は、文部、農林、内務、厚生各省次官の連名で各地方長官宛に通牒し、「空地ノ急速ナル開発ヲ為シ臨時食糧増産ヲ行ハシメ之ニ依リ集団訓練ヲ為ス」よう求め、「学生生徒、青年団員及工場労務者等ノ集団勤労作業ニ依ル食糧増産施設実施要綱」では、「耕作物ノ種類ハ蕎麦トシ其ノ跡作ニ麦類、玉蜀黍等適地適作物ヲ選定スルコト」²²⁾と穀類の作付に具体的に限定して指示するにいたったのである。

さて、1940年度の中等学校における集団勤労作業は、既に幾つかの通牒について述べてきたことから十分窮えるように1938年当時とは明らかに異なった変化をとげてきたことが解る。そのひとつは、勤労作業日数が延長されたことである。集団勤労作業を行なった学校数は2,896校で1938年と比較すれば131校の増加であるが、延参加生徒数は1,670万人で、これは1938年の参加者756万人の2.2倍にも相当する。²³⁾増加分は「参加実数の増加に基づくものではなくして、一人当りの作業実施日数の増加に起因するもの」²⁴⁾であった。事実、師範学校についてみれば1938年1人当平均日数4.30日に対し、1940年は8.27日と2倍近く増加している。他の中等諸学校についても同様である。次に、指摘できるのは、作業種目の増加と実施作業の重点の変化が生じてきたことである。〈表-3〉によれば製炭、飼料増産作業、興亜学生勤労報国隊参加などは1938年の調査ではみられなかった新たな項目であった。また、農耕作業、開墾作業、応召農家農耕奉仕作業、試験場道場其他農場作業など、農業にかかわる作業をとりあげた学校は明らかに増加した。これらはもちろん重複した数字ではあるが、ある程度実際の状況を反映しているといえよう。他方で学校内外の軽作業を対象とした学校の比率が依然として高いこともこの時期の特徴である。

そして、翌1941年2月8日文部、農林両省は、次官連名で各地方長官宛に「青少年学徒食糧飼料等増産運動実施ニ関スル件」²⁵⁾を発して、食糧増産をさらに強く求めるにいたったのである。通牒には次のようにあった。

「現下時局ニ際シ青少年学徒ガ集団勤労作業等ニヨリ食糧、飼料、木炭等ノ増産ニ協力シ其ノ実績見ルベキモノアルモ最近時局ハ一層重大ヲ加ヘ特ニ食糧増産ハ刻下喫緊ノ要務ト相成タルニ付テハ今般別紙要綱ニ依リ全国ノ青少年学徒ヲ動員シテ食糧増産運動ニ参加セシメ以テ青少年学徒ヲシテ身ヲ挺シテ国難打開ニ当ルノ意気ヲ昂揚セシムルト共ニ時局下最重要国策タル食糧ノ確保増進ニ寄与セシムル様致度……」

別紙「青少年学徒食糧増産運動実施要項」の全文は次のとおりである。

一、方針

本運動ハ時局下ノ青少年学徒ヲシテ身ヲ挺シテ国策ニ協力セシムル実践教育ナルヲ以テ正課ニ準ジ取扱フコト

〈表-3〉

作業種目別集団勤労作業従事学校数

作業種目	(調査校数)	男		女		其他		計
		実数	百分率	実数	百分率	実数	百分率	
学校内外ノ清掃美化作業	1,548	1,548	100%	1,333	100%	1,333	100%	2,881
開墾	4,000	4,000	100%	3,267	100%	3,267	100%	7,267
農耕	3,333	3,333	100%	2,667	100%	2,667	100%	6,000
森林	4,333	4,333	100%	3,333	100%	3,333	100%	7,666
土木	6,333	6,333	100%	4,333	100%	4,333	100%	10,666
園芸	1,000	1,000	100%	800	100%	800	100%	1,800
農、畜、水産等加工作業	2,000	2,000	100%	1,600	100%	1,600	100%	3,600
堆肥製造並ニ堆肥製造ノ関スル作業	2,000	2,000	100%	1,600	100%	1,600	100%	3,600
除雪	4,000	4,000	100%	3,200	100%	3,200	100%	7,200
応召農家農耕奉仕	3,000	3,000	100%	2,400	100%	2,400	100%	5,400
軍役	3,000	3,000	100%	2,400	100%	2,400	100%	5,400
慰問品製作及慰問	3,000	3,000	100%	2,400	100%	2,400	100%	5,400
神社寺院清掃美化作業	2,000	2,000	100%	1,600	100%	1,600	100%	3,600
公園道路清掃美化作業	2,000	2,000	100%	1,600	100%	1,600	100%	3,600
河川改修排水工事	2,000	2,000	100%	1,600	100%	1,600	100%	3,600
飛行場、競技場、其他土木作業	2,000	2,000	100%	1,600	100%	1,600	100%	3,600
道路建設改修工事	2,000	2,000	100%	1,600	100%	1,600	100%	3,600
治水	2,000	2,000	100%	1,600	100%	1,600	100%	3,600
試験場、道場、其他所属農場作業	2,000	2,000	100%	1,600	100%	1,600	100%	3,600
製菓	2,000	2,000	100%	1,600	100%	1,600	100%	3,600
製炭	2,000	2,000	100%	1,600	100%	1,600	100%	3,600
飼料資源開発増産作業	2,000	2,000	100%	1,600	100%	1,600	100%	3,600
興亜学生隊参加	2,000	2,000	100%	1,600	100%	1,600	100%	3,600
宮城野外整美作業	2,000	2,000	100%	1,600	100%	1,600	100%	3,600
防空施設	2,000	2,000	100%	1,600	100%	1,600	100%	3,600
託児所	2,000	2,000	100%	1,600	100%	1,600	100%	3,600
洗濯裁縫	2,000	2,000	100%	1,600	100%	1,600	100%	3,600
其他ノ作業	2,000	2,000	100%	1,600	100%	1,600	100%	3,600
計	5,333	5,333	100%	4,000	100%	4,000	100%	9,333

文部省教育調査部編『昭和十六年三月 集団勤労作業の概況』322～324ページ。

二、実施内容

- (イ) 学校ガ食糧増産ニ関シ関係機関ヨリ労力ノ援助ヲ求メラレタルトキハ速ニ学徒ヲ動員シテ所要ノ勤労作業ニ従事セシムルコト
- (ロ) 学校ハ可能ナル限り直営ノ農場ヲ設定シ之ニ学徒ヲ動員シテ食糧増産ニ従事セシムルコト
- (ハ) 農繁期其他必要アルトキハ授業ヲ廃シ自家農業ニ従事セシムルコト

三、実施日ノ取扱

- (イ) 本運動ヲ実施スル為成ル可ク休業日又ハ放課後ノ時間ヲ充当スルノ外必要ニ応ジ授業日又ハ授業時間ヲ勤労作業ニ振り替フルコト
- (ロ) 一学年ヲ通ジ三十日以内ノ日数ハ授業ヲ廃シ勤労作業ニ振り替フルモ差支ヘナキコト

- (イ) 勤労作業ニ振り替ヘタル日数又ハ時数ハ之ヲ授業シタルモノト見做スコト
- (ニ) 青年学校生徒ヲシテ勤労作業ニ従事センメタル場合ニ於ケル教授及訓練ノ取扱ニ関シテハ昭和十四年十二月二十八日発社三九二号文部省社会教育局長通牒青年学校生徒ノ教授及訓練ノ取扱ニ関スル件ニ依ルコト

四、作業種類其他

- (イ) 開墾、土地改良、麦刈、田植、摘桑、草刈、除草、麦調整、稲刈、耕耘、堆肥ノ造成又ハ収穫物及肥料ノ運搬等食糧並飼料等ノ増産ニ最モ関係深キモノヲ選択スルコト
- (ロ) 労力不足ノ為荒廃セムトスル土地又ハ未墾地、休閒地等ヲ活用スルコトニ努ムルコト
- (ハ) 府県及学校ニ食糧増産ニ関スル学校動員組織ヲ設クルコト

五、本運動実施ニ当リテハ集団勤労作業ニ関スル従来ノ通牒ニ準拠スルコト

この通牒の文面には、「身ヲ挺シテ国難打開ニ当ル」という表現が象徴的に示しているように、従来のどの文書よりも強い危機感が横溢しているといわなければならない。そればかりではない。この通牒は次の諸点において従来の指示とは異なった特徴を有するものであった。

その第一は、市町村や農業団体などから「労力ノ援助ヲ求メラレタルトキ」はいつでも学生生徒を動員させるよう求め、それを可能にするための措置として「必要ニ応ジ授業日又ハ授業時間」を勤労作業に充当し、1学年を通じて30日以内は授業を行なわなくともさしつかえない旨指示を与えたことである。これまでも夏または冬季休暇中から「随時」へとその運用の幅を拡大しつつあったが、この通牒は、勤労作業をいつでも行なえるよう条件を保障するものとなったのである。

主食である米の生産は、都市労働者の急激な増加に追いつかず、1941年4月から東京、大阪、名古屋、京都、神戸、横浜の六大都市で米の割当通帳制が実施をみ、これが全国的に実施されるのは必至という情勢であったから「食糧増産ハ刻下喫緊ノ要務」というのはまさしくそのとおりであり、農業労働力の補給源を学生生徒に求め、米の生産増強を何としても実現しなければならないところに事態は追いこまれていた。

第二は、勤労作業を正課に準じて取扱うという内容を、「勤労作業ニ振替ヘタル日数又ハ時数ハ之ヲ授業シタルモノト見做スコト」と具体的に呈示したことである。1939年3月31日付通牒「集団勤労作業実施ニ関スル件」で初めて正課に準じることを指示した時は、「出欠点検ヲ為ス等正課ニ準ジテ之ヲ取扱フ」と、むしろ全員を参加させることに力点があったのだが、ここでは要請にはいつでも応じること、および勤労作業の日数が大幅に増加することへの学校側の対応を容易にする措置をとったのである。それはまた学校教育の部分的停止を公然と宣言したものであった。

第三に、直営学校農場と「食糧増産ニ関スル学校動員組織」の設置を指示したことである。政府は、学校を食糧増産体制のなかへ有機的に組入れることを企図していたのである。「学校動員組織」は、既にみられた報国団組織を「動員組織」として一般化しようとしたのであろう。これについては後で述べる。

3月12日、文部省体育局長、農林省農政局長連名各地方長官宛通牒「青少年学徒食糧飼料等増産運動実施ニ関スル件」²⁶⁾を発して、5月8日付通牒にもとづく食糧増産運動協力に関する細かい注意を与えた。この通牒はふたつの大きな内容で構成されていた。

そのひとつは、農作業の内容についてである。農繁休暇、臨時休業の際に農家の子弟は自家での作業に従事させ、他の児童生徒は、「米麦収穫、緑肥ノ刈取、螟虫駆除、桑摘、茶摘、甘

諸掘等適当ナル農作業ニ付集团的ニ協力セシムルコト」, および熟練を必要とする挿秧, 剪定, 葉済散布などを避けて「生徒児童等ノ技能ニテモ増産達成上支障ナキ業」すなわち簡易開墾, 農道林道の改修開設, 耕地整理, 客土, 湿地埋立, 排水設備の整備, 牧野改良, 造林, 製炭, 桑園整理などの「公共的事業ヲ主トスル」作業に従事させるように指示した。

さらにひとつは, 30日以内は授業を廃してもよいという項目の具体的運用に際しての「留意スベキ事項」に関する指示である。授業を廃する日数・時間数は「関係機関ノ要求等ヲ考慮シ必要ナル限度ニ止ムルコト」, 中等学校の場合は「増課科目, 加設学科目ノ時間ヲ以テ之ニ充当スルノ外教科ノ性質, 授業ノ進度等ニ応ジ学校長ニ於テ適宜ノヲ選定シ成ルベク, 二ノ教科ニ偏セザル様注意スルコト, 尚必要ニ応ジ他ノ教科目ト繰替授業セシメ教授ノ効果ヲ偏頗ナカラシムルコト」を, 通牒は特に注意したのであった。

この通牒が, 2月8日付通牒の「食糧増産ハ刻下喫緊ノ要務」といった緊迫した調子とは異なっているのを指摘するのはたやすい。それはより実務的な指示であることに起因するものではない。限定的な運用を指示したと思われることの背景には, 次の二点の問題があった。

第一は, 在学中の学生生徒あるいは児童はどの程度の農業労働力として評価できるかという点である。この通牒でも作業対象を, ごく軽易な農作業と土木工事に限定しているが, 「適当に分割し得る単純な作業乃至伝習の早い軽易の労働はその効果が大きい。殊に共同作業の可能性のある事がその最も大きな条件である。除草・袋掛・刈取・摘芽・摘葉の如きは比較的效果大なる農作業である。然果樹の摘花・施肥・剪定の如く一本一本の樹勢に応じて善処さるべきものの如きは之に適しない。反って弊害を伴う場合がある」²⁷⁾ という農業の側からの分析とも符号する。集団勤労作業の対象は, 単純軽易な作業に限定して始めて効果があった。このような条件を有していたが故に農業労働力補填のための施策に組込むことができたのだが, 組込めば組込むほど, 逆に単純・軽易な作業に限定しなければならないという制約として浮びあがってくるのは避け難いことであった。

第二は, 「身ヲ挺シテ国策ニ協力セシムル実践教育」を, 授業を廃してまで行なわなければならず, それを授業を行なったとみなすことは文部省にとって大きな矛盾であった。30日は, 授業日数の7分の1かそれ以上に相当するから, 勤労作業の影響を最小限にとどめようとする根拠は十分にあったのである。文部省は, 集団勤労作業を「実践的精神教育ノ一方法」であると積極的に推進していたが, 労働あるいは作業としての重要性を増してくるに従って期待されていた教育的意義は薄れ, 勤労作業に従事させることも, 在学中であるが故に授業との関係が絶えず制約として伴うのは当然であった。

これらの矛盾を含みながらも, 集団勤労作業は対象を農業にしぼり, 作業期間は確実に長期化する方向をたどり, 他方学校教育の部分的崩壊もこれまた確実に進行しつつあったのである。

〈註〉

- 1) 『近代日本教育制度史料』第7巻20～21ページ。
- 2) 帝国農会『帝国農会報』第29巻第6号, 1939年6月1日, 203ページ。
通牒の正確な表題を確認することができなかった。
- 3) 『同上』第29巻第5号, 1939年5月1日, 160～162ページ。
- 4) 同上, 161ページ。
- 5) 同上。
- 6) 『文部時報』第660号, 1939年7月11日, 69ページ。
- 7) 1939年8月1日から5日までの6日間「集団勤労訓練」を行なったという記録があるだけである。
前掲秋田県師範学校校友会文芸部編『校友会誌』第72号, 1940年3月15日, 57ページ。

- 8) 1939年8月25日の項に「休暇訓練開始」とある。
北海道札幌師範学校『行事予定録』、北海道教育大学札幌分校所蔵。
- 9) 『自昭和十二年公文別録 物資動員関係書類(-)』、石川準吉『国家総動員史』資料編第一、国家総動史刊行会、1975年8月30日、324～328ページ。
- 10) 文部省教育調査部編『昭和十六年三月 集団勤労作業の概況』1941年2月13日、59～60ページ。
- 11) 『同上』58ページ。
- 12) 『同上』18ページ。
- 13) 『同上』17ページ。
- 14) 『同上』58ページ。
- 15) 『同上』59ページ。
- 16) 同上。
- 17) 『同上』285ページ。
- 18) 『同上』59ページ。
- 19) 『同上』256～258ページ。
- 20) 『同上』258～262ページ。
- 21) 『同上』264ページ。
- 22) 『同上』264～268ページ。
- 23) 『同上』214ページ。
- 24) 『同上』。
- 25) 『近代日本教育制度史料』第7巻、21～22ページ。
- 26) 前掲『昭和十六年三月 集団勤労作業の概況』278～282ページ。
- 27) 宮出秀雄「事変下の青少年労力の動向と農業労働」『社会政策時報』第235号、1940年4月1日、188ページ。

第2章 勤労働員の通年化と教育の崩壊過程

第1節 学校報国隊の導入と軍需工業への動員

1941年3月14、15日の両日にわたって文部省は、道府県学務部長事務打合会を招集した。この会議の主要な目的は、4月から発足することになっていた国民学校制度の運用に関して注意を促すことにあったが、集団勤労作業に関しても注目すべきことがらがあった。

注意事項のなかで「…実施ニ当リテハ土地ノ情况、学校ノ種別、学徒心身ノ発達等ヲ考慮シ夫々適切ナル計画ヲ樹立シテ事業ノ目的達成上遺憾ナキヲ期セラレタシ」¹⁾と、2月8日および3月12日付で指示していて食糧飼料増産運動の円滑な実施を促していたが、指示事項のなかで「青少年学徒国防事業協力ニ関スル事項」という一項があったからである。それには次のようにあった。

「……青少年学徒食糧飼料等増産運動実施ニ関スル件通牒致シタル処最近時局ノ推移ハ一層重大ヲ加ヘ食糧増産ノ外防空壕ノ構築、飛行場ノ補修、軍需品ノ製造、修理等ハ時局体制整備上緊急ノ要務ニシテ右ノ中防空壕ノ構築、飛行場ノ補修、兵器ノ製造等ニ付テハ別途関係機関ト協議ノ上必要ナル地域ニ対シ指示致ス見込ナルモ各部隊ニ於ケル被服等ノ補修ニ関スル作業ニ付テハ青少年学徒特ニ女子ノ協力ヲ為サシムル必要アリト認メラルルニ付部隊ヨリ之ガ協力ヲ求メラレタル場合ハ速カニ学徒ヲ動員シテ所要ノ勤労作業ニ従事セシメラレタシ」²⁾

文部省は、「国防事業」と称する防空壕構築、飛行場補修、兵器製造などを勤労作業の対象にする意向を示唆し、特に「被服等ノ補修」を軍が求めた場合すみやかに応ずるよう指示したのである。東京府女子師範学校では、1937年秋頃から「女生徒の特技を活かして軍需品の製作

の協力、11月26日には患者冬衣700着、赤十字肩章1,800個、軍服襟章3,000個を全校生徒で仕上げ陸軍省に届け」ており、1941年度初めに行なわれていた「兵器廠、その他」における労力奉仕にはあるいは、被服の補修が含まれていたかもしれない。³⁾

7月22日、文部省は「軍弾薬調整ニ関シ最寄兵器補給廠ニ対シ協力スベシ」という専門学校長宛文部次官通牒「学徒ノ弾薬調整ニ関スル件」を、7月28日には「全国青少年学徒ヲシテ防空訓練飛行場ノ補修等ノ国防事業ニ協力セシムベシ」という地方長官・学校長・大日本青少年団長宛文部次官通牒「青少年学徒防空事業ニ関スル件」を発しており、これらが「別途関係機関ト協議ノ上……」と先の指示事項にあったものの具体化であろう。⁴⁾

勤労作業の対象は、食糧増産からさらに軍と直結した作業へと拡大したのである。先の道府県学務部長事務打合会で「富永陸軍少佐古橋海軍中佐ノ講演」が行なわれた⁵⁾ というのも単に情勢を説いたというのではなく、軍との結合を強めつつあるということと対応しているものと思われる。一連の「国防事業協力」の指示がどのように実施されたのかは残念ながらよく解らない。

8月29日、閣議は「現下ノ緊迫セル時局ニ対処スル勞務動員ハ其ノ規模竝程度ニ於テ画期的ノモノナルヲ以テ真ニ全国民ノ一致団結セル動員態勢ヲ整備シ以テ人的資源ノ最高度ノ活用ヲ図ラザルベカラズ」という趣旨で「勞務緊急対策要綱」を決定した。このなかには「勤労奉仕ヲ制度化シ学生生徒及一般青壮年ヲ動員シテ国家総動員業務ニ協力セシム」という項目が含まれていた。⁶⁾

ついで、9月12日の閣議は企画院が9月11日付で内閣総理大臣へ上申していた「昭和十六年度勞務動員実施計画ニ関スル件」を上申どうり決定した。「昭和十六年度勞務動員実施計画」は、「常時要員」「外地満支間移動勞務者」とともに、「臨時要員」を計上していたが、「臨時要員」の内容は次のようであった。

「一、臨時要員需給計画ハ逼迫セル勞務需給ノ現状ニ鑑ミ予想シ得ル臨時要員ノ充足竝ニ情勢ノ変化ニ対応シ需給ノ円滑ヲ期センガ為設定ス

二、臨時要員需給計画設定ニ付特ニ考慮シタル事項概ネ左ノ如シ

〈表-4〉 1941年度臨時要員（学生生徒）供給目標数

（単位 万人、延人数）

作 業 区 分	男 子	女 子	合 計
軍 需 産 業	400	100	500
生産拡充計画産業	—	—	—
生活必需品産業	—	150	150
農 業	400	200	600
運 輸 通 信 業	50	—	50
国防土木建築業	450	50	500
災害復旧・災害防除事業	150	—	150
警 備 要 員	200	—	200
合 計	1,650	500	2,150

『昭和十六年 公文別録 物質動員計画等関係書類(五)』, 石川準吉『国家総動員史』資料編第一, 818ページ。

(一) 需要ノ産業別ハ軍需産業、生産拡充産業、生活必需品産業、農業、運輸通信業、国防土木建築業、災害ノ復旧及防除事業竝ニ警備要員トス

(二) 供給ハ学生、生徒竝重要産業従事者ヲ除ク一般国民ノ勤労奉仕ニ主トシテ俟ツノトス⁷⁾

学生生徒の集団勤労作業は、このように労働力の一部を構成するものと考えられるにいたり決定的な転換点を迎えた。

「昭和十六年度勞務動員実施計画」

に添付してある「内地ニ於ケル一般勞務者臨時要員供給目標数」によれば、「重要産業従事者ヲ除ク一般国民」男2,451万人、女280万人、合計2,731万人（いずれも延人数）を臨時要員として予定するとともに、学生生徒の臨時要員配置について〈表—4〉のように計画していた。

同様の添付資料「昭和十六年度勞務動員実施計画——参考資料——」によれば、企画院は中学校第3学年以上に相当する学生生徒総数を男80万人、女45万人、合計125万人と見込んだうえで、作業可能者数を男68万人、女25万人、合計93万人、作業日数を男25日、女20日、従って延人数を男1,700万人、女500万人、合計2,200万人と計算していた。⁸⁾

「昭和十六年度勞務動員実施計画」は、「農業勞務者ヨリノ供出ハ現下ノ農業勞力及畜力ノ不足竝ニ食糧生産ノ重要性ニ鑑ミ農村勞力保有ノ為之ヲ計上セズ」⁹⁾と、農業勞働力の転換が既に限界に達していることを政府自らが認めざるを得ない状況のもとで、イギリス・アメリカ合衆国との戦争開始を予想して作成したものであった。¹⁰⁾ 短期間の臨時要員ではあったが、学生生徒を従来のように農業だけでなく、国防土木建築業、軍需工業に従事させることを、勞働力配置政策のなかに位置づけたのであった。

このような勞働力配置政策の決定と並行して、学生生徒の勤勞作業を円滑に実施する組織的保障を実現する措置がとられつつあった。

既に国民精神総動員運動の実践網を整備する過程で、報国隊組織の導入は1938年以降中等学校にみられたことからであった。¹¹⁾ また、1940年9月17日、文部省は高等学校長会議で「修練組織強化ニ関スル件」を示して、「学校ガ教学ノ本義ニ基ク修練道場タルノ体制ヲ確立シ学校長以下教職員一体トナリ生徒ノ全生活ヲ通ジテ其ノ教導ノ任ニ当リ教育ノ全一的効果ヲ期ス」ために「校友会其ノ他ノ校内団体ヲ再組織シテ現下重要ナル諸種ノ修練施設ヲ加ヘ学校長ヲ中心トシ教職員生徒ヲ打ッテ一丸トスル団体タラシメ以テ其ノ活力ヲシテ一元的且有機的タラシメン」¹²⁾ ことを指示していた。この組織は報国団と称された。

1941年8月8日、各地方長官、直轄学校長、公私立大学高等学校および専門学校長宛の文部省訓令第二十七号「学校報国団体確立方」¹³⁾ が発せられるにおよび、中等学校以上の教育機関に報国隊組織の導入が行なわれることとなった。訓令第二十七号の全文は次のとおりである。

今次事変ノ勃発以来学徒ノ修練ヲ重視シテ或ハ集団勤勞ノ訓練ニ服シ或ハ国家奉仕ノ勞務ニ赴ク等只管実践鍛錬ニカメシテ特ニ客秋学校報国団ノ組織ニ関スル要綱ヲ示シテ学徒修練ノ強化ヲ図ルトコロアリコレ固ヨリ皇国民鍊成ノ本旨ニ基クモノニシテ克ク規律ヲ重ンジ團結ヲ尊ビ困苦欠乏ニ堪フルノ心志ト盡忠報国ノ精神トヲ振起シ以テ挺身奉公ノ誠ヲ效サシメントスルニ在リ

今ヤ内外ノ情勢益々緊迫シテ寸時ノ偷安ヲ容サズ愈々挙国一致貳古ノ難局打開ニ邁往スベキ秋ナリ学徒ノ修練亦之ニ即応スル積極果敢ノ態勢無カルベカラズ即チ茲ニ学校報国団ノ内ニ指揮系統ノ確立セル全校編隊ノ組織ヲ樹テ隊ノ總力ヲ結収シテ適宜出動要務ニ服シ其ノ実効ヲ収ムルノ体制ヲ完カラシムルト共ニ学校教練、食糧増産作業其ノ他各種団体訓練等ノ実施ヲ効果アラシムルハ方ニ非常時下教育ノ要請ニシテ実ニ刻下ノ急務ナリ

局ニ当ル者敍上ノ趣旨ニ鑑ミ其ノ体制ノ確立ニカメ以テ学生生徒ノ訓練ヲ徹底シ事有ルニ処シテハ和衷協同沈着敏捷ク團結ノ威力ヲ發揮シテ其ノ責務ヲ果スニ遺憾ナカラシムルコトヲ期スベシ

中等学校の報国団は、その目的を集団勤勞作業の実施に限定した場合がない訳ではなかった

が、先に述べた高等学校長会議において示された報国団と同様概して校友会を再編した組織であった。この訓令は、このような報国団の内部に、「適宜出動要務ニ服」し、軍事教練、食糧増産作業に従事することを目的とする「指揮系統ノ確立セル全校編隊ノ組織」、つまり学校報国隊の編成を命じたものであった。「出動要務」は「昭和十六年度勞務動員実施計画」の「臨時要員」としての出動を意味していた。

同じ8月8日、文部省は各地方長官宛文部次官通牒「学校報国団ノ隊組織確立竝ノ活動ニ関スル件」¹⁴⁾によって学校報国隊の具体的内容を指示した。通牒には次のようにあった。

今般文部省訓令第二十七号ヲ以テ学校報国団ノ隊組織確立竝其ノ活動ニ関シ公布相成リタル
 処右ハ時局益々緊迫ヲ告ゲ有事即応ノ措置ヲ速ニ講ズルタメ指揮系統ノ確立セル隊組織ヲ編
 成シ統制規律アル体制ヲ整備シ修練組織ヲ強化スルト共ニ国家的要請ニ基ツク各種ノ要務ニ
 服シ有効且敏速ナル活動ヲ為サシメントスル趣旨ニ鑑ミ別紙「学校報国団ノ隊組織編成要領」
 参案ノ上速ニ隊組織ノ確立ヲ完了センメ尚貴管下学校（青年学校ヲ除ク）ヲ連絡統制スル為
 貴庁内ニ本部組織ヲ結成シ之ガ運営ニ遺憾ナキヲ期セラレ度此段依命及通牒
 尚今般本省ニ学校報国隊本部ヲ設置シテ之ガ統制指導ノ臨時的措置ヲ講ズルコト致シタル
 ニ付御了知相成度

「学校報国団ノ隊組織編成要領」¹⁵⁾を次に掲げる。

- 一、学校報国団ノ隊組織ノ呼称ハ何学校報国隊トス
- 二、隊ハ校長ヲ中心トシ教職員及学生生徒全員一体トナリ指揮系統確立セル隊ヲ編成スルモノトス
- 三、隊組織ハ教職員ノ一部及配属将校（配属ナキ学校ハ教練教師又ハ指導員）ヲ以テ組織スルモノト
- 四、各級隊長ノ選任ニ付テハ特ニ周到ナル注意ヲ払ヒ真ニ人物優秀ニシテ統率アル者ヲ任命スルモノトス
- 五、隊本部ハ非常召集ヲ為シ得ル如ク名簿用具其ノ他ヲ整備シ置クモノトス
- 六、隊ノ組織ハ本隊、特技隊及特別警備隊トス

本 隊

- 1 本隊ハ当該学校ノ実情ニ応ジ概ネ学部、学科、学年、学級又ハ組ヲ基礎トシ概ネ五十名ヲ以テ一小隊ヲ編成スルモノトス但シ各学年ヲ縦断的ニ編成シ平素ヨリ訓練ヲ為シ居ル学校ニ在リテハ従来ノ盡ニテ差支ナシ
- 2 小隊ヲ三乃至五分隊ニ分チ一分隊ハ約十名ヲ以テ編成スルコト
- 3 中隊ハ二乃至五小隊ヲ以テ組織シ大隊ハ二乃至五中隊ヲ以テ組織スルモノトス
- 4 中、小隊長ニハ学級担任又ハ適当ノ教職員若ハ指揮能力ノ秀デタル学生生徒ヲ以テ之ニ充ツ但シ防衛等ニ出動スル場合ニ在リテハ其ノ長ハ教練教師又ハ指揮能力アル教職員ヲ以テ充当スルモノトス
- 5 分隊長ハ上級学年又ハ同学年ノ学生生徒ヲ以テ充ツルモノトス
- 6 本隊ハ学校ノ実情ニ応ジ支隊ヲ設クルコトヲ得例ヘバ何大学報国隊予科支隊ノ如クナスコトヲ得ルモノトス
- 7 本隊ハ特技隊及特別警備隊ノ編成ノ如何ニ拘ラズ全員ヲ以テ編成スルモノトス

特技隊

- 1 特技隊ハ時局ニ必要ナル特技ヲ有スル教職員学生生徒ヲ以テ編成スルモノトス

2 特技隊ノ編成ハ本隊ノ編成要領ニ準ジ左例ノ如キ隊ヲ編成スルモノトス但シ編成人員ハ適宜トス

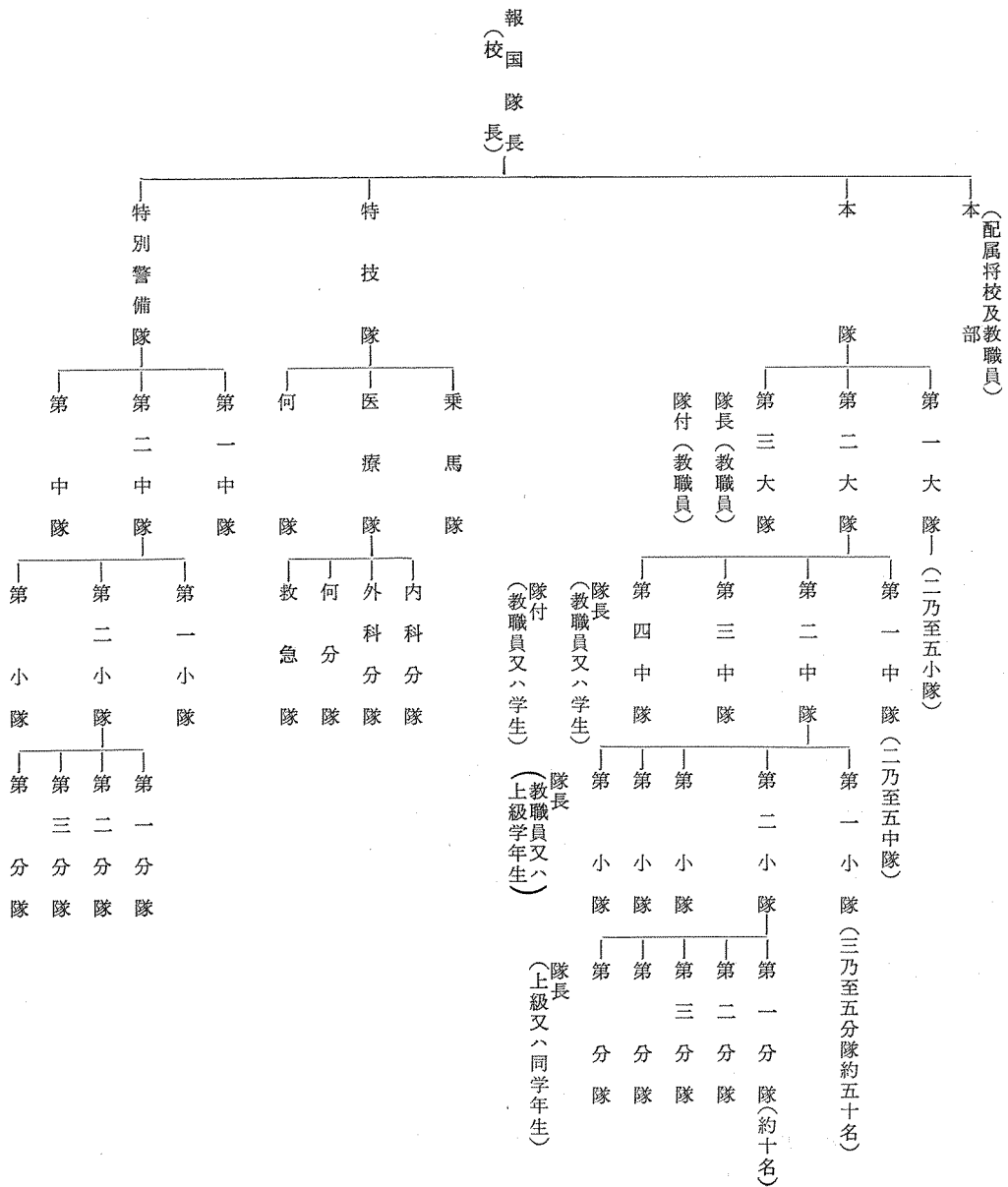
乘馬隊，自動車隊，医療隊，防毒隊，消防隊等

特別警備隊

1 特別警備隊ハ体力、氣力共ニ旺盛ニシテ挺身難ニ赴クノ志アル者ヲ以テ編成シ非常
変災時ニ於ケル特別警備其ノ他ノ任ニ当ルモノトス

2 特別警備隊ノ編成ハ本隊ノ編成要領ニ準ジ全校学生生徒数ノ概ネ一割乃至二割ヲ目途シ編成シ置クモノトス

学校報国隊の組織編成を略図化したものが次の図である。



通牒の表題にも「学校報国団隊組織」とあるように、学校報国隊は学校報国団の一部をなすものであったが、両者の関連や報国隊の性格については、一連の訓令や通牒ではなお明確ではない。

山形県師範学校を例に挙げてみよう。「山形師範学校報国隊々則」には、「当隊ハ山形師範学校報国団ノ実践組織」（第二条）であり、全教職員で構成する（第七条）と規定していた。¹⁶⁾ 他方、山形師範学校報国団総務部の任務には「報国隊編成ノ立案」が含まれていた。¹⁷⁾ また、報国隊は「戦時下即応訓練」「推身報国ノ諸活動」（「報国隊々則」第三条）を行なうとしていた。¹⁸⁾ これらの規定に従えば、学校報国隊は学校報国団の一部をなしており、学校報国団が行なう全校的な課題を遂行する際の指揮命令系統を明確化し、軍隊的秩序を備えた「実践組織」であった。従って、学校報国団の一部でありながら、同時にすべての教職員と生徒によって構成されていた。

広島県師範学校の場合は、報国隊の綱領は「皇下現下要請ニ対処シ、指揮確立セル実践的隊組織修練ニヨリ挺身殉国気魄ト強大ナル実践力ヲ錬成シ、命令一下要務ニ驀直戦時下学徒ノ真面目ヲ発揮センコトヲ期ス」と、山形の場合と同様の目的規定を掲げたものであったが、活動の内容をやや明瞭に知り得る。

報国隊の「編成上留意点」として

命令系統ノ確立

指揮能力ノ充実

本隊ニ於ケル同一学年別中隊編成

特技各隊員選抜ニ於ケル報国団修練属トノ相即

の四点を挙げていた。

「訓練重点」として

(イ) 各隊長指揮掌握竝ニ隊員ノ命令服従ノ徹底

(ロ) 隊風ノ発揚ト教練ノ実際化

(ハ) 諸種技能ノ習熟

を挙げていた。

さらに「施設竝活動」として次のような項目を掲げていた。

(イ) 本隊編成ニ於ケル定例閱兵列（毎月第一火曜日）竝ニ行軍

(ロ) 特技各隊（広島師範学校報国隊の特技隊は、救急隊、乗馬隊、防毒隊、自動車隊、自転車隊の5隊編成であった——筆者註）ノ適時研究・訓練

(ハ) 団体行動ノ行軍化

(ニ) 特別警備隊ノ適時演習訓練

(ホ) 校内勤労作業・軍役奉仕・増産奉仕作業ヘノ出動

(ヘ) 防空・防火・警備ヘノ出動

(ロ) 外部関係団体行事参加（主ニ楽隊・乗馬隊）¹⁹⁾

報国隊は、大隊、中隊、小隊、分隊という呼称がよく示しているように、また「指揮系統ヲ確立」（山形県師範）、「命令系統ノ確立」「各隊長指揮掌握竝ニ隊員ノ命令服従ノ徹底」（広島県師範）とのように、絶対的な命令服従を原則とする軍隊を模した組織形態をとっていた。報国隊は、このように全校的な軍事的訓練を行う組織であり、全教職員生徒を軍隊的統制と規律のもとにおこうとする組織であった。

それはまた、集団勤労作業を行なうための組織であった。従来の校友会に相当する学校報国団の鍛錬部勤労班が企画指導して実施することになっていた集団勤労作業を、全生徒参加のもとに行なうには、鍛錬部、国防訓練部、文化部、科学研究部、生活訓練部といった組織編成とは異なる組織形態を必要としていたのである。既に触れたことだが文部省の意図はこの点にあった。労働可能な学生生徒を根こそぎ（命令一下要務＝蔦着）させるためには従来の学習、訓育を行なうのとは異なった組織が必要であった。²⁰⁾

そのうえ文部省は、学校報国団と報国隊を文部省のもとに一元的に統轄しようとして、8月8日、文部省訓令号外をもって「学校報国隊本部及地方部規程」と「学校報国隊本部及地方部事務分掌規程」を定めた。

「学校報国隊本部及地方部規程」の第一条は、「時局ニ鑑ミ学校報国団組織ヲ強化シ之が連絡統轄ヲ図ル為」に文部省に学校報国隊本部を置くというものであった。本部は組織部、実践部からなり、本部長には文部次官を、組織部長には専門学務局長を、実践部長には体育局長を充てることになっていた（第二条、第四条）。また、「本部ノ事務ヲ分掌セシムル為」に東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、福岡、長崎、北海道、京都、仙台の各地方部を設けることになっていた（第六条）。東京と横浜地方部長は文部省職員の兼任とし、他の地方部長は、地方部所在の大学の総長または学長のなかから文部大臣が任命することになっていた（第七条）。²¹⁾

「学校報国隊本部及地方部事務分掌規程」の全文は次のようである。

第一条 組織部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一、学校報国団ノ統轄及組織強化ニ関スルコト
- 二、学校報国団ノ隊組織ニ関スルコト
- 三、協議会及地方部ニ関スルコト
- 四、庶務及他ノ部ニ属セザルコト

第二条 実践部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一、学校報国団ノ勤労作業等ニ関スルコト
- 二、学校報国団ノ実践行動ニ関スルコト
- 三、前二項ニ関スル学校報国団ノ訓練ニ関スルコト
- 四、関係各庁及関係団体トノ連絡ニ関スルコト

第三条 各地方部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一、当該地方部内（以下部内ト称ス）学校報国団ノ統轄及組織強化ニ関スルコト
- 二、部内学校報国団ノ隊組織ニ関スルコト
- 三、部内学校報国団ノ実践行動ニ関スルコト
- 四、部内関係各庁及関係団体トノ連絡ニ関スルコト
- 五、庶務及会計ニ関スルコト²²⁾

学校報国隊本部および地方部の設置は、両規程がともに学校報国団の統轄、組織強化をうたっているように、文部次官以下の官僚が主要なポストを占めた官僚統制を強化するための措置であった。

両規程を通じて最も特徴的なことは、地方部の設置であった。地方部設置の場所は先に示したとおりだが、各地方部の範囲が明示されていないものの、全国を10地方部に分割したのではないことは十分推察し得る。東京から長崎までの7地方部は日本で有数の重工業就中軍需工業の中心地帯であり、地方部は軍需工業が集中している地域を中心にして設置されたと考えられ

るからである。

そして、本部地方部の機能のなかで最大のものはそれぞれ「関係各庁及関係各庁及関係団体トノ連絡ニ関スルコト」「(地方)部内関係団体トノ連絡ニ関スルコト」、すなわち労働力供給の要請に応じて、学校報国隊の適正な配置を行なうことであった。そのために学校報国隊を地方部毎に統轄して、官僚統制を強化する必要があったのである。集団勤勞作業を労働力の需要に応じて円滑に行なうには、報国隊を地方部毎に統轄しておく方がはるかに便利であり、地方部は本部の指揮を受けることになっていながら、「但シ地方部長ハ当該地方部ノ地域内ニ緊急ノ事情アルトキハ本部ノ指揮ヲ要セス適宜ノ処置ヲナスコトヲ得」(「学校報国隊本部地方部規程」第七条)²³⁾とあったのは、それを保障するきわめて現実的な規定の仕方であった。

8月8日付の文部省の一連の文書は、学生生徒を労働力として利用するために文部省の側でその条件を整備したという意義を有するものであった。

その意義は、「国民勤勞報国協力令」(勅令第九百九十五号, 1941年11月22日公布), 「国民勤勞報国協力令施行規則」(厚生, 文部省令第三号, 1941年12月1日)を併せて考えると一層明瞭となる。

「国民勤勞報国協力令」は、「政府ハ戦時ニ際シ国家総動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ帝国臣民及帝国法人其ノ他ノ団体ヲシテ国又ハ地方公共団体ノ行フ総動員業務ニ付協力セシムルコトヲ得」²⁴⁾という「国家総動員法」第五条の「規定ニ基ク帝国臣民ノ勤勞報国ヲ目的トスル協力ニシテ隊組織ニ依ルモノ」について定めたものであった。この勅令の概略は次のようである。

① 14歳以上40歳未満の男子, 14歳以上25歳未満の女子を国民勤勞報国隊に組織して, 1年間30日以内(本人の同意があれば延長も可)の期間総動員業務に従事させる(第二条, 第三条)。

② 国民勤勞報国隊の協力を受けようとする者は, 厚生大臣または地方長官に申請し, 厚生大臣または地方長官が必要と認めた場合には市町村長, 団体の長, 学校長に対して, 作業の種類, 場所, 期間, 所要人数を示して協力を命ずる(学校報国隊の出動を希望する場合には, 文部大臣および厚生大臣または地方長官へ申請する)(第五条, 第六条, 第十四条)。²⁵⁾

「国民勤勞報国協力令」は、「緊要な産業部門における作業で比較的熟練を要せず, しかも臨時的な短期労働に, 学生生徒はもちろん一般国民を広く動員し, その勤勞報仕をもって労働力の不足を補うため, また一面ではこれまで各地の各種団体等において個別的に存在した勤勞奉仕隊を全国的に総合強化し義務化する」²⁶⁾という意図のもとに制定されたものである。既に1937年7月7日に制定されていた「国民徴用令」(勅令第四百五十一号)が長期間の強制的な動員制度であったのに対して, これは30日以内という短期間の動員制度であった。⁽²⁷⁾ 8月29日閣議決定「勞務緊急対策要綱」にあった「勤勞奉仕ヲ制度化シ学生生徒及一般青壮年ヲ動員」するということの具体化を法制上の整備を行なうという形で推進したものであり, また「昭和十六年度勞務動員実施計画」にあった「臨時要員」としての動員計画に対応するものであった。学校報国隊を組織することや, その統轄といったことが「臨時要員」の供給源を整備するものであったとすれば, 「国民勤勞報国協力令」は総動員業務の側からの要請に応じて報国隊に出動を命ずる法的根拠を与え, 出動命令の具体的手続を定めたものであった。

「国民勤勞報国協力令施行規則」は, その手続に関する詳細な規定である。その概要は次のようである。

① 報国隊は, 総動員物資の生産・修理・配給, 運輸・通信, 衛生・救護, 軍事上の土木建

策、警備などの総動員業務に従事する（第一条）。

② 学校存学者の報国隊つまり学校報国隊は、中学校第3学年以上に相当する学生生徒によって組織する（第二条）。

③ 高等専門学校（大学、高等学校、高等師範学校、女子高等師学校、臨時教員養成所、実業学校教員養成所）の報国隊を要請する場合は、厚生大臣および文部大臣へ、高等専門学校以外つまり中等諸学校の報国隊を要請する場合（所要人員300人未満または緊急の場合）は、当該作業地を管轄する地方長官へ、それぞれ「国民勤労報国隊協力申請（請求）書」によって申請する（第四条）。

④ 「国民勤労報国隊協力申請書」には、作業の種類、所要人員、作業期間、1日の労働時間、負担経費（旅費、手当または謝金、宿泊料、食費その他）、災害・疾病・死亡などに対する保障、宿舎・保健・衛生・救護施設などの項目について記載する（第五条）

⑤ 厚生大臣および文部大臣、または地方長官は、学校長に対し「学校報国隊編成令書」をもつて必要な措置を命じ、学校長は出動させるべき者を選定して「学校報国隊協力令書」または口答をもって出動を命令する（第八条、第九条、第十条）。²⁸⁾

「国民勤労報国協力令」「国民勤労報国協力令施行規則」は、いずれも12月1日に施行された。さらに12月6日、厚生省と文部省は、両省次官連名で各地方長官宛に通牒「国民勤労報国協力令施行＝関スル件」を発して「国民勤労報国協力令」の運用について詳細な指示を与えた。通牒の大部分は、国民勤労報国隊の編成および出動を命ずる手続の内容と留意事項であったが、学校報国隊に関しては「学校（大学高等専門学校ヲ除ク）＝関スル特例」「大学高等専門学校在学者ノ協力＝関シテ措置スベキ事項」が含まれていた。これらのなかいくつか注目すべき点がある。

第一は、集団勤労作業と学校教育との矛盾を看取できることである。通牒では「学校ノ行事、試験其ノ他学校ノ実情ヲ調査シ最モ学校教育ニ支障ナキ様学校ヲ選定シ期間ヲ定ムルコト」と、至極当然なことを指示していたが、それだけに集団勤労作業が学校教育を部分的に否定しつつあるという事態の深刻さを知ることができる。また、「国民勤労報国協力令」第四条が作業期間を30日以内と定めていたにもかかわらず、通牒では「作業ノ難易ニ応ジ概ネ五日乃至十日等長期ニ亘ラザル期間ヲ定メ必要ニ応ジ交替セシムルコト」と、短期間に限定していた。もしこの通りに実施すれば、「昭和十六年度労務動員実施計画」が見込んでいた男子25日間、女子20日間という計画に程遠いことになるが、おそらく「国民勤労報国協力令」以前から行なわれている集団勤労作業の実績を考慮せざるを得なかったものと思われる。通牒も、特定の学校や個人に「偏倚セシメザル」ように「各種ノ集団勤労作業ノ実施状況ヲモ考慮」するよう念を押していた。

第二は、集団勤労作業の教育的意義を賃金支払のうえでも強調していたことである。もちろん別の箇所では「学校在学者ノ協力＝関シテハ当該地方ノ労務需給ノ状況ニ鑑シ且食糧増産、国防事業等国策遂行上特ニ緊要ナル事業ニシテ学校在学者ノ教育訓練ニ適当ナル業務ニ付テノミ申請（請求）セシムル様指導スルコト」（圈点は筆者）に留意するよう強く求めていた。けれども賃金の支払に関しても「学校在学者ノ協力ニ対スル経費ハ成ルベク実費程度ヲ負担セシムルヲ原則トシ必要ニ応ジ謝金トシテ負担セシムル様指導スルコト」と、「実費程度」つまり往復旅費、宿泊料、食費などを「協力」への「謝金」として支払うよう指示していた。「学校報国隊出動令書」により出動を強制されることになるのにもかかわらず、労働が常に学生生徒の

「協力」によつて行なわれるべきものである以上無報酬でなければならなかったのである。無報酬であることによつて国策への協力という強い自覚をもたらしことができると考えられたからである。「実費程度」を「謝金」として支払うことは、その意味では十分教育的であり得たのである。この点は、一般の国民勤労報国隊に対しては、まがりなりにも「標準賃金以内」の賃金の手当または謝金という形で支払われたのとは大いに異なっていた。しかも「学校在学者ノ協力ニヨリ謝金ヲ受ケタルトキハ成ルベク学校報国団ノ活動ニ充ツル等之が有効ナル活用方途ヲ講ゼシムル様指導スルコト」になっており、学生生徒個人へ「謝金」が支払われるということは原則的にはなかったのである。²⁹⁾

これら一連の措置によつて中等諸学校の生徒は地方長官の、大学・高等学校・高等専門学校・高等師範学校などの学生は厚生大臣および文部大臣の命令により、学校報国隊として集団勤労作業に従事することになった。「昭和十六年度労務動員実施計画」は、学生生徒を労働力として計上し、軍、軍需工業、農業団体などからの要請に応じて労務動員計画を遂行する具体的保障を「国民勤労報国協力令」は整備したのである。

「国民勤労報国協力令」による学校報国隊出動手続と、「学校報国隊本部及地方部規程」「学校報国隊本部及地方部事務分掌規程」によつて設置した学校報国隊本部および地方部との関連がよく解らない。学校報国隊出動申請を受けた場合地方長官は、「一般労務ノ需給ノ状況、学校在学者ノ協力ノ能否、学校在学者ノ協力ノ必要性ヲ調査」して出動を命令することになっていたが、「協力ノ必要性」を判断して「臨時要員」の適確な配置を行なうというよりは、個々の出動申請にただちに応じて、どの学校報国隊へ出動を命令するかを振分けるのが彼の役目であった。

「国民勤労報国協力令」は、翌1942年1月に東京府下の中等学校に初めて適用され、6月には中小商工業者を石炭増産運動に動員したという。³⁰⁾

東京府青山師範学校では、1942年6月22日から30日まで陸軍兵器補給廠へ学校報国隊として出動しており、³¹⁾ 同女子師範学校でも8月1日から10日間、第一部第5学年38人、第二部第2学年211人、合計349人が学校報国隊として陸軍被服廠へ出動し、「4～5名宛のグループに分れて傷痍軍人の白衣や軍人肩章の製作、軍手の整備等」³²⁾に従事した。

このような報国隊出動の事例を挙げることができるものの、全体的な実施状況についてはよく解らない点が多い。1941年における農業に関する集団勤労作業の実績は、国民学校生徒が延人数3,637万人、中等学校生徒がやはり延人数508で万人を越えたという報告がある。³³⁾ なお、「昭和十六年度労務動員実施計画」は、「需要を基礎にして無理な供給割当を編成した」ので成績不良であったという。³⁴⁾

閣議は、1942年5月26日、「昭和十七年度国民動員実施計画策定ニ関スル件」³⁵⁾を決定した。

この閣議決定は、常時要員の配置の対象を従来の軍需産業、生産拡充計画産業、同附帯産業、生活必需品産業、交通業、国防土木建築からさらに拡大して、農業と水産業を加え、さらに下級事務職員と公務要員の最小限度数を計上して「勤労総力ノ最高度發揮ヲ図ル」べく、名称も「国民動員実施計画」と改め、太平洋戦争開始後の労働力不足に対処するために「労務者だけの動員でなく、実質的には勤労しうる国民の大多数の動員」を計画したものであった。³⁶⁾

「昭和十七年度国民動員実施計画策定ニ関スル件」は、前年度同様に一般国民からの臨時要員を7,620万人（男5,920万人、女1,700万人、いずれも延人数）を供給するよう見込むとともに、学生生徒の配置について〈表-5〉のように計画していた。

〈表-5〉1942年度臨時要員（学生生徒）供給目標数
（単位 万人，延人数）

作 業 区 分	男 子	女 子	合 計
軍 需 産 業	110	27	137
生産拡充計画産業	74	—	74
同 附 帯 産 業	51	9	60
生活必需品産業	15	23	38
交 通 産 業	78	44	122
国防土木建築業	330	—	330
災害復旧事業	180	—	180
金融保険業	1	4	5
農 業	837	676	1,513
公 務 要 員	604	17	621
合 計	2,280	800	3,080

『公文別録 物資動員計画等関係書類九』，石川準吉
『国家総動員史』資料編第一，1105ページ。

かて農業への配置は，最大の37%を占め，同様に女子も85%と圧倒的であった。全体でも49%とはば半分を農業へ配置するという計画であった。一般国民からの臨時要員の農業への配置も49%を占めており最も多かった。計画が，「農業ノ需要ニ関シテハ食糧生産ノ重要性及農村ニ於ケル勞務事情ニ鑑ミ可及的多数ヲ計上ス」と，臨時要員を農業に重点的に配置することを特に強く考慮したのはそれなりの理由があった。既に述べたように1941年度の勞務動員計画は，「農業勞務者カラノ供出」を計上していなかったにもかかわらず，農村から転出した労働力は1941年2月から翌年2月までの1年間で約60万に達し，他方植民地からの主要食糧輸入の見通しが戦争の拡大に伴なって不安になりつつあり，しかも1941年の内地米は減収が見込まれるという状況であった。「農業生産統制令」（1941年12月27日公布）により，「離農統制」が企図されたにもかかわらず，1942年2月から1年間の農村労働力の流出は約48万人と依然後を絶たなかった。³⁷⁾

このような農業労働力の不足を補うことが，学生生徒を臨時要員として計上する最大の目的であった。臨時要員の配置については，「需給ノ調整及活用ハ主トシテ国民勤勞報国協力令ノ運用ニ俊ツモノトス」と「国民勤勞報国協力令」に従って行なうことになっていた。1941年12月6日付通牒「国民勤勞報国協力令施行ニ関スル件」は，作業の内容を「簡易ニシテ熟練ヲ要セザル」³⁸⁾ものに限定しており，1942年度の計画が，作業期間を25日間（男子），20日間（女子）と計上していた限り，学生生徒を労働力として活用しようとするれば，比較的短期間に集中して作業ができる農業に配置せざるを得なかったのである。軍需産業など工業部門への短期間の配置は，「簡易ニシテ熟練ヲ要セザル」作業であっても，企業の側が好むものではなかったろうし，1942年度の計画が学生生徒の配置を農業に重点を置いていたのは前年度の工業部門の実績も作用していると思われる。

なお，公務要員は農業について高い比率を占めているけれど，その詳しい内容は不明である。1942年度計画のこのような特徴を反映して，9月30日，農林，文部両者は次官連名で各地方

〈表-4〉の1941年度の供給目標と比較して，まず第一に気が付くことは，計画が「給源逼迫ノ現状ニ鑑ミ努メテ需要ヲ圧縮シ之が為生ズル要員ノ不足ハ生産能率ノ増進ニ依リ補填スル」と，常時要員を前年度から22%も減じていたにもかかわらず，男子38%，女子60%，合計で43%も増加したことである。

第二に，軍需産業が500万人から137万へと73%も減り，生活必需品産業，国防土木建築業も大幅に減ったのに対して，農業に対しては男子837万人，女子676万人，合計1,515万人を配置しそれぞれ109%，238%，152%の大幅な増加をみたことである。その結果男子の供給目標数のな

長官宛に「今秋季学徒ノ食糧増産運動実施ニ関スル件」を通牒して、「戦時下食糧増産運動ノ緊要性ニ鑑ミ学徒ニ於テモ……積極的ニ之ニ参加セシメ充分其ノ成果ヲ挙ゲシムル様」指示した。³⁹⁾

「実施要領」の主な部分を次に掲げる。

「一、実施内容

- (イ) 学校ガ食糧増産ニ関シ関係機関ヨリ労力ノ援助ヲ求メラレタル場合ニ於テハ速ニ学校職員学徒一体トナリテ出勤シ所要ノ勤労作業ニ従事スルコト
- (ロ) 特ニ農家出身ノ学徒ニ付関係機関ノ要求アル場合ハ農繁期等ニ於テ自家農業ニ従事セシムル様便宜ヲ与フルコト……

二、実施上ノ注意

- (イ) 授業ヲ廃シ得ル三十日以内ノ日数ハ必要ニ応ジ出来得ル限り本運動ニ活用スルコト
- (ロ) 前項ノ外休業日、放課後ノ時間ノ活用ヲ充分ナラシムルコト
- ……
- (ニ) 実施スベキ作業ハ学校程度、種類、学徒ノ年齢ニ応ジ稲刈、脱穀、収穫物ノ運搬等其ノ選定ニ留意スルコト
- ……
- (ハ) 自家農業ニ従事スル以外ノ学徒ノ勤労作業ニ関シテハ学校報国隊ノ組織竝ニ平素ノ訓練ノ成果ヲ充分発揚セシムルコト
- (ホ) 学校長ハ部下教職員ヲ督励シ本運動ノ成果昂揚ニカムベキコト
- (ヘ) 地方長官ハ農業増産ニ関シ大学、高等専門学校ノ学生生徒ノ協力ヲ必要トスルトキハ当該学校長ト協議スルコト」

「青少年学徒食糧飼料等増産運動実施ニ関スル件」(1941年2月8日)で、1学年を通じて30日以内は授業を行なわないで集団勤労作業に振替えてもよいとしていたその期間は、可能な限り農作業を行なうように指示した。

1942年度の国民動員計画では、学生生徒を臨時要員として各種の部門に配置していたにもかかわらず、学校報国隊の出勤はこの通牒によってほとんど農作業に限定されたものと考えられる。この年国民学校生徒は延人数で2,560万人、中等諸学校生徒は延600万人が農作業に従事した。一般国民の勤労報国隊で農業に従事したのは延137万人であったのに対して、くらべものにならないほど多い。⁴⁰⁾

また、同じ時期に「陸海軍ニ於テ在役在役中ノ下士官兵ヲ一時自家ニ帰休セシメ稲收穫等農繁期ノ労力補給ニ協力セシムル様特段ノ措置」(1942年9月30日付地方長官宛農林次官通牒「今秋農繁期ニ際シ下士官兵ノ一時帰休ニ依ル協力方ノ件」⁴¹⁾)を講じていた。

これらの農業労働力補給策がどのような効果をもたらしたのかよく解らない。農林省は「下士官兵を一時帰休させると共に青少年学徒の積極的動員を図ることとなり、茲に軍官民の挙国的協力に依る食糧増産確保が見現されることになった」⁴²⁾と述べているが、むしろ農業労働力枯渇の状態をこそよく示していた。1943年1月、食糧等増産協議会が行なった決議は、農業労働力不足対策としては唯一「学徒等をして労力奉仕を為さしめ若は部落農業団体を応援せしむること」⁴³⁾を挙げていたように農業労働力の補填は、学生生徒による以外に有効な対策を講ずることは不可能であった。

〈註〉

- 1) 『文部時報』第719号, 1941年3月21日, 63ページ。
- 2) 同上。
- 3) 東京学芸大学二十年史編集委員会編『東京学芸大学二十年史』東京学芸大学創立二十周年記念会, 1970年3月3日, 588, 589ページ。
- 4) 二つの通牒は未見である。文部省が通牒を出した事実は, 学徒動員本部総務部編『学徒動員必携一閣議決定・法令・諸通牒集一』第一輯(1944年5月)の附録「学徒動員ニ関スル沿革」(186~190ページ)によった。この附録には, 1938年6月以後1943年9月までの主要な通牒とその要旨が載っている。
- 5) 前掲『文部時報』第719号, 63ページ。
- 6) 『昭和十六年度労働動員実施計画ニ関スル件』添付資料, 『昭和十六年公文別録 物資動員計画等関係書類(五)』, 前掲『国家総動員史』資料編第一, 所収, 833ページ。
- 7) 『同上』816ページ。
- 8) 『同上』813ページ。
- 9) 『同上』816ページ。
- 10) 法政大学大原社会問題研究所編『太平洋戦争下の労働者状態』東洋経済新報社, 1964年10月26日, 11~12ページを参照されたい。
- 11) 北海道札幌師範学校『報国実践団概況』(北海道教育大学札幌分校所蔵)は, 「昭和十三年七月七日事変勃発一周年ニ当リ組織結成ヲ見タリ本団ハ国民精神総動員ノ趣旨ニ基ク実践ヲナシ事変下ニ於ケル師範生トシテ報国ノ実ヲ挙グルヲ以テ目的トス」と, 設立の趣旨を述べていたが, この種の組織が1938年ごろから全国的に結成された模様である。その呼称は, 赤心報国隊, 祖国振励隊, 祖国振興隊, 学校報国団, 勤労報国隊とさまざまであったが, 学校における国民精神総動員運動の推進組織として結成されたものと思われる。これらの組織は, 「国民精神総動員実践綱要綱」(1938年4月31日, 国民精神総動員聯盟理事会決定)を具体化したものであった。この要綱は, 「国民精神ヲ総動員シテ挙国一体、皇道顕揚ノ実ヲ挙ゲ国民生活安永ノ基礎ヲ確立スル為ニハ、全国民ヲシテ速ニ政府ノ意図スル所ヲ理解センメテ之ガ具現ヲ期シ、又国民ノ志望スル所ヲ遺憾ナク上達センシムルノ要タリ。即チ茲ニ国民精神総動員実践綱ノ完備ヲ図リ、縦ノ伝達系統ヲ明ニシ、横ニ地理沿革ニ基ク住民ノ集団の結束ヲ固メ我国古来ノ旧慣タル隣保共同、相互教化ノ美風ヲ発揚シ、以テ此ノ時局ニ対処スル共ニ地方自治運動ノ根基ヲ鞏固ナラシメントス」(『昭和十三年度 国民精神総動員中央聯盟事業概要』107ページ)と述べていた。そして, 「官公衙、学校、法人、会社、工場等ハ実践班ノ一戸ト見做」と, 学校においても組織化を進めることを方針として掲げていた。
- 12) 『近代日本教育制度史料』第7巻, 191ページ。
- 13) 同上, 194ページ。
- 14) 同上, 197ページ。
- 15) 前掲『学徒動員必携』第一輯, 38~39ページ。
- 16) 山形師範学校『山形師範学校一覧 昭和十八年度』1943年12月31日, 203ページ。
- 17) 「山形師範学校報国団々則」第六条, 『同上』182ページ。
- 18) 『同上』203ページ。
- 19) 広島師範学校『本校教育要覧』20~21ページ, 発行年は不明。1943年以降の発行と思われる。
- 20) 集団勤労作業に従事させるための組織については, 「現在の学校組織である学年・学級の単位は元来学科教授の為に定めたものであるから、之と相当性質の異なる集団勤労作業の標準単位」(前掲『昭和十四年十月 集団勤労作業の概況』87ページ)の採用を, 文部省は比較的初期に考慮していたと思われる。
- 21) 『近代日本教育制度史料』第7巻, 194~196ページ。
- 22) 同上, 196ページ。
- 23) 同上。
- 24) 『同上』第1巻, 121~122ページ。
- 25) 同上, 149~146ページ。
- 26) 前掲『太平洋戦争下の労働者状態』10ページ。
- 27) 『太平洋戦争の労働者状態』は, 「短期任意(半強制)の動員制度ということができる」(10ページ)と述べているが, 任意であるという根拠はない。
- 28) 『近代日本教育制度史料』第1巻, 146~150ページ。
- 29) 『内部厚生時報』第7巻第1号, 1942年1月15日, 197~203ページ。
- 30) 前掲『太平洋戦争下の労働者状態』10~11ページ。
- 31) 前掲『東京学芸大学二十年史』551ページ。
- 32) 『同上』591ページ。
- 33) 前掲『太平洋戦争下の労働者状態』168ページ。

- 34) 『同上』12ページ。
 35) 『公文別録 物資動員計画関係書類九』前掲『国家総動員史』資料編第一，所収，1100～1105ページ。
 36) 前掲『太平洋戦争下の労働者状態』12ページ。
 37) 『同上』166～171ページ。
 38) 前掲『内務厚生時報』第7巻第1号，202ページ。
 39) 『農林時報』1942年10月1日号，27～28ページ。
 40) 前掲『太平洋戦争下の労働者状態』171ページ。
 41) 『農林時報』1942年10月1日号，27ページ。
 42) 農政局「農繁秋期に於ける学徒動員及下士官兵一時帰休協力に就て」『同上』1942年10月15日号，9ページ。
 43) 『同上』1943年2月1日号，23ページ。

第2節 通年動員体制と学校教育の崩壊

1942年12月31日，大本営はガダルカナルからの撤退を決定し，翌年2月の撤退完了を画期として太平洋戦争は，明確に戦略的守勢の段階に移行した。¹⁾ 戦争の遂行にとって航空機と船舶をはじめとする戦略物資の「生産増強」は焦眉の課題であった。そのための労働力を確保する施策が，1943年1月20日の閣議決定「生産増強勤労緊急対策要綱」である。「生産増強勤労緊急対策要綱」は，「生産増強ハ刻下喫緊ノ要務ニシテ之ガ完遂ハ国民勤労ノ充実発揚ニ俟ツ処極メテ大ナルニ鑑ミ勤労総力ヲ最高度ニ發揮スル為」に，徴用範囲の拡大，労働時間の延長，賃金統制，能率の向上などを推進することを主な内容としていた。それとともに，「不急ト認メラルル学校殊ニ時局下緊要ナラザル各種学校及之ニ類スル施設ノ閉鎖制度又ハ収容定員ノ減少ヲ行フト共ニ学生生徒ノ勤労報国隊組織ニ付テハ特ニ之ガ拡充強化ヲ図ルコト」と，各種学校などの閉鎖あるいは縮小，および集団勤労作業の強化を打出していた。²⁾

5月3日，閣議は「昭和十八年度国民動員実施計画策定ニ関スル件」³⁾を決定した。この計画で初めて各種学校生徒（男子3万5千人，女子1万8千人，合計5万3千人）を常時要員とし

〈表-6〉1943年度臨時要員（学生生徒）供給目標数
 （単位 万人，延人数）

作 業 区 分	男 子	女 子	合 計
軍 需 産 業	167	42	209
生 産 拡 充 計 画 産 業	58	—	58
同 附 帯 産 業	20	4	24
生 活 必 需 品 産 業	28	2	30
交 通 産 業	41	11	52
国 防 土 木 建 築 産 業	36	—	36
災 害 復 旧 事 業	15	—	15
農 業	1,595	686	2,281
公 務 要 員	514	2	516
合 計	2,474	747	3,221

『昭和十八年公文別録 国家総動員計画及物資動員計画関係書類一』，石川準吉『国家総動員史』資料編第二，243ページ。

て計上したことは，その後の展開を予想させるに十分であったが，学生生徒の配置は前年度と同様に臨時要員，しかも農業に重点を置いたものであった。〈表-6〉を参照すれば明瞭のように，男子では64%，女子では92%，全体でも71%と，農業への配置は圧倒的に多かった。一般の勤労報国隊では，前年度計画では3,740万人を計上していたのに，1943年度は243万人にしか過ぎなかったのは対照的であった。

6月4日，閣議は農業労働力の不足に起因する耕作放棄地の解消と生産増強，諸類増産とその主食化，労力不足対策，水産物増産などを主な内容とする「食糧増産応急対策要綱」⁴⁾

を決定し、9日には農林、内務、文部、厚生各省次官の連名で「食糧増産応急対策ニ関スル件」を通牒して「急速ニ其ノ実施ヲ図ル為地方ノ実情ニ即シ遺漏ナキ様」にと趣旨の徹底をはかった。⁵⁾ 24日にはさらに文部、農林両省次官連名で「食糧増産応急対策実施ニ伴フ青少年学徒動員ニ関スル件」を通牒して「全国各方面ノ労力ヲ総動員シテ総コル不耕作地及休閒地ニ対シ食糧作物ノ作付ヲ実行スル事ト相成タルニ付テハ学徒ニ対シテモ……其ノ全面的動員ヲ図リ現下喫緊ノ要務タル食糧ノ増産確保ニ寄与セシムル」ことを強く求めた。通牒の主な内容は次のようである。

- ① 中等学校以上の学校では耕作放棄地の共同耕作に積極的に協力し、市町村農会、部落農業団体の要請に即応して学校報国隊を出動させる。
- ② 農業学校の実習は、食糧増産に関する勤労作業にあてる。
- ③ 農業地帯における国民学校高等科および初等科高学年児童の農繁休暇を市町村農会の要請に応じて延長する。
- ④ 北海道へ本州方面から長期間学校報国隊を派遣する。
- ⑤ 各学校で既設農場の利用はむろん、校庭、伐木跡地、河川敷、荒地など各種休閒地休耕作地を報国農場とし、麦、粟、大豆、稗、玉蜀黍、甘藷、馬鈴薯、南瓜などの食糧農産物を栽培する。
- ⑥ 農繁期以外にも、食糧農産物の作付、堆肥飼料の草刈、木灰蒐集、土地改良工事に可及的動員を行う。⁶⁾

この通牒は、先の閣議決定「食糧増産応急対策」において「労力補給に関する措置」として、一般市民の勤労報国隊、食糧増産隊の編成とともに「一般学徒就中農学校生徒の動員は極力之を実施するものとし専門学校以上の学徒に付ても積極的に之を行ふこと」⁷⁾とあったことを一層徹底して具体化したものであつた。「全面的動員」といわざるを得なくなったことのなかに、農業労働力対策が「一時的応急措置の積重ねに終始」し、他方で「経済的合理性を失って倫理的精神運動的性格を強めてきた」⁸⁾という状態の下で、学生生徒の集団勤労作業に対する期待が大きいことを看取できる。

翌25日、閣議は「学徒戦時動員体制確立要綱」⁹⁾を決定し、「大東亜戦争ノ現段階ニ対処シ教育錬成内容ノ一環トシテ学徒ノ戦時動員体制ヲ確立シ学徒ヲシテ有事即応ノ態勢ヲラシムルト共ニ勤労働員ヲ強化シテ学徒盡忠ノ至誠ヲ傾ケ其ノ総力ヲ戦力増強ニ結集セシメントス」と、「有事即応態勢ノ確立」「勤労働員ノ強化」について基本方針を示した。

「有事即応態勢ノ確立」では、「学徒ヲシテ将来ノ軍務ニ備ヘ国防能力ノ増強ヲ図ラシムルト共ニ必要ニ当リテハ直接国土防衛ニ全面的ニ協力セシムル」ために次のような措置を講ずることを決定した。

- ① 国土防衛に動員できるよう学校報国隊を強化する。
- ② 中等学校第3学年以上の男子学生に戦技訓練を徹底する。
- ③ 適性に応じて航空、海洋、機甲、馬事、通信などの特殊訓練を行なう。
- ④ 防空訓練を徹底し、学校報国隊、特技隊特別警備隊としての訓練を強化する。
- ⑤ 女子に対し戦時救護活動に従事させるために看護、保健衛生に関する訓練を行なう。

「有事即応態勢」について文部大臣岡部長景は、より直截に「今日の男子学徒は、学校を卒業した後はその大部分が陸海軍に入るのでありまして、殊に大学、専門学校等の上級学校の学徒は、何れも皇軍の中堅幹部となることになって居るのでありますから、此の際、学徒の訓

練と規模と内容とを全面的に拡大強化しまして……在学中から、それぞれ適切なる訓練を施して置いて、学校を卒業後は直ちに軍務に役立つ様にその効果の全きを期し度い」¹⁰⁾と説明した。1942年度からは専門学校程度以上に相当する学校では卒業を半年繰上げていたし、¹¹⁾ 1943年10月1日には在学を理由とする徴集延期を行なわぬことを決めた(勅令第七百五十六号「在学徴集延期臨時特例」¹²⁾)から、学校は今や軍隊へ直接連なっていたのである。

「勤労働員ノ強化」の部分に次に掲げる。

二、勤労働員ノ強化

学徒ヲシテ挺身国家緊要ノ業務ニ従事セシメ其ノ心身ノ錬成ヲ全カラシムルモノトシ左記各項ニ依リ食糧増産、国防施設建設、緊要物資生産、輸送力増強等ニ其ノ重点ヲ指向シ之ガ積極強力ナル動員ヲ図ルコト

- (一) 勤労働員ハ国民動員ニ即応シ学校ノ種類程度ニ応ズル作業種目ノ適正ナル選択ニ依リ作業効率ノ向上、作業量ノ増嵩ヲ図ルコト
- (二) 勤労働員ノ期間ハ学校ノ種類程度ト作業種目ヲ勘案ノ上国家ノ要請ニ即応セシムルコト
- (三) 作業ト学校トノ臨時且分散のナル関係ヲ可及的ニ改メカメテ之ヲ常時且集注のナラシムルコト
- (四) 勤労働ノ対象タル事業ノ管理者ニ対シ学徒勤労働ノ意義ヲ徹底セシムルト共に学徒ニ対シ事業ノ性質ヲ十分理解セシメ尚学校当時者ト事業管理者トノ緊密ナル連繫ニ依リ作業場ニ於ケル学徒ノ取扱ヲ一層適正ナラシムルコト
- (五) 員数及期間が相当多数且長期ニ互ル学徒動員ニ付テハ学校移駐ノ考ヘ方等ニ依リ之ヲ実施セシムルコト
- (六) 学徒ノ養護ニ一層周到ナル注意ヲ払ヒ作業ノ種類性質ニ即応スル学徒ノ配置ヲ行ヒ作業ニ因ル傷病其ノ他ノ事故ノ予防救護ニ遺憾ナカラシムルコト
- (七) 食糧増産作業ニ付テハ食糧増産応急対策(閣議決定)ニ即応シ従来実施シ来レル農耕応援作業等ヲ強化スルノ外左記各項ノ方途ヲ講ズルコト
 - (イ) 耕作廃止畑、伐木跡地、河川敷、工場建築予定地等空闲地ニ付極力学校直営ノ学校報国農場ヲ創設セシメ米、麦、大豆、馬鈴薯、甘藷等ヲ栽培セシムルコト
 - (ロ) 既設ノ学校報国農場其ノ他ノ附属農園ニ付テハ米、麦、大豆、馬鈴薯、甘藷等ヲ栽培セシメ学校附属ノ農業実習地及一般学校用地ニ付テモ主要食糧及雑穀ヲ栽培セシムルコト
 - (ハ) 収穫物ノ運搬、害虫駆除、除草、緑肥刈等ニ付学校ノ種類、程度、所在地等ヲ勘案シ特定ノ学校ヲシテ可及的一定地域ノ作業ヲ担当セシメ以テ学校ト作業地ト緊結ヲ図ルコト
 - (ニ) 可耕荒地、開墾可能地ノ簡易開墾、湿地埋立、排水施設ノ整備牧野改良等ニ付テハ一校又ハ数校ヲ特定シテカメテ一貫作業ヲ目途トシテ之ガ完成ニ協力セシムルコト
- (八) 各種ノ工場事業場ニ於ケル勤労働員ニ付テハ特ニ左記各項ヲ考慮シ之ガ実行ヲ収メシムルコト
 - (イ) 学校ノ種類、程度及土地ノ情況ヲ勘案シ適當ナル計画ヲ得タル場合ハ通年常時循環トシテ計画的ニ一定要員ヲ出動セシムルコト
 - (ロ) 学校ノ専門技能ハカメテ之ヲ活用スルコト
 - (ハ) 学校ノ実習場等ニ於テモ工場ト連繫ヲ密ニシ其ノ委託作業ニ従事セシムルコト

(戊) 女子ニ在リテハ前各項ニ依ルノ外特ニ中等学校以上ノ学校ニ付工場地域、農村等ニ簡易又ハ季節的幼稚園保育所及共同炊事場ヲ設置セシメ又ハ他ノ経営スル斯種施設ニ於テ保育ニ従事セシムルコト

集団勤労作業は、これまでと同様に農業、それも主要食糧生産に重点を置いたものであった。6月24日付通牒「食糧増産応急対策実施ニ伴フ青少年学徒動員ニ関スル件」は、この閣議決定を先取りしたものであることはここでは明らかである。にもかかわらず、閣議決定は次のような重要な問題を含んでいた。

第一に、作業期間は「国家ノ要請ニ即応」して一層長期化することとなった。従って、作業は「常時且集注的」に行なうことができ、「作業効率ノ向上、作業量ノ増嵩」が可能となった。また、「国民勤労報国協力令」の改正（6月18日）によって、動員期間は60日間に延長されてはいたけれど、6月24日付通牒が述べていた「全面的動員」への道を開いたことになった。

第二に、軍需工業への動員を「通年常時循環トシテ計画的ニ」行なうこと、および学校において委託作業を行なうことを定めた。農業と比較すればなお本格的という訳ではなかったけれど、学生生徒の集団勤労作業は、その対象を農業からさらに工業へと拡大しつつあった。

第三に、このような集団勤労作業の転換点を迎えて、政府は改めてその教育的意義を説明しなければならなかった。文部省が、この閣議決定に「学徒戦時動員体制の確立要綱」「大臣謹話」といった趣旨説明を付加えて『文部時報』に載せた、ということにもそれはよく現れていた。特に「大臣謹話」のなかで、「国の総力を挙げて大東亜戦争の完遂に邁進して居ります今日、我が国の学徒が学窓に在って学業の研鑽に励み得ることは之偏に有難き 大御心に依る処……学徒が克く其の重大なる責務を自覚し愈々その本領とする研学修養に励み、盡忠の精神を傾けて御奉公を盡し行学一体の質を収めて 大御心に応え奉らんことを望んで止まない」¹³⁾と述べていたのは注目に値する。集団勤労作業開始の当初、文部省が行なっていた「実践的精神教育ノ一方法」といった説明とは異なって、それは天皇のために行なうと説くにいたったからである。「有難き 大御心」に依っているはずの「学業の研鑽」を中止して長期間の勤労作業に従事させるには、このように「大御心に奉らんこと」を求める以外に説明の方法がなかった。

7月2日には、文部省はさらに次官通牒「学徒戦時動員体制確立要綱実施ニ関スル件」¹⁴⁾を発して次の諸点にわたって留意するよう特に指示を与えた。

- 一、学徒動員ハ飽ク迄教育錬成内容ノ一環トシテ実施スルモノナレバ単ナル勞力提供ニ終ルガ如キコトナキ様特ニ指導スルコト
 - 二、学校教職員ニ対シテハ前項ノ趣旨ヲ十分徹底セシメ率先垂範学徒ト一体トナリテ本動員ノ精神ヲ發揚セシムルコト
 - 三、本要綱ノ実施ニ関シテハ形式ニ捉ハレズ専ラ其ノ実績ヲ重視シテ之ヲ実施セシムル如ク指導スルコト
 - 四、勤勞動員ニ依リ涵養セラレタル良習ハ日常ノ家事ニ付テモ之ヲ実践セシムル如ク指導スルコト
 - 五、学徒ノ養護ニ一層周到ナル注意ヲ払フコト
 - 六、本要綱中勤勞動員ノ強化ニ付テハ都道府県学校報国隊本部ニ於テ綜合的ナル計画ノ樹立竝ニ指導ニ当リ尚道府県勤勞報国隊トノ連繫ヲ密ニシ本要綱ノ実施ヲ円滑ナラシムルコト
- 集団勤労作業は、単なる勞力提供ではないということと、労働としての実績を重視するということが、矛盾として自覚されずに同居していたが、集団勤労作業を長期間行なおうとすれば

するほど、それは教育活動の一環であると説かざるを得なかつたが、一方で何の一環として行なうにせよ集団勤労作業が労力の提供であるという点の方が、はるかに明白な事実であり、現実的には重みをもっていた。

8月17日、閣議は「第二次食糧増産対策要綱」を決定したが、農業労働力の補充については政府は完全に見通しを失っており、農村農力の移動を抑制することと併せて「学徒ノ農業労務ヘノ動員強化」を提起し得たのみであった。¹⁵⁾

これらの閣議決定に前後して農業への出勤を指示する通牒が以下の如く相継いだ。

- 「肥料増産学徒動員ニ関スル件」(1943年7月21日、文部省体育局長、農林省農政局長連名地方長官宛)¹⁶⁾
- 「第二次食糧増産対策並今秋農繁期ニ於ケル学徒勤労動員ニ関スル件」(1943年9月25日、文部次官、農林次官連名地方長官宛)¹⁷⁾
- 「農業土木学徒動員ニ関スル件」(1943年10月21日、文部省体育局長、農林省農政局長連名地方長官宛)¹⁸⁾
- 「麦作完遂学徒勤労動員ニ関スル件」(1943年10月22日、文部省体育局長、農林商農政局長連名地方長官宛)¹⁹⁾
- 「食用甘藷千切干ノ生産ニ関スル件」(1943年10月27日、文部省体育局長、食糧管理局長官連名地方長官宛)²⁰⁾
- 「第二次薪炭生産供出増強期間設定ニ関スル件」(1943年10月28日、農林、内務、厚生、文部各省次官連名地方長官宛)²¹⁾
- 「土地改良完遂学徒勤労動員ニ関スル件」(1943年11月20日、文部省体育局長、農商省農政局長連名地方長官宛)²²⁾

このようにして行なわれた学生生徒の農業への動員も、農業労働力の不足とその質的低下、さらに肥料などの不足を到底補い得るものではなく、この年の米は前年度比約6%の減収となり、他の農産物もすべて期待する生産をあげることができなかった。²³⁾

政府は、農業への動員と並行して工業部門への動員を行なうべく準備を進めていた。「学徒勤労動員ニ関スル件」(1943年7月21日、厚生省勤労局長、文部省体育局長連名地方長官宛通牒)²⁴⁾によって「学徒勤労動員ニ対スル需要者側指導要領」を指示したのもその準備のひとつであった。通牒の最も重要な点は、工場の側が事前に学校と連絡調整して6ヶ月毎の計画(作業の種類、期業期間、人数、協力希望学校報国隊)を立てて、相互の視察を行ない、予備知識・予備訓練を与えることなど学校との緊密な関係をつくりあげることにあった。また、作業開始前に1日ないし5日間作業現場において作業の概要、注意事項、用具の名称と使用法、用語、災害防止方法などを教育すること、宿泊施設、厚生医療施設を設けることを指示して、長期間の動員受入体制の整備をめざしていた。さらに、「勤労報国隊ヲ以テ充当スルヲ適当トスル作業ノ標準案」として、一般事務、筆耕、農業、林業、水産業、鉱業、運輸通信、土木建築業とともに、31種類にわたって金属、化学など重化学工業にかかわる作業種目を掲げていた。これら作業種目の一覧表には「本表ノ作業種目ハ臨時作業ノ外ニ常時作業ニシテ同一人ガ引キ続キ一ヶ月以上協力シ且年間常時一定数ヲ充足スルヲ適当トスルモノヲ掲ゲタリ」と註記があり、通牒全体の趣旨も「需要者側ニ於テ学徒勤労力ヲ積極強力ニ活用スル」ことを要請していると理解できるものであった。工業の場合には農業と異なって一時的集中的に動員すればよいという訳ではなかったから、学生生徒を動員させるには「常時的作業ニ付テモ学校報国隊ヲ以

テ通年常時一定数隊員ノ協力」を可能にする体制を整える必要があった。

10月12日の閣議は、「教育ニ関スル戦時非常措置方策」を決定し、そのなかで「教育実践ノ一環トシテ学徒ノ戦時勤労働員ヲ高度ニ強化シ在学期間中一年ニ付概ネ三分ノ一相当期間ニ於テ之ヲ実施ス」²⁵⁾と、1年間で4ヶ月間を今や戦時勤労働員と称する集団勤労働作業に充てることを決めたのである。従来は60日とされていたから一挙に2倍となった訳である。

翌1944年1月8日の閣議決定「緊急学徒動員方策要綱」²⁶⁾は、明確に工業への動員を打出したものであった。その「要領」の一部を次に掲げよう。

「一 動員学徒ヲ勤勞セシムベキ工場事業場ヲ特定シ通勤距離、学校又ハ学科ノ種類、学徒ノ年齢及性別等ヲ考慮シ学校ト工場事業場トヲ緊結シ其ノ特定部署ニ対シ通年恒常循環的ニ学徒ヲ動員スル如ク計画ヲ樹立スルコト

……

四 同一学徒ヲ勤勞ニ動員スル期間ハ差当一年ニ付概ネ四ヶ月ヲ標準トシ且継続シテ之ヲ行フヲ立前トスルコト尚学校又ハ学科ノ種類ニ依リテハ其ノ期間ヲ更ニ長期ナラシムルコトヲ考慮スルコト

五 状況ニ依リ工場事業場ヲシテ学校ノ校地ノ校舎内ニ設備ヲ講ジ又ハ材料ヲ供給セシメ学校内ニ於テ学徒ヲシテ生産ニ従事セシムルコトニ付テモ方途ヲ講ズルコト

……

七 特ニ学徒動員ノ運営ヲ円滑ニシ且其ノ教育実践ノ完璧ヲ期スル為文部省（又ハ地方長官）ノ推薦ニ係ル教職員又ハ関係官吏ヲシテ軍需監理官又ハ労務監理官ヲ兼任セシムルト共ニ関係工場事業場ニ学徒専門ノ勤勞係員ヲ設置セシメ之ヲ文部省（又ハ地方庁）ノ囑託トシ工場事業場ニ於ケル学徒勤勞管理ノ徹底的刷新ヲ図ルコト」

先の動員期間延長の措置が、工業部門への動員を直接意図していたことは既に明らかであり、この決定はさらに長期間の動員を可能とするものであった。そして「動員セシムベキ工場事業場」とは「緊急学徒勤労働員方策要綱実施ニ関スル件」（1944年2月19日、地方長官、学校長宛文部次官通牒）²⁷⁾によれば、「航空兵器ノ増産、其ノ他刻下聖戦完遂上特ニ緊要ナル業務」すなわち軍需工業をのみ指していたのであり、決して一般的に工業部門への動員を行なうというものではなかったのである。²⁸⁾

また、「教育実践ノ完璧ヲ期スル」というのは空文に等しいことはいうまでもない。

閣議は、2月25日に「決戦非常措置要綱」を決定した。その第一番目の項目は「学徒動員態勢ノ徹底」であり、内容は次のようであった。

「一、学徒動員態勢ノ徹底

- (1) 原則トシテ中等学校程度以上ノ学生生徒ハ総ベテ今後一箇年常時勤勞ソノ他非常任務ニモ出勤セシメ得ル組織的態勢ニ置キ必要ニ応ジ隨時活発ナル動員ヲ実施ス
- (2) 理科系ノモノハソノ専門ニ応ジ概ネコレヲ軍関係工場、病院等ノ職場ニ配置シテ勤勞ニ従事セシム
- (3) 学校校舎ハ必要ニ応ジコレヲ軍需工場トシ又ハ軍用非常倉庫用、非常病院用、避難住宅用ソノ他緊要ノ用途ニ転用」²⁹⁾

この決定を一層具体化して学校の種類毎に従事すべき作業種目を定めたのが「決戦非常措置要綱ニ基ク学徒動員実施要綱」（3月7日、閣議決定）³⁰⁾である。

これらふたつの要綱は、従来の勤労作業に関する決定や通牒とは明らかに次の2点で異なっていた。

その第一は、従来は中等学校第3学年以上を動員対象としていたのだが、中等学校程度以上つまり国民学校高等科生徒をも含めて工業へ動員させることとしたことである。

第二は、「今後一箇年常時之ヲ勤務其ノ他非常任務ニ出勤セシメ得ル組織的態勢ニ置キ……」とあったように、いわゆる通年動員を行なうことを決定したことである。学校はもはや教育のためにあるのではなかった。12歳以上の学生生徒は要するに労働力とみなされるにいたった。集団勤労作業に充当できる期間を30日とか60日とか定めていた時期とは異なって、今や教育活動をごく部分的に行ない得るかどうかという事態にいたったのである。「曜日ヲ変更シ日曜日ニ於テモ授業ヲ為シ得ル如ク法令上ノ措置ヲ講ズ」というのが、この決定が教育活動に対してとった唯一の処置であった。しかも、このような通年動員体制のもとでも、「学徒ノ動員ニ関聯シ軍幹部要員、技術要員、科学研究要員タルノ教育錬成トノ調整ヲ図ルコト」は果されなければならなかった。

諸学校に関する勅令が存在している以上、事実上授業を行なうことが不可能な通年動員体制をとるには、「学徒ノ勤労働員ニ関シ速ニ法令上ノ措置ヲ講ズ」³¹⁾という作業がなお残ってはいたけれど、教育機能と勤労働員との矛盾は、教育機能を実際上停止するという処置をとることによって政府の方針のうちでは解消したことになる。

ところが、師範学校については、1942年度国民動員計画で既に国民学校助教を公務要員として計上しており、1943年9月という時点においても、「普通教育ノ為ニ必要ナル教員ノ確保ヲ図ルト共ニ其ノ採用ニ付テハ広く適材ヲ得ルノ措置ヲ講ズ」³²⁾と、国民学校教員を確保することを重要な課題として位置づけていたので政府も特別の措置をとっていた。「教育ニ関スル戦時非常措置方策」においては、文科系大学・高等専門学校・高等学校、男子商業学校の理科系への転換や整理縮小を打出しながら、教員を確保するための措置として次の4点を定めたのである。

「(イ) 教員養成諸学校ニ付テハ其ノ授業ヲ継続ス

(ロ) 教員養成諸学校卒業生ニ付テハ従前別段ノ定メナキ者ニ在リテモ一定年限ノ就職義務ヲ課ス

(ハ) 現役以外ノ軍人及嘗テ軍人又ハ官吏タリシ者其ノ他学識徳望アル者ヲ教育者トシテ採用スルノ方途ヲ講ズルト共ニ技術者其ノ他実務担当者ニ付テハ其ノ協力ヲ得ル如ク措置ス

(ニ) 教員養成諸学校ニ付所要ノ拡充ヲ図ル」³³⁾

これらによる限りでは、師範学校における勤労働員は、他の文科系の学校とは異なって授業を継続して行なうために何らかの考慮が払われていたようにみえる。

だが、継続すべき授業とは一体どんなものであったか。1944年2月8日の師範学校長宛国民教育局長名通牒「師範学校ニ於ケル戦時非常措置ニ関スル件」³⁴⁾が、それを明瞭に示している。そこでは、当然第一に「精神訓練ノ徹底」を強調しているが、「戦時非常措置」として師範学校に要請したものは、次のように具体的現実的な訓練を課すことであった。

そのひとつは、軍事教育である。教練時数を週4時間(うち1時間は銃剣術)とし、予科では週2時間の軍事科学(航空・艦船・通信等軍事ニ関スル科学技術)を必修とし、本科では軍事学(軍制・戦術・戦史等)、兵器学(兵器概説・主要兵器取扱・兵器関係工場実習等)を必修とし、在学中に軍事学を70時間、兵器学を30時間課するとした。

さらにひとつは、農業と工業にかかわる教育である。予科本科を通じて製図、工作機械操作の基礎訓練、本科の実業科では農業・工業を特に重視し、工業については工場実習を行なうこととした。

軍事教育については特に時間数を明示していたことは、政府が「戦時非常措置」として何を期待していたのかをよく示していた。

このような「戦時非常措置」も、勤労動員の前では実行不可能であった。というのも、既に触れた「決戦非常措置要綱」「決戦非常措置要綱＝基ク学徒動員実施要綱」において政府は、文科系の大学・学部・大学予科・高等師範学校と同様に、師範学校の生徒についても「土地ノ情況、勤労需給ノ情況等ヲ勘案シ食糧増産、国防建設事業又ハ工場事業場（輸送ヲ含ム）等ノ作業ニ動員シカカメテ特能ヲ發揮シ得ル如ク措置」³⁵⁾ することを決めたからである。授業を継続するという先の閣議決定は覆され、師範学校の生徒も通年動員体制の下に置かれることになった。

さらに文部省は、3月31日、地方長官、学校長宛に通牒「決戦非常措置＝基ク学徒動員実施要綱＝依ル学校種別学徒動員基準＝関スル件」を発したが、文科系学生生徒についてはそのなかで次のように指示した。

「1 動員方針及動員期間

.....

ロ 食糧増産、国防施設事業、運輸及防空施設ニ対スル動員ハ必要ニ応ジ適宜動員スルコト

ハ 工場、事業場ニ対スル動員ハ通年動員トシ高学年ヨリ順次之ヲ行ヒ作業種目等ニ依リ作業効率ヲ低下スルコトナキ場合ハ循環交替ヲ考慮スルコト

2 出動先

食糧増産、国防施設事業又ハ工場、事業場（輸送ヲ含ム）等ノ作業ニ動員スルコト但シ港湾沖土作業ヲ除クコト」³⁶⁾

師範学校生徒もこれ同様の取扱いを受けた。

1944年3月には先に触れた「法令上ノ措置」はなお残されてはいたものの、あとは通年の動員を命令すればよいだけであった。

そして、航空機生産、造船に関してそれぞれ「航空関係学徒勤労動員緊急対策＝関スル件」（1944年3月19日、地方長官宛体育局長通牒）³⁷⁾「造船関係学徒勤労動員緊急対策＝関スル件」（1944年3月31日、東京・神奈川・兵庫・長崎・大阪各地方長官宛文部省体育局長通牒）³⁸⁾を発しているが、軍需工業への本格的な動員が展開するのはやや後になってからで、農業への動員指示が依然として相継いだ。次に農業に関する通牒の表題のみを掲げる。

- 1944年1月29日「国有林ノ非常処分＝依ル薪炭緊急増産ニ対スル学徒ノ勤労動員＝関スル件」
 - 同 2月8日「緊急食糧増産農業学校隊北海道派遣＝関スル件」
 - 同 2月22日「食糧増産＝関スル学徒動員＝関スル件」
 - 同 3月17日「甘藷苗緊急増産＝関スル件」
 - 同 6月2日「農繁期作業協力＝関スル件」
 - 同 6月5日「教員養成諸学校学徒春季農繁期動員割当＝関スル件」
 - 同 6月6日「農繁期食糧増産作業協力ノ為大学高等専門学校学徒動員割当＝関スル件」
- これらの指示が実際どのように行なわれたのかはよく解らないが、次の〈表-7〉は、1944

年春季において農作業に出動した学生生徒の数である。5月から6月にかけてのほぼ2カ月間に、1942年の動員数約3,100万人をはるかに越える学生生徒が集中的に狩出されたことがよく解る。

〈表-7〉 1944年春季農業へ出動した学生生徒数 (単位 人)

区 分	参 加 校 数	実 人 員	延 人 員
国 民 学 校	15,689	3,852,230	46,444,528
男 子 中 等 学 校	1,481	546,609	6,722,754
女 子 中 等 学 校	1,254	440,801	5,229,490
大 学 高 等	239	63,181	790,585
合 計	18,663	4,902,821	59,187,357

山下肅郎『戦時下に於ける農業労働力対策』農業技術協会、1948年、101ページ。(『太平洋戦争下の労働者状態』177ページより重引)。

「教員養成諸学校学徒春季農繁期動員割当ニ関スル件」³⁹⁾に添付してある割当一覧表、およびその追加分一覧表によって、師範学校からの出動状況を知ることができる。それによれば、34都道府県40師範学校から18,305人を動員する計画である。動員期間は7日間から39日間までさまざまであったが、20日間前後の場合が最も多い。動員の対象となった学生は、男子部予科・本科第1学年、女子部予科・本科に属する者で、男子部本科第2、第3学年はまったく除外されていた。これは、学校種別の動員基準を示した3月31日付通牒が「工場、事業場ニ対スル動員ハ通年動員トシ高学年ヨリ順次之ヲ行ヒ……」と述べていたように、軍需工業への動員対象とされていたからである。その後も農繁期の集中的な勤労動員が行なわれた。

このような農業への集中的な動員と同時に、師範学校生徒の軍需工業への本格的な動員が1944年5月以降急速に展開した。その最初が「昭和十九年度第一、四半期学徒動員第一次割当ニ依ル学徒ノ出動配属ニ関スル件」(1944年4月17日、地方長官宛第二部長名通牒)⁴⁰⁾にもとづいて行なわれた軍需工業、軍関係土木工事への動員である。通牒は、「勤労需給ノ現況ニ稽ヘ緊急割当ヲ要スル工場、事業場等ニ対シ第一、四半期ノ内数トシテ緊急其ノ所要数ヲ動員スル」というものであり、「動員スベキ学徒ノ数ニ依リ中学校ニ付テモ計画実施シ差支ナキコト」とあったように、専門学校以上の学生生徒を対象として計画されたもののようである。

師範学校生徒の動員については「教員養成諸学校学徒ノ工場事業場割当配置」(1944年5月)⁴¹⁾「教員養成諸学校第一、四半期工場事業場第二次割当配置」(1944年5月)⁴²⁾によって動員先、動員配置すべき学校名

と学年、需要数などを知ることができる。それによれば、この時動員を命ぜられたのは、46の師範学校、10,970(男子10,270、女子700)人の生徒であった。動員先は、32道府県97ヶ所であり、動員先の内訳は右のようであった。

陸海軍工廠は9ヶ所であったから軍需工場は合計82工場で全体の91%

区 分	工場・事業場数	動 員 生徒数
飛行場建設など軍関係土木事業	3	225
陸海軍工廠、補給廠	16	2,170
航空機関連工場、造船、金属、機械、化学工場など	73	8,078
紡績工場	1	40
疎開作業	3	422
運 輸 業	1	35
合 計	97	10,970

を占め、動員生徒数は9,608人で86%を占めた。府県別にみれば、愛知、神奈川、東京、大阪、福岡、長崎の6都府県に動員先49ヶ所、50%が集中し、動員人数も5,452人とこれも50%が集中していた。一方、軽工業へは富山師範学校女子部予科第3学年40人を日清紡績へ動員するというのが唯一である。要するに、この計画は軍需工業へ師範学校生徒を動員しようとするものであった。

また、先の4月22日付通牒では「出勤ニ当リテハ通勤圏内ヲ主」⁴³⁾とすることになっていたが、この配置計画では次のように遠距離の動員が行なわれ、当然宿舎に収容せざるを得ないという状況が生まれた。今後、このような遠距離の動員が強力に行なわれるようになるであろうとの推測はそう困難ではない。

師 範 学 校 (所 在 地)	動 員 先
北海道第三 (旭 川)	北方軍浅茅野建築工事 (北海道宗谷支庁)
同	日鉄輪西製作所 (室蘭)
山 形 (山 形)	大湊海軍施設部 (大湊)
秋 田 (秋 田)	同
山 梨 (甲 府)	中央工業南部工場 (東京)
同	各務原陸軍航空廠 (岐阜県蘇原村)
同	佐久間鑄工場 (神奈川)
同	神奈川造船千若町工場 (神奈川)
静 岡 第一 (静 岡)	大同製鋼川崎工場 (川崎)
長 野 (長 野)	住友金属名古屋軽合金 (名古屋)
同	昭和電工大町工場 (長野県大町)
三 重 (津)	名古屋陸軍造兵廠鷹来製作所 (愛知県鷹来村)
福 井 (福 井)	舞鶴海軍工廠 (東舞鶴)
鳥 取 (鳥 取)	同
和 歌 山 (和歌山)	大阪造船所 (大阪)
滋 賀 (大 津)	尼ヶ崎船渠 (大阪)
大 分 (大 分)	東洋高圧大牟田工場 (大牟田)
同	福岡県防空疎開 (福岡)

師範学校からの動員がこのとうり行なわれたとすれば、男子部生徒の26%、女子部生徒の6%が、動員されていたことになる。特に、男子部本科第3学年は、7,291人のうちに79%相当する5,765人が動員されており、配置表には「第一、四半期」とあったものの、第3学年の大部分は8月下旬ないしは9月上旬まで、卒業までの数ヶ月を勤労働員で過したのである。他の学年の場合も多くは通年動員のもとにあったと理解できよう。

さらに、7月31日、第二部長名で学校長宛に「昭和十九年度第二、四半期緊急動員ノ割当ニ関スル件」を通牒し、「決戦非常措置要綱ニ其ク学徒動員実施要綱ニ依ル標記ノ件ニ関シ今般其ノ緊急要員割当ノ決定アリ別紙ノ通出動配属ヲ決定致シタルニ付……至急受入側ト連絡ノ上速ニ出動相成様致度通牒ス 追テ出動令書ハ受入側ヨリノ申請ニ基キ後日交付相成ベキニ付為念」⁴⁴⁾と、動員命令を発した。「教員養成諸学校第二、四半期緊急動員割当表」⁴⁵⁾によれば、28師範学校から予科第2、第3学年、本科第2学年生徒3,330人が33の軍工廠、軍需工場へ出動を命ぜられていたことが解る。この内21校の生徒2,590人は、学校所在地以外の都府県、ま

たは通勤不可能な所へ配置されたのである。出動令書を「後日交付」として述べていたことによく現われているように、学校報国隊の出動を命ずべく詳細に定めた手続の一切を抜きにして、動員命令を発したのであった。実際の動員は、8月23日から行なわれたが、工場からの申請は10月中旬に、文部大臣の学校報国隊出動令書の発送は10月26日に行なわれた。⁴⁶⁾ おそらくは厚生省が主導して行なったこのような学生生徒の勤労働員は、政府がしばしば強調していたのとは異なって、あくまでも「単ナル労務ノ提供」であったことを、動員手続のうえでも如実に物語っていた。

男子部本科生に関する文部省の調査によれば、8月1日現在で第3学年生徒5,300人、第2学年生徒6,942人が動員されており、それぞれ同学年生徒の72%と76%とを占めていた。⁴⁷⁾ 文部省は動員可能率を90%と見込んでおり、男子部生徒に限定してではあるが、8月23日以降の動員をも考慮すれば、ほぼ限界に達するほどまで徹底的な動員が行なわれていたと考えられる。

閣議決定「昭和十九年度国民動員計画策定ニ関スル件」（1944年8月16日）は「国民戦意ノ昂揚ヲ基調トシ国民各層ノ完全動員」を行なうとして女子の動員、徴用の強化とともに「学徒ノ徹底動員」を掲げ、学生生徒の「通年動員ヲ徹底シ中等学校二年以下及国民学校等科ヲモ動員ノ対象トス」と述べており、労働力としての比重は飛躍的に高まったといえる。⁴⁸⁾ そして、同じく閣議決定「昭和十九年度国民動員需給数」（8月16日）⁴⁹⁾ において、供給源として205万3千人の学生生徒を計上したことによって「単ナル労務」としての勤労働員はその極に達しようとしていた。その内訳は次のようであった。

〈表-8〉 1944年度学生生徒勤労働員目標数 (単位 人)

区 分	男	女	合 計
大学高専(理科系を除く)	60,000	20,000	80,000
中等学校第3学年以上 (農業学校を除き 各種学校を含む)	573,000	500,000	1,073,000
中等学校第2学年以下お よび国民学校高等科	500,000	40,000	900,000

『昭和十九年公文別録 物資動員計画等関係書類十二』, 石川準吉『国家総動員史』資料編第二, 994ページ。

この計画では、学生生徒は供給源全体の実に45%を占めていた。このように学生生徒が高い比率を占めていたことは、他方で敗戦前最後の労働力配置計画が「労働力の新増加のための割当よりも、補充のための割当、すなわち大規模な軍隊への召集などの穴埋めのための割当のほうが大きくなった」⁵⁰⁾ と特徴づけられているように、労働力政策はもはや積極的な対応が不可能なほどに破綻に瀕していたことの象徴でもあった。

労働力配置計画が学生生徒を必要とした労働力枯渇の状況は、個々の工場からの学校報国隊出動申請書に記されていた申請理由にも、例えば、日鉄釜石製鉄所が岩手師範学校報国隊の動員を求めた理由は「新設増強、生産増強、入営応召其他減耗補充ノ要員ヲ充足セザレバ生産ニ重大ナル支障ヲ来シ現在ノ労務枯渇ノ折柄新規徴用工員並一般青壮年ノ充足意ノ如クナラザルヲ以テ……」⁵¹⁾ とあり、明瞭に現われていた。新規徴用工の確保すら困難になっているというもとで学生生徒に給源を求めざるを得なかったのである。⁵²⁾

ようやく8月23日にいたって、政府はこれまで課題となっていた授業を行なわずに勤労働員を行なう法制的根拠を与える勅令第五百十八号「学徒勤労令」、および文部・厚生・軍需省令第一号「学徒勤労令施行規則」を定めた。文部省が「学徒通年動員実施については先づ其の実施運営上の諸準備並に諸基準を定めるに日を迫はれ、其の法制的根拠の設定は後回しにされた感があるが、往々今日に至った」⁵³⁾と説明していたことから解るように、「学徒勤労令」は、「国家総動員法」第五条、第六条を根拠とし、既に言及した一連の閣議決定を条文として盛り込んだものであった。「学徒勤労令施行規則」も、同様に動員手続に関する通牒などを省令として整理したものであった。しかしながら、注意を払う必要があるのは、「学徒勤労ニ当リテハ勤労即教育タラシムル様カムルモノトス」(第三条)と、年間を通じて勤労働員を教育として行なうと規定したことであった。実態からいえば既に通年動員体制は敷かれていたけれど、教育にかかわる勅令で規定するとなれば、通年動員について文部省は何らかの説明を行なう必要があった。文部省の「学徒勤労令」解説の最大の重点は、一般国民勤労報国隊が「余剰労働力を活用」するのに対し、「学徒が学徒としての身分を保有しつつ、教育の場を勤労の中に見出そうとするのとは根本的に其の立場を異にする」(圈点は筆者)⁵⁴⁾と、勤労働員を教育上の見地から行なうと説明することになった。

しかし、文部省がどのように説明しても勤労働員が「単ナル労務」の提供であるという現実を陰蔽することは不可能であった。「勤労即教育」であると勤労働員の特殊性を説明しようとするものの意味は、次の二点にわたる文部省の説明に集中的に現われていた。

そのひとつは、「学徒の勤労を単なる労務の提供の如き概念で迎へる事なく、学徒の矜持を失はしめぬ様に」然るべき待遇、受入施設、保健衛生などへの配慮をすれば、「かくして初めて学徒は意気に感じて専心勤労に挺身し誠心誠意作業に没頭する事が出来るのである」⁵⁵⁾と動員受入側に説いたことである。

さらにひとつは、「皇国勤労観に徹せしめる無二の好機会である。謹しんで按ずるのに、皇孫降臨の際、天照大神の下し給ひし斎庭の穂の神勅は穂を以て代表する皇国の産業によって天業を扶翼し奉り、皇国を護持せよとの深遠なる御精神と拝承すべきもので、如何なる産業に従ふものと雖も、そのことが其の儘最も直接的な皇運扶翼の道であり、臣民の大道である事を教え給うたものである。勤労の生活は学徒をして身を以てかゝる有難き皇国勤労の本旨を感得せしめる絶好の機会である」⁵⁶⁾と、教員に対して説いたことである。「皇国勤労観」を持出すことによって勤労作業と教育との統一的説明を行なったという訳である。また、「皇国勤労の本旨を感得」できれば、それは十分に教育的であり得たのである。

要するに、「勤労即教育」とは、勤労働員を徹底して行なうことに教育的粉飾をこらすための苦しい表現であった。

このような通年動員体制の進行に伴ない、「教育ニ関スル戦時非常措置方策」「師範学校ニ於ケル戦時非常措置方策」では、まがりなりにも師範学校の授業継続を指示していた従来の方針は、変更を余儀なくされた。5月31日、文部省は「師範学校及青年師範学校ニ於ケル学徒勤労働員実施ニ伴フ課程及教育実習等ニ関スル臨時特例」(省令第三十五号)によって初めて師範学校の教育機能の縮小を指示した。その内容は次の2点である。

- ① 学校長は、勤労働員を行なうために毎週授業時数を減することができる。
 - ② 同様に、教育実習を第2学年で実施し、その期間を単縮することができる。⁵⁷⁾
- この省令は、通年動員のために授業を実施しなくともよい裁量を学校長に与えたものであつた。

た。5月31日といえば、ほぼ全面的に通年動員が開始された時期にも照応しており、学校長に与えた裁量には何の制限をも含んでいなかった。また、教育実習を第2学年で実施することも、第3学年から動員を開始しようという方針と符合するものであった。もっとも、次第に動員の範囲は低学年へと拡大する傾向にあったことは既にみたとうりだから、第2学年で実施することは困難となるはずであり、実習期間の短縮こそが具体的内容であった。

しかも、勤労働員の強化は、授業時間数の決定を学校長の裁量に委ねておくということを許さなかった。文部省は、8月14日、国民教育長名を以って「学徒勤労働員ノ徹底強化ト相俟ツテ師範学校教育ノ体制ヲ別紙要綱ニ依リ整備シ以テ聖戦下師表タルノ人物錬成ヲ完ウシ戦力増強ノ根基ニ培フ様措置相成度」と、通牒「学徒勤労働員ノ徹底強化ニ伴フ師範学校教育ニ関スル件」⁵⁸⁾を師範学校宛に発して、通年動員の場合とそうでない場合の教育課程の基準を示したのである。

「通年動員ノ場合ニ於ケル教育」の全文を次に掲げよう。

第一 通年動員ノ場合ニ於ケル教育

生産ノ職場ヲ以テ教育ノ場トシ勤労働ヲ通ジテ人物ノ錬成ニカムルモノトス

一 精神教育

- (一) 聖戦ノ本義ヲ体シテ勤労働生産ニ盡忠ノ至誠ヲ傾倒セシメ必勝敢闘ノ信念ヲ涵養ス
- (二) 勤労働及生活ノ全般ニ互リテ規律訓練ヲ徹底セシメ不撓不屈ノ持久力ヲ錬成ス

一 技能錬成

- (一) 作業ト教科トヲ関聯セシメテ科学的ニ技術ヲ指導スルト共ニ不断ノ修練ヲ通ジテ技術ノ要諦ヲ自得セシム
- (二) 予備訓練期間其ノ他適當ナル機会ニ於テ作業上必要ナル技術及経営ニ付指導ス

一 保健指導

- (一) 予備訓練期間其ノ他適當ノ機会ヲ活用シテ職場衛生、安全教育ニ付指導ス
- (二) 日常順要ナル衛生訓練及体育運動ヲ実践セシメ健康ノ保護増進ニカメシム

一 教科指導

休業日、交代制ニ依ル時間ノ余裕、手待時間等ヲ活用シテ適宜軍事教育並教科中特ニ重要ト認ムル事項ニ付指導ス

一 教養ノ向上

- (一) 日常生活ノ躰ニ留意スルト共ニ読書、音楽鑑賞等ノ指導ヲ通ジテ国民的教養ヲ高め且質実剛健ノ風尚ヲ育成ス
- (二) 女子ニ在リテハ特ニ女子トシテ必要ナル教養訓練ニ意ヲ用ヒ皇国伝統ノ婦徳ヲ育成ス

通年動員下の師範学校教育は、1日10時間労働という条件のもとで「教科指導」「教養ノ向上」が単なるつけたしに過ぎぬ以上、「聖戦下師表タルノ人物錬成ヲ完ウ」とすると叫んでみても極めて空虚のものでしかなかった。ここで文部省が指示した内容は、「聖戦ノ本義ヲ体シテ勤労働生産ニ盡忠ノ至誠ヲ傾倒」すること、換言すれば授業をまったく受けることがなくとも、必勝の信念で勤労働員に没頭することにつきていた。今や師範学校教育を行なわぬことが師範学校教育なのであった。

続いて「通年動員ニ非ザル場合ノ教育」について述べよう。ここでは勤労働員との関係では「動員計画ト睨ミ合セテ教科其ノ他ノ授業計画ヲ定メ簡素ニシテ充実セル実施課程」の基準(本科)を示したことが重要である。男子部の「基準課程」中基本教科を「師範学校規程」第一号表⁵⁹⁾と比較したものを次に掲げた。

〈表-9〉 8月14日付通牒と「師範学校規程」における授業時数の比較

教 科 目	第1学年授業総時数	第2学年授業総時数	第3学年授業総時数	合 計
国 民 科	100 (315)	50 (210)	50 (280)	200 (810)
理 数 科	150 (245)	50 (175)	50 (140)	250 (555)
芸 能 科	150 (210)	100 (210)	100 (175)	350 (595)
教 育 科	100 (175)	50 (140)	50 (140)	200 (455)
体 錬 科	200 (210)	100 (210)	100 (210)	400 (630)
合 計	700 (1,150)	350 (945)	350 (945)	1,400 (3,045)

註1) () は「師範学校規程」(1943年)第一号表の毎週教授時数を基礎に、年間35週として計画したものである。

註2) 「師範学校規程」は、各学年毎に105時間の実業科を課していたが()内の数字には含まれていない。

本科の3年間で基本教科については半分以下の時間数でしかない。さらに、「師範学校規程」では12週間の教育実習を課すことになっていたのが、この通牒では1ヶ月でよいこととなっていたからその差はもっと大きいことになる。そして、第2、第3学年については「通年動員ニ非ザル場合」はほとんどあり得なかったのだから、「基準課程」そのものが、第1学年について以外はまったく意味をもたなかったのである。そして、第1学年の「基準課程」も「一応ノ基準ヲ示セルモノナルヲ以テ動員ノ実情ニ応ジテ適宜時数ヲ増減スルヲ得ルモノトス」という但書つきであったから果して「基準」たり得たかどうか疑わしい。

なお、この「基準課程」は本科についてのみ示したものであった。予科生も通年動員の対象であって見通を立てにくい状態であり、他方で教員養成の課題を放棄することはできないので、当面本科の「基準課程」を示して、通年動員体制のもとでも卒業させる必要があった。授業が行なわれないという事態にささかの变化をもたらすものではなかったが、教育政策が「勤労即教育」ではすまされないことをも如実に示していた。誰の目にも実行不可能であることが明瞭でありながら通牒を発するということに、教育機能の崩壊と同時に教育政策の墮落とも呼ぶべき事態の進行を看取できる。

さて、1944年10月、勤労働員の規模は次のようであった。

〈表-10〉 学生生徒の勤労働員数(1944年10月) (単位 千人)

区 分	仕 事 の 種 類 別				合 計
	軍需生産	食料生産	国土防衛 疎 開	そ の 他	
大学, 専門学校, 実業学校	85	26	12	3	126
中 等 学 校	761	280	108	—	1,149
国 民 学 校	129	560	34	—	723
合 計	975	866	154	3	1,998

コーヘン『戦時戦後の日本経済』下巻, 78ページ。

これに従えば、1944年度の国民動員計画における学生生徒の動員目標はほぼ達成されていたことになる。

師範学校生徒の動員については次のような10月23日現在の調査がある。これによれば、男子部予科第2学年の56%、第3学年の74%、本科第2学年の85%、女子部予科第1学年の14%、第2学年の37%、本科第2学年の29%が動員されていたのである。

〈表-11〉 師範学校生徒勤労働員出勤数（1944年10月23日現在）

区 分		予 科			本 科	
		第1学年	第2学年	第3学年	第1学年	第2学年
男 子 部	生 徒 数	4,702	4,507	4,577	10,104	9,031
	出 勤 数	0	2,525	3,399	0	7,720
女 子 部	生 徒 数	2,404	2,273	1,864	6,200	4,915
	出 勤 数	0	309	694	0	1,403

「教員養成諸学校生徒勤労働員出勤数調」文部省大臣官房総務課記録班所蔵。

文部省の別の調査によれば、師範学校の生徒達の動員先は〈表-12〉のとうりであった。これによれば、55校が140ヶ所に出動していたことがわかる。その内訳は次のようである。

- 軍工廠・補給廠など 31 4,862人
- 軍需工場 106 10,461
- その他 3 415

動員先は、航究機とその部品、兵器、船舶、鉄鋼関係の軍需工場・軍施設が圧倒的で90%を占め、動員生徒数も97%を占めていた。

先に触れた第一、四半期における動員と比較すれば動員先で44%、動員生徒数で48%の増加となっていて、急激な変化を知ることができる。

また、38校の生徒が学校所在地以外の都道府県、または通勤不可能な所へ出動しておりこの点でのこの数ヶ月間の変化も明瞭であった。

〈表-12〉 師範学校生徒勤労働員先一覧表（1944年10月5日現在）

都 道 府 県	動 員 先	師 範 学 校 名	学 年	出 勤 数
北 海 道	陸軍軍需品廠札幌支廠	北海道第一	本 2	100
	日本ビッチークス室蘭工場	同	予 3	27
	函館船渠函館工場	北海道第二	本 2	107
	日鉄輪西製作所	北海道第三	予 3	95
	帯広北方軍施設	{ 同	本 2	94
			本 2	162
青 森	大湊海軍施設部	{ 青 森	本 2	59
		{ 秋 田	本 2	61
	青森造船八重田工場	青 森	予 2	76
岩 手	日鉄釜石製鉄所	岩 手	本 2	100
福 島	福島製作所	福 島	本 2	40
	東北船渠福島工場	同	本 2	50

都道府県	動員先	師範学校名	学年	出勤数
茨城	日立兵器水戸工場 日立製作所水戸工場	宮城	本 2	60
		同	本 2	60
		茨城	本 2	184
栃木	古河電気日光製鋼所	栃木	予 2	75
		同	予 3	68
		同	本 2	50
		同	本 2	80
	昭和航空機 陸軍被服廠豊岡作業所	山形	予 2	79
群馬	中島飛行機小泉製作所 関東製鋼茨川工場	群馬	予 3	69
		同	本 2	70
		同	本 2	80
埼玉	東京第二造兵廠(深谷) 新潟鉄工所浦和工場 武川電気浦和工場 池貝铸件鉄工場川口工場	埼玉	本 2	120
		茨木	予 3	70
		同(女)	予 3	40
		埼玉	予 3	70
千葉	陸軍兵器補給廠 日本パイプ市川工場 野村製鋼船橋工場	千葉	予 2	80
		同	予 3	70
		東京第一	予 3	50
		同	予 3	60
東京	東京陸軍補給廠	東京第一	本 2	108
	東京無線重機亀戸工場	同	予 3	80
	関東軍需監理部特別輸送隊	同	本 2	30
	大日本機械業平工場	同(女)	本 2	50
	東京アルミニウム工場	東京第二	本 2	50
	内外製鋼砂町工場	同	本 2	40
	同 船堀工場	同	本 2	40
	日立製作所亀有工場	同	予 2	50
	東洋兵器日野工場	茨城	本 2	80
	東京第一陸軍造兵廠	宮城	予 2	60
		同	予 3	60
	陸軍被服本廠	秋田	予 2	70
		同	予 3	70
	中島飛行機武蔵工場	千葉	本 2	50
		山梨(女)	本 2	80
	同 田無工場	東京第三	本 2	200
		山梨	予 3	65
	中央工業南部工場	同	本 2	78
	特殊製鋼蒲田工場	長野	予 2	115
	凸版印刷志村工場	埼玉(女)	本 2	75

都 道 府 県	動 員 先	師 範 学 校 名	学 年	出 動 数
	凸版印刷志村工場	千葉 (女)	本 2	75
	同 学校工場	東京第一 (女)	本 2	125
神 奈 川	日本金属工業横浜工場	神 奈 川	本 2	40
	同 川崎工場	同	本 2	42
	日鉄富士製鋼所	同	本 2	40
	富士飛行機大船工場	同	予 3	67
	三菱電気大船工場	同	予 2	41
	住友特殊製鋼藤沢工場	同	本 2	42
		{ 福 島	本 2	60
		{ 同	予 3	70
	東京螺子製作所	神 奈 川 (女)	本 2	50
	海軍被服廠学校工場	同	本 2	43
	三菱川崎器機製作所	{ 東 京 第 一	本 2	76
		{ 同	予 2	72
	昭和特殊製鋼	{ 東 京 第 二	本 2	60
		{ 同	予 3	90
	日本気化器川崎工場	{ 茨 城	予 2	74
		{ 群 馬	予 2	70
		{ 埼 玉	予 2	70
	自動車鋳物鶴見工場	千 葉	本 2	50
	佐々間鋳工場	山 梨	予 2	60
	神奈川造船千若町工場	同	本 2	38
	海軍技術廠支廠	山 形	予 3	117
	東京機械玉川工場	栃 木	本 2	40
	東海金属	同	本 2	50
	大同製鋼川崎工場	{ 静 岡 第 一	本 2	125
		{ 同	予 3	77
新 潟	遠藤工業	新 潟 第 一	本 2	80
	中央電気工業田口工場	同 第 二	予 3	70
	帝国特殊製鋼直江津工場	{ 同 第 二	本 2	130
		{ 秋 田	本 3	60
富 山	日本曹達富山工場	富 山	本 2	110
	日本海船渠富山工場	{ 同	予 3	23
		{ 同	予 2	73
		{ 福 井	本 2	115
	日本通運	富 山	予 3	70
	不二越鋼材富山工場	同 (女)	本 2	50
	日新紡績富山工場	同	予 3	40
	日本マグネシウム大源野町工場	石 川	予 2	70
	日本曹達岩瀬工場	同	本 2	117

都道府県	動員先	師範学校名	学年	出勤数
	日本曹達高岡アルミ工場	新潟第一	予 3	50
	昭和電工富山工場	長野	本 2	50
石川	小松製作所小松工場	石川	予 3	77
福井	福井飛行機工場	福井	予 2	77
長野	昭和電工大町工場	長野	予 3	43
岐阜	川崎航空岐阜工場	岐阜	本 2	43
		同(女)	本 2	85
		同	予 3	38
		同	予 2	39
	名古屋陸軍造兵廠柳津工場	岐阜	予 3	74
		同	予 2	79
		静岡第一	本 2	119
		同	予 3	35
	神戸製鋼大垣工場	三重	予 3	78
静岡	日本軽金属清水工場	静岡第一	予 2	74
	同 蒲原工場	同第二	予 3	57
		同	予 2	37
	日立製作所清水工場	同	本 2	99
愛知	三菱電気名古屋製作所	愛知第一	本2,予3.2	279
	名古屋機甲訓練所	同	不明	45
	名古屋芝浦電気	同(女)	予 3	71
		同	予 2	75
	愛知時計電気本社工場	同	本 2	168
	神戸製鋼名古屋工場	同	予 2	22
	トヨタ自動車航空刈谷工場	愛知第二	予 3	72
	ワシノ精機今村工場	同	本 2	76
	大日本兵器幸田工場	同	予 2	179
		奈良	予 3	39
		同	予 2	80
	住友金属名古屋軽合金	長野	本 2	150
		和歌山	予 2	68
		京都	予 2	77
		新潟第一	予 2	38
		同第二	予 2	80
	同 鳴海工場	大阪第一	予 3	70
三重	名古屋陸軍兵器廠	三重	本 2	162
	陸軍製絨所	三重(女)	本 2	94
		同	予 3	39
		同	予 2	40

都 道 府 県	動 員 先	師 範 学 校 名	学 年	出 勤 数
	大阪陸軍被服支廠学校工場 第二海軍燃料廠	三 重 (女)	予 2, 3	50
		德 島	予 2	70
		高 知		80
		岐 阜	本 2	100
		三 重	予 2	70
滋 賀	住友金属伸銅堅田工場	滋 賀	予 3	74
			予 2	70
	高砂草津航空機工場	同 (女)	本 2	94
		同	予 3	39
		同	予 2	40
京 都	舞鶴海軍工廠	福 井	予 3	74
		鳥 取	本2, 予3	80
		同	予 3	33
大 阪	大阪機工加島工場 大阪陸軍造兵廠	大 阪 第 一	本 2	129
		同	本 2	86
	同 枚方製造所	山 口	予 3	80
		同	予 2	70
	大阪陸軍被服廠	大 阪 第 一	本 2	86
		同 (女)	本 2	80
	同 学校工場	同	本 2	80
		同	本 2	80
	日立桜島造船所	大 阪 第 二	予 3	40
		同	予 2	110
	大阪造船所	京 都	本 2	190
		奈 良	本 2	125
	尼ヶ崎船渠	大 阪 第 二	本 2	100
		和 歌 山	予 3	68
	アルマイト工場神崎工場 協和造船所	滋 賀	本 2	129
		大 阪 第 二	本 2	110
兵 庫	宮下航空機学校工場 播磨造船所	愛 媛	予 3	95
		同	予 3	71
	第二海軍衣糧廠	兵 庫	本 2	220
		同	予 3	112
	日本パイプ製造園田工場 川崎航空神戸金属工場	同	予 3	28
		同	予 2	65
	田熊汽罐播磨工場 住友金属プロベラ神崎工場	京 都	予 3	66
		鳥 取	本 2	63
		同	予 2	35
		高 知	本 2	100
		德 島	本 2	110

都道府県	動員先	師範学校名	学年	出勤数
和歌山	住友金属和歌山製鉄所	和歌山	本 2	118
奈良	松田航空機製作所	奈良(女)	予 3	40
鳥取	日本曹達米子工場	鳥取	本 2	50
鳥根	大阪造兵廠岩見製造所 日立製作所安来工場	鳥根	予 3	70
		同	予 2	50
岡山	三井造船(玉野) 倉敷航空岡山製作所	岡山	本2,予2,3	309
		{ 同(女)	予 3	38
		{ 同	予 2	43
広島	呉海軍工廠 アカツキ部隊	{ 広島	本 2	160
		{ 香川	本 2	86
		{ 愛媛	本 2	150
		{ 大分	本 3	115
		{ 鳥根	本 2	90
		{ 山口	本 2	75
		{ 同	本 3	35
		{ 広島	予 3	74
山口	光海軍工廠 日立製作所置戸工場 神戸製鋼長府工場 東洋曹達富田工場	山口	本 2	78
		同	本 2	36
		同	本 2	38
		鳥根	本 2	109
香川	軍事施設工事 三菱鉱業有島製錬所	{ 香川	予 3	70
		{ 同	予 2	74
		徳島	予 3	75
愛媛	住友金属四坂島	高知	予 3	40
福岡	東洋高圧大牟田工場 福岡造船 九州飛行機会社 神戸製鋼門司工場	福岡第一	本 2	83
		同	予 2	80
		{ 同(女)	本 2	80
		{ 同	予 3	40
		{ 同	予 2	73
		宮崎	本 2	110
佐賀	川南工業浦之崎造船所	{ 佐賀	本 2	117
		{ 同	本 2	75
		{ 熊本	本 2	162
長崎	三菱長崎造船 三菱長崎兵器 大村海軍工廠 三菱長崎製鋼 三菱長崎兵器茂里工場 佐世保海軍工廠	長崎	本 2	150
		{ 同	予 3	90
		{ 同	予 2	70
		{ 同(女)	本 2	90
		福岡第一	予 3	59
		佐賀	予 3	80
		{ 大分	本 2	111
		{ 鹿児島	本 2	161
		{ 同	予 3	83

学徒動員本部「昭和十九年十月五日現在 官立教員養成諸学校学徒出勤工場事業場調」, 文部省大臣官房総務課記録班所蔵。

さらに、文部省が12月15日に通牒「緊急航空機増産学徒動員割当実施ニ関スル件」(各地方行政協議会、長各地方長官、警視総監宛文部省総務局長名)⁶⁰⁾を発するにおよんで、事態は急転した。次に掲げる〈表-13〉は12月1日現在の状態を示したもののだが、「出動予定数」は「……航空機関係緊急動員並ニ耕地事業緊急動員ニシテ十二月末日マデニハ出動配属」⁶¹⁾されるはずの数字であり、おそらくこのように実施された。この結果、これまで勤労働員から除外して

〈表-13〉

師範学校生徒勤労働員出動数(1944年12月1日現在)

区 分		予 科			本 科	
		第1学年	第2学年	第3学年	第1学年	第2学年
男 子 部	生 徒 数	4,545	4,403	4,469	9,838	8,951
	出 動 数	0	2,928	3,523	0	7,754
	出動予定数	3,292	325	60	7,865	246
女 子 部	生 徒 数	2,397	2,182	1,866	6,097	4,824
	出 動 数	0	307	384	0	1,397
	出動予定数	2,045	1,620	1,361	5,260	2,876

「教員養成諸学校学徒勤労働員状況」(12月1日現在)

「師範学校予科学徒勤労働員状況」(12月1日現在)から作成。

いずれも文部省大臣官房総務課記録班所蔵。

いた予科第1学年、本科第1学年をも出動させ、女子部生徒の勤労働員を飛躍的に強化することになり、男子部生徒32,206人の81%に相当する35,993人(これには耕地整理事業へ出動する3,600人を含んでいる)、女子部生徒17,328人の88%に相当する15,252人が12月以降通年動員体制のもとにあつたことになる。

また、8月14日付国民教育長名通牒「学徒勤労働員ノ徹底強化ニ伴フ師範学校教育ニ関スル件」で指示した「通年動員ニ非ザル場合ノ教育」は、「動員計画ト睨ミ合セ」るまでもなく、全学年の80ないし90%の生徒が出動するにおよんで、その意味をほとんど失ってしまった。換言すれば、翌1945年3月18日の閣議決定「決戦教育措置要綱」によって学校における授業を停止する以前に、師範学校の教育はほぼ完全に崩壊したのであつた。師範学校は、「皇国ノ道ニ則リテ国民学校教員タルベキ者ノ錬成ヲ為スヲ以テ目的」(「師範教育令」第一条)⁶²⁾としていたにもかかわらず、今や同じく「皇運扶翼」のために一般的基礎的教育の可能性をも失うにいたつた。

1945年2月の学生生徒の勤労働員数は、〈表-14〉のとおりである。既に述べた師範学校にお

〈表-14〉

学生生徒の勤労働員数(1945年2月)

(単位 千人)

区 分	仕 事 の 種 類 別				合 計
	軍需生産	食料生産	国土防衛 疎 開	そ の 他	
大学、専門学校、実業学校	139	25	16	—	180
中 等 学 校	1,220	280	129	—	1,629
国 民 学 校	587	710	—	—	1,297
合 計	1,946	1,015	145	—	3,106

〈表-10〉と同じ出典による。

ける動員の強化とは、全体的な変化と軌を一にしていたことは明瞭である。国民学校生徒の動員数と軍需産業への動員数が急激に増加していることがよく解る。

そして、1945年3月15日、政府は「決戦教育措置要綱」⁶³⁾を決定し、「現下緊迫セル事態ニ即応スル為学徒ヲシテ国民防衛ノ一翼タラシムルト共ニ真摯生産ノ中核タラシムル為」に、主に次のふたつの措置を講じた。

ひとつは、「全学徒ヲ食糧増産、軍需生産、防空防衛、重要研究其ノ他直接決戦ニ緊要ナル業務ニ総動員ス」と、一切の制限をとりはらつて学生生徒の総動員を命じたことである。

さらにひとつは、「国民学校初等科ヲ除キ学校ニ於ケル授業ハ昭和二十年四月一日ヨリ昭和二十一年三月三十一日ニ至ル期間原則トシテ之ヲ停止ス」ることを決定したことである。

これらの措置は、いずれも閣議決定を俟つまでもなく既に実現していたことがらであった。政府は、実態を追認するという形ではあったが、国民学校初等科以外のすべての学校教育の停止を宣言したのである。5月22日、「戦時教育令」(勅令第三百二十号)⁶⁴⁾の制定をもつて、あくまでも教育令であるためであろう、先の閣議決定とは異なつて学校教育を停止するとは表現せずに、「学徒ハ盡忠以テ国運ヲ隻肩ニ担ヒ戦時ニ緊切ナル要務ニ挺身」すべきことを第一条に掲げて、先の閣議決定に、教育に関する勅令としての体裁を付与した。「戦時教育令」は、「戦時ニ緊切ナル要務」に従事することが、学生生徒の任務であると定めたのであった。ここでは、数カ月前までは「勤労即教育」であると「単ナル労務ノ提供」ではないことが強調されていたのとは異なつて、何ほども教育の理念を持込む余地はなかった。今や「戦時教育令」の名において学校教育は、ほぼ完全に否定された。師範学校における教育が、「決戦教育措置要綱」決定以前、1944年12月の時点で崩壊していたことは既に述べた通りである。このように「勤労即教育」の理念は、学校教育の崩壊のうえに初めて実現したのであった。

では、教育の名のもとに教育の機能を停止して実現した強制的な「単ナル労務ノ提供」＝勤労働員は、どのような役割を果し、またどのような矛盾を内包していたのであろうか。

既に1944年度の国民動員実施計画においてみたように、学生生徒は労働力の最大の補給源であった。コーヘン Cohen が述べているところに従えば、1944年末の航空機工場の労働者の内訳は、常傭工が15～40％、徴用工が20～30％、兵士が10～15％であるのに対して、学生生徒は30～40％を占めていた。⁶⁵⁾ 彼は、さらに幾つかの工場における学生生徒の数を挙げている。

- 三鷹航空工業……………従業員 3,235人中 1,094人 (34％)
- 第十一海軍空廠……………(……19％——実数不明)
- 第二十一海軍航空兵器廠……………従業員 16,286人中 4,876人 (30％)
- 日立航空機千葉工場……………従業員 13,464人中 4,241人 (31％)
- 同 立川工場……………従業員 13,000人中 2,200人 (17％)
- 住友推進器神崎工場……………従業員 13,028人中 1,734人 (13％)
- 愛知航空機エイトク工場……………従業員 22,683人中 4,560人 (20％)⁶⁶⁾

〈表-15〉は1945年8月における学生生徒の勤労働員数である。

これらの調査による限り、量的な意味では学生生徒の勤労働員の役割が決して小さいものではないことは明瞭に認め得るところである。学生生徒は、「一九四四-四五年には兵役に召集された者に代る補充労働の最大の源泉をなすものであった」。⁶⁷⁾

しかしながら、「この手段によって必要な人数の頭数の減少は除ぐことができたが、熟練という質の点での低下は想像以上であった」⁶⁸⁾ という商工省企業局の指摘を俟つまでもなく、労

〈表-15〉

学生生徒の勤労働員数（1945年7月）

（単位 千人）

区 分	仕 事 の 種 類 別				合 計
	軍需生産	食料生産	国土防衛 疎 開	そ の 他	
大学，専門学校，実業学校	145	31	19	—	195
中 等 学 校	1,046	342	176	39	1,603
国 民 学 校	517	753	211	153	1,634
合 計	1,708	1,126	406	192	3,432

〈表-10〉と同じ出典による。

働力の質がきわめて低位であったことは、学生生徒の勤労働員における打開し難い隘路であった。もちろん、事前に係員を派遣して予備知識を与え予備訓練を行なうことになってはいたが、既に述べたような手続の慌しさからみて実際に行なわれたかどうか、特に遠距離の動員の場合には疑わしい。日本軽金属清水工場が申請書に添付した「静岡第一師範学校勤労働員学徒受入表」⁶⁹⁾によれば、事前の訓練計画は次のようなものであった。

○期間 1944年8月21～24日

○日程 午前8時～午後3時

学科（精神訓話5時間，作業・職場講義7時間，安全防謀・工場規程・就業心得6時間）

午後3時～4時

規律訓練（規律訓練，教範学科，敬礼諸動作，部隊行動各1時間）

その他慰安修養講話を行なう

ここでは、「皇国勤労観」の注入に重点があったことを知ることができても、作業それ自体について訓練を課したとは考えにくい。さらに、この工場へ出動したのは予科第2学年生徒であつたことをも考慮すれば、実際にはごく単純な労働に従事したとの推察はそう困難ではあるまい。ともあれ、この程度の事前の訓練を経て、もしくはほとんどの場合何の訓練も行なわれることなく、さまざまな労働に狩出されたのであった。「働く者は、工員さんと学徒が半分半分で、仕事の能率は比べられぬ程、私共学徒は劣っておりました……コイルを巻く仕事もハンダづけする仕事も、実際にやってみるとたいへんむずかしく、なかなかうまくできません。工員さんが手をとって親切に教えて下さっても、失敗ばかりくり返しておりました」⁷⁰⁾という報告は、先の商工省の分析とも符合しており、当然作業の対象は単純で補助的なものに限定され、⁷¹⁾「作業能率は一人前の工員の30～50%程度」⁷²⁾といわれていたように、一般に高い作業能率は望むべくもなかったのである。

そのうえ、このような未熟練労働力の投入は労働災害の危険性を常に伴っていた。「徴用工、動員学徒、女子挺身隊員等の未熟練者が集団的に入社するようになって、この面での災害が頻発するに至り、安全管理関係者の必死の努力にもかかわらず、災害率はかえって上昇の傾向をとったまま終戦を迎えた」⁷³⁾のであった。

学生生徒の補充労働力としての役割が高まれば高まるほど、彼らの労働力としての質の問題は深刻さを増していった。

そして、学生生徒の勤労働員が、その労働力の質がいかに低位であってもあくまでも「単ナル労務ノ提供」に過ぎなかった以上、たとえ「学徒ノ矜持」に訴え、「皇国勤労観」をたたき

こんでも、学生生徒の意識や行動が、労働運動の一環として展開するのは必然的であった。

「東京芝浦製作所に動員され、寄宿舎につめこまれていた学生数百名は、舎監の食糧ビンハネを理由に、二日にわたって全生産をサボタージュし、また流れ作業をグループずつ交替で欠勤することによって完成品のできるのをおくらせ、徹夜業の強要に対しても、体力を維持するために交替で職制の見廻りを注意しながら休息をとった」⁷⁴⁾ というきわめて組織的な抵抗の報告がある。師範学校については、このような例を見出すことはできなかったけれど、「耐えがたい不満にもとづいた自然発生的抵抗」⁷⁵⁾ は確かに存在した。

それらの第一の傾向は、労働条件や受入体制に対する強い不満が表明されていたことである。埼玉師範学校は、文部省に対して「……一週間交替ニテ夜勤ヲナス昼勤者ハ午前六時半ヨリ翌日午前七時迄工場ニ在リ……日中ニ於ケル休憩時間モ亦僅少ニシテ運動シ難ク夜勤者ニ至リテハ宿舍附近喧噪ニシテ日中安眠ナシ難ク且運動モ困難ニシテ休養モ思ハシカラズ作業ハ午前二時頃ヨリ四時頃迄最も疲労ヲ覚エ電燈ノ下ニテ工作器械ヲ操縦ス火氣ナクコンクリート上ニ十二時間近ク立続ケ金属ヲ扱フ故身体冷エ……」⁷⁶⁾ と、過酷な労働条件下におかれていることを訴えていた。

同女子部では、工場に派遣されている軍将校が夜間出勤を要求し「女学生の夜間労働や往復の途次の不安に対して、皇国危急の時女の貞操も問題でないと広言して憚らなかった」のを拒否して夜間労働は実現をみなかった。⁷⁷⁾

奈良師範学校の場合には、受入体制の不備と教育を行なうことが不可能だという理由で、愛知県の動員先から無断で引揚げてしまった。もちろん文部省は「無断引上ゲヲナクシタルハ穩当ナラザル儀」と厳しく叱責したが、再度出勤を命ずるにはいたらず、学校工場で作業に従事することになった。⁷⁸⁾

これらは、いずれも学校側の公然たる対応であったことに特徴があり、特に奈良の場合のように文部大臣の名を以て命令が発せられたものを、学校の判断で拒否するという事態はおそらく稀有のことであった。

これらの事例を、自然発生的抵抗と呼ぶことは必ずしも適当ではないかもしれないが、「……監督の先生方とうまくゆかないこともありました。われわれはノルマでビシビシ尻たたかれる。そして先生の方から、会社側に配給をもっとふやすように要求してほしいと言うていったんですがね。そんなことで、いさかいという程でもないが、時に対立的な気分があったりしました」⁷⁹⁾ という報告もあり、単に学校側の判断だけでなく、当然生徒達の意味が作用していたことを考慮しなければならない。

さらに、生徒だけの明確な動きを見出すことができる。秋田師範学校男子部生徒は、「栄養失調に悩み、馬糧をあさった」というほどに劣悪な食事のカロリー計算をして、「せめて兵隊なみの食事を」と、その改善を迫ったという。「(当直の見習士官)の軍刀を抜いた表情、軍法会議へかけるとの(おどし)、急ぎ駈けつけた(田中動員課長)の悲愴な面もち……」⁸⁰⁾ という回想は、生徒達の意思の強さと緊迫した状況を伝えるに十分である。

第二の傾向は、この時期の労働運動の形態の特徴とされている欠勤と怠業、あるいは資材の持出しなどの例が学生生徒の勤労働員においても行なわれたことである。⁸¹⁾

東京第二師範学校は、1945年1月に文部省に対して動員先の変更を求めたが、その理由には次のようにあった。

「九月中旬燃料資材関係ニテ平爐休止、余剰工員又学徒ノ一部ハ直接生産ト思ハレザル仕事

ノ手伝ヒニ従事スル事モアリ、又職場ニ依リテハ、七、八、九月ニ比シ半減ト感ズル仕事量トナレリ、……十月社長私宅ニ石炭運送ニ関シ学徒ヲ使用セル事二度之ガ為学徒ノ心情ヲ害シ且出勤当初ノ如キ受入側ノ誠意稍稀薄ニ成リツツアルヤニ感ゼラル……工場内ノ空気ヲ反映シテカ七、八、九月ニ比較シテ十、十一、十二月ノ学徒事故（欠席、遅刻、早退）ハ増加セル如ク思惟ス、カカル事態ハ強チニ生徒ニノミ責任ヲ負ハシムル事ノ不可ナルヲ感ジ之等ノ打開策トシテ勤勞意欲ヲ阻害スル事ナキ様他ノ工場ヘ転換モ此際止ムヲ得ザルモノト思料ス……」⁸²⁾

ここでは、もつばら勤勞意欲の問題から論じているのだが、「学徒事故」と称する欠席、遅刻、早退が無視できぬほど頻繁に行なわれていたことを知ることができる。

欠勤については東京第一師範学校の資料がある。同校本科第2学年の生徒は、1944年7月21日から陸軍兵器補給廠（小平）へ出勤していたが、最初の10日間の欠勤率は僅か4.8%にしか過ぎないのに、その後漸次増加する傾向をみせ、記録が残っている最後の1週間（1945年1月15日～21日）の欠勤率は25.5%と4分の1の生徒が欠勤しているという状態であつた。⁸³⁾ 1944年8月1日以降付加わつた三菱重工業（川崎）へ出勤した生徒達の欠勤率も同様の傾向をたどつていた。⁸⁴⁾ 学校側は、ついに1945年5月9日、「無断欠席ヲ厳ニ禁止ス」と「生徒出席督勵ニ関スル件」⁸⁵⁾を指示し、「出欠状況ヲ明確」にして、欠勤著しい生徒に対して「厳ニ訓戒ヲ加フ」と取締りを強化したのだが、もとよりその効果は疑わしい。⁸⁶⁾

資材の盗用については、「私なんかは相生（播磨造船—筆者註）から帰ってきてね。しばらく宮下製作所に行きましたが、ここでは、お恥かしいことですが、もう弛みっぱなしで、結局電気ドリルで穴あけするくらいだった。だから弁当箱をこちらで作って、寮で弁当詰めて持って行った。大きい程、得だと言ってね」⁸⁷⁾という回想がある。

師範学校における勤勞動員は、それが「単ナル学務ノ提供」であつたが故に、以上述べてきたようになお部分的ではあつたが、自然発生的抵抗に遭遇することによって内部から動揺するという過程を必然的にたどらざるを得なかつたのである。

しかも、1945年4月20日の閣議決定「昭和二十年度第一・四半期物動実施計画要旨」⁸⁸⁾は、原料、資材の途絶、空襲の激化という条件を前にして「重要産業ハ概ネ前期ノ五割程度ニ稼働セシム」ことにしたのだから、勤勞動員に出勤させるべき動員先を失ないつつあり、「単ナル学務ノ提供」の意義すら崩壊しつつあつたのである。⁸⁹⁾ 出勤してもやるべき仕事がないということは、先述した東京第二師範学校の例でも明らかであつたが、文部省が行なつた「師範学校学徒出勤先工場罹災状況調」（1945年4月25日調）によれば、20工場が空襲による被害を受け、9工場への動員は中止され、「引上待機」することになっていた。空襲は一層激しさを増したから、この傾向も強まったはずである。1945年2月には、軍需生産に195万人が出勤していたものが、7月には171万へと減少していることの意味は説明を要しないが、なお171万人が出勤先にあつたというのはきわめて疑わしいものがあるのである。コーヘン Cohen は「一九四五年七月までに動員された三四〇万のうちどれほどが実際に仕事をしていたかわからないが、多くの者はおそらく帰郷していたか或いは心配せる両親によって田舎に送られていた」⁹⁰⁾と推定しているが。生産それ自体が麻痺したとき、学生生徒が工場に出勤していることの意味は急速に失なわれていった。

そして、教育の崩壊のうえに実施された勤勞動員が崩壊する過程では、多くの生命を失なうという代価を支払わねばならなかつた。1945年4月4日、横浜ゴム製造株式会社（横浜）に出勤していた青森師範学校男子部予科第2学年の生徒1人が、同日空襲の際に死亡した。⁹¹⁾ 同月

16日には、東京鍛鋼川崎工業所へ出動していた岩手師範学校男子部本科2第学年の生徒7人と教員1人が、15、16日の空襲の際に焼夷弾の直撃を受けて死亡した。⁹²⁾ 現在知り得る出動中に死亡した師範学校生徒教を次に掲げる。

〈表-16〉

勤労働員中に死亡した生徒数

師範学校名	死亡 生徒数	出 勤 先 (そ の 他)
青 森 (男)	1	横浜ゴム製造株式会社 (横浜)
岩 手 (男)	7	東京鍛鋼川崎工業所 (川崎)
茨 城 (男)	12	日立電線工場
千 葉 (女)	8	
群 馬 (男)	3	
静岡第二 (女)	16	
大阪第一 (男)	1	
広 島 (男)	1	
長 崎 (男)	54	
大 分 (男)	9	佐世保海軍工廠 (佐世保)
沖 縄 (男)	288	球部隊付鉄血勤皇隊他 (沖縄)
同 (女)	117	南風原陸軍病院 (「ひめゆり部隊」) (沖縄)

広島県勤労学徒等犠牲者の会編『勤労学徒誌』続編 (1972年7月30日, 189~272ページ) による。

註1) 文部省は、『学制八十年史』(大蔵省印刷局, 1954年3月15日, 402ページ)で、勤労働員中に死亡した学生生徒は10,966人であったと述べている。

註2) 茨城師範学校については、櫻村勝『茨城県師範学校史』(私家版, 1973年, 205~209ページ)による。

註3) 広島大学原爆死没者慰霊行事委員会編『生死の火 広島大学原爆被災誌』(1975年8月6日, 315ページ)は、広島師範学校(男子部)では6人の死亡者があったと述べている。

註4) 沖縄師範学校男子部生徒461人は全員軍へ配置された。このなかには、徴兵検査を経て入隊した75人を含んでおり、288人のうち64人はこれら現役入隊者である(大田昌秀, 外間守善編『沖縄健児隊』日本出版共同株式会社, 1953年6月5日, 333~334ページ)。461人中57人は新込隊に編成された戦闘員であり、同校女子部の陸軍病院への配属とともに、沖縄における動員は軍要員の確保という別の角度からの選討を要する。

戦時下の教育の崩壊をおし進めた勤労働員は、それ自体の意義を急速に失いながら、少ない生命を犠牲として敗戦とともに完全に崩壊した。

〈註〉

- 1) 由井正臣『太平洋戦争』『日本歴史』21, 岩波書店, 1977年1月24日, 78~79ページ。
- 2) 『内務厚生時報』第8巻第2号, 1943年2月1日, 1~3ページ。
- 3) 『昭和十八年公文別録 国家総動員計画及物資動員関係書類一』石川準吉『国家総動員史』資料編第二, 国家総動員史刊行会, 1975年8月30日, 236~247ページ。
- 4) 『農林時報』1943年6月15日号, 10~12ページ。
- 5) 同上, 38ページ。
- 6) 『同上』1943年7月1日号, 20ページ。
- 7) 『同上』1943年6月15日号, 11ページ。
- 8) 前掲『太平洋戦争下の労働者状態』172ページ。
- 9) 『近代日本教育制度史料』第7巻, 24~26ページ。

- 10) 岡部長景「学徒戦時動員体制に就きて」『文部時報』第794号, 1943年7月25日, 13ページ。
- 11) 1941年10月16日「大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ臨時短縮ニ関スル件」(勅令第九百二十四号)を以て, 「六月以内之ヲ短縮スルコトヲ得」ることを定めていた(『近代日本教育制度史料』第7巻, 151ページ)が, 同年11月1日, 「大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ昭和十七年度臨時短縮ニ関スル件」(文部省令第八十一号)で, 1942年度から実施することを決定していた(同上, 161ページ)。
- 12) 『近代日本教育制度史料』第7巻, 177ページ。
- 13) 『文部時報』第793号, 1943年7月10日, 81~82ページ。
- 14) 『近代日本教育制度史料』第7巻, 26~27ページ。
- 15) 前掲『学徒動員必携』第一輯, 9ページ。
- 16) 『農林時報』1943年8月1日号, 31~32ページ。
- 17) 『同上』1943年10月1日号, 43ページ。
- 18) 『農商時報』1943年11月1日号, 33~34ページ。
- 19) 同上, 34~35ページ。
- 20) 前掲『学徒動員必携』第一輯, 156~157ページ。
- 21) 『農商時報』1943年12月1日号, 25~26ページ。
- 22) 同上, 23ページ。
- 23) 日本銀行統計局『明治以降 本邦主要経済統計』1966年7月, 96ページ。
 なお, 戦時下の農業生産力の崩壊については, 森武磨「戦時下農村の構造変化」(『日本歴史』20, 岩波書店, 1976年7月22日, 254~357ページ)を参照されたい。
- 24) 『内務厚生時報』第8巻第9号, 1943年9月1日, 85~90ページ。
- 25) 『近代日本教育制度史料』第7巻, 224ページ。
- 26) 同上, 29~30ページ。
- 27) 前掲『学徒動員必携』第一輯, 79~81ページ。
- 28) コーヘン Cohen は, 次のような三菱重工業郷古社長の発言を紹介している。
 問 貴下は日本の戦闘部隊は軍需補給の不足に苦しんだと思いますか, またそうとすれば何が最も欠乏していましたか。
 答 航空機です。
 問 航空機生産を阻んだ原因は?
 答 特に, 熟練工, 軽金属類と特殊鋼です。
 (大内兵衛訳『戦時戦後の日本経済』上巻, 岩波書店, 1950年11月15日, 283ページ)
- 29) 『近代日本教育制度史料』第1巻, 177ページ。
- 30) 『同上』第7巻, 30~33ページ。
- 31) 同上, 32ページ。
 閣議決定とそれにもとづく諸措置が, 勅令に優先するというのは確かに異状のことであったが, 現実への対応を迫られて政策が絶えず弥縫策としてしか展開せざるを得なかったさまをよく現わしていた。
- 32) 「現情勢下ニ於ケル国政運営要綱」(1943年9月12日閣議決定), 前掲『学徒動員必携』第一輯, 11ページ。
 この決定が, 他方で「国民動員ノ徹底ヲ図ル」ために, 「理工科系ノ学校整備拡充ヲ図ルト共ニ法文科系統ノ大学専門学校統合整理ヲ行フ」と述べていたのとは対照的であった。もっとも, 「普通教育ノ為ニ必要ナル教員ノ確保」は, 「国民動員ノ徹底ヲ図ル」ための一措置であった。
- 33) 『近代日本教育制度史料』第7巻, 223~224ページ。
- 34) 同上, 238~241ページ。
- 35) 同上, 32ページ。
- 36) 同上, 37ページ。
- 37) 前掲『学徒動員必携』第一輯, 171~174ページ。
- 38) 同上, 174ページ。
- 39) 文部省学徒動員本部第二部『学徒報告隊出動令書』第二冊(文部省大臣官房総務課記録班所蔵)に含まれている。
- 40) 前掲『学徒動員必携』第一輯, 100~102ページ。
- 41) 前掲『学徒報国隊出動令書』第二冊, 「第一・四半期第一次 昭和十九年五月六日」と記載がある。
- 42) 同上。
- 43) 前掲『学徒動員必携』第一輯, 101ページ。
- 44) 1944年7月29日起案原議, 前掲『学徒報国隊出動令書』第二冊。
- 45) 同上起案原議添付資料。

- 46) 例えば、和歌山師範学校男子部予科第3年100人を、1944年8月23日から1945年3月31日まで大阪造船所へ出動させるための「学校報国隊出動令書」の起案は10月25日、発送は10月26日であった。「学校報国隊出動令書」は8月23日付であった。大阪造船所からの申請が行なわれたのは10月(日付はない)であった。
- 大阪造船所の「学校報国隊申請(請求)書」によれば、所要人数は71人で、これは「昭和十九年度第一・四半期教員養成諸学校学徒動員割当一〇〇名ヲ受け和歌山師範学校本科三年八八名受入昭和十九年九月十日期間終了出動解除」後、9月10日以降の出動を申請したものであった。文部省が、公式に100名の出動を命令した10月26日には、71人が既に出動していた。労働力を確保するという現実的課題への対応が、あらゆる法的手続に優先していたのである。
- 47) 「師範学校(男子本科)、高等師範学校学徒出動関係調(八月一日現在)」前掲『学校報国隊本部令書』第二冊。
- 48) 『昭和十九年公文別録 物資動員計画等関係書類十二』, 前掲『国家総動史』資料編第二, 990~992ページ。
- 49) 同上, 993~995ページ。
- 50) 前掲『太平洋戦争下の労働者状態』18ページ。
- 51) 1944年9月12日起案原議「令書発令伺」添付資料, 『学徒報告隊出動令書』第三冊, 文部省大臣官房総務課記録班所蔵。
- 52) 徴用工制度の実態については、前掲『日本帝国主義下の労働政策』(197~220ページ)にすぐれた分析がある。
- 53) 寺中作雄「学徒勤労令解説」『文部時報』第818号, 1944年10月10日, 1ページ。
- 54) 同上。
- 55) 同上, 3ページ。
- 文部省側の不満と理解できぬこともない。
- 文部省は「学徒勤労を単なる労務の提供と考へる人々は、『勤労』を『教育』から解放せよと主張し、甚しきは教官を学徒勤労から閉め出せと主張する」(中根秀雄「学徒勤労の反省」『文部時報』第817号, 1944年9月10日, 4ページ)と批判的であった。
- おそらく文部省としては「勤労即教育」とでもいわなければ、通年動員の強化に応ずることはできなかったと考えられるが、諸施策の決定過程が不明なので確証はない。
- 56) 同上。
- 57) 『近代日本教育制度史料』第7巻, 256~266ページ。
- 58) 学徒動員本部総務部編『学徒動員必携』第二輯, 1944年10月, 127~134ページ。
- 59) 『近代日本教育制度史料』第5巻, 591~592ページ。
- 60) 『文部時報』第821号, 1945年1月10日, 31ページ。
- 61) 「教員養成諸学校学徒勤労働員状況」(12月1日現在)に付してある註記による。前掲『学徒報国隊出動令書』第二冊。
- 62) 『近代日本教育制度史料』第5巻, 576ページ。
- 63) 『同上』第7巻, 273~274ページ。
- 64) 同上, 274~275ページ。
- 「戦時教育令」と「戦時教育令施行規則」(1945年5月22日, 文部省令第九号)とは、むしろ本土決戦に備えた学校隊編成の細目を定めたことによって特徴づけられるものであった。
- 茶園義男『学徒勤労報国隊』(徳島県出版文化協会, 1972年4月10日, 153~158ページ)を参照されたい。
- なお、茶園義男『安田学園五十年史』(安田学園, 1965年11月5日, 119~207ページ)をも参照されたい。
- 65) 前掲『戦時戦後の日本経済』上巻, 316~317ページ。
- 66) 『同上』下巻, 47~48ページ。
- 67) 同上, 76ページ。
- 68) 商工省企業局『製造工場の労働条件に関する調査』1945年12月12日, 10ページ。
- 前掲『戦時戦後の日本経済』下巻, 49ページより重引。
- 69) 1944年9月12日起案原議「学校報国隊出動令書発令伺」, 前掲『学徒報告隊出動令書』第三冊。
- 70) 兵庫師範学校女子部本科第1学年の生徒が、川島航空機明石工場へ出動した時の回想である。
- 神戸大学教育学部沿革史編集委員会編『神戸大学教育学部沿革史』神戸大学教育学部, 1971年3月15日, 197~198ページ。
- 71) 日立製作所臨時五十周年事業部社史編集部編『日立製作所史』2, (日立製作所, 1960年12月26日, 61ページ)は、「動員学徒は原則として、学校・学年単位の集団で配置され、男子は現業の補助に、女子は一般事務に従事した」と述べている。
- 72) 『同上』32ページ。

神鋼五十年史編纂委員会編『神鋼五十年史』（神戸製鋼所，1954年9月1日，130ページ）も「熟練工の召集が多く，徴用工，動員学徒等が配属されても能率の向上は望むべくもなく，むしろ技術の低下をきたした」と述べている。

- 72) 前掲『神鋼五十年史』232ページ。

- 73) 1944年当時動員されていた武井守氏の報告。

古島敏雄編『日本資本主義発達史講座』第7巻，岩波書店，1954年3月15日，14ページより重引。

学校名などについては不詳。

なお，この時期の労働運動については，大原社会問題研究所『太平洋戦争下の労働運動』（労働旬報社，1965年10月30日，10～32ページ）を参照されたい。

- 74) 前掲『日本資本主義発達史講座』第7巻，14ページ。

- 75) 「昭和十九年十二月 文部省宛動員学徒ノ勤労状況調査報告」，前掲『百年史 埼玉大学教育学部』756～760ページより重引。

埼玉師範学校男子部予科第1学年生徒が日本化器製作所川崎工場へ出勤していたときの状況とされているが，1944年10月5日現在では，この工場へは同校予科第2学年が出勤しており，文部省の統計では同年12月1日現在，予科第1学年の出勤はまだ実施されていない。それぞれ〈表-12〉〈表-13〉を参照されたい。

- 76) 『同上』820ページ。

- 77) 「勤労出勤学徒引揚ゲニ関スル件」（1945年4月27日）という報告書による。前掲『学徒報国隊出勤令書』第二冊。

動員先は不明である。

- 78) 前掲『神戸大学教育学部沿革史』89ページ。

播磨造船所へ出勤していたときの回想である。

- 79) 『卒業二〇周年記念誌』，前掲『創立百年史 秋田大学教育学部』293ページより重引。

男子部予科第2，第3学年生徒140人が陸軍被服本廠豊岡作業所（栃木県）へ，1944年9月1日から翌年8月20日まで出勤していた際に生じた事件である。要求を認めさせたがどうかは不明である。

- 80) 前掲『日本資本主義発達史講座』第7巻は，「労働者のサボタージュ・工場逃亡・オンシャカ製造・部品の持ち出しなどは（そのほとんどすべてが非組織的であったが），敗戦の色が濃くなるとともに増加し，口にくそ，公然とは出せなかったが，厭戦気分が次第にひろがった」（14ページ）と述べている。

加藤佑治氏は，徴用労働者の闘争の諸形態として，欠勤の増大，徴用回避，職場における怠業，犯罪と「不良徴用工」の増大，公然たる抵抗を挙げている（前掲『日本帝国主義下の労働政策』209～220ページ）。

- 81) 「派遣責任教官所見」，1945年1月13日起案原議「師範学校出勤学徒ノ一部勤労停止ニ関スル件」添付資料，前掲『学徒報国隊出勤令書』第二冊。

東京第二師範学校男子部本科第2学年の生徒52人が，1944年6月以来内外製鋼船塀工場に出勤していたが，2月5日文部省は出勤停止を決定した。

〈表-12〉では40人が出勤していることになっているが，この文部省の調査の不備は今や明らかであり，正確な動員生徒数を把握することはなお今後の課題である。

- 82) 東京第一師範学校『出勤学徒 勤務動態』，東京学芸大学所蔵。

- 83) 『同上』。

- 84) 前掲『東京学芸大学二十年史』663ページ。

- 85) 前掲『日本帝国主義下の労働政策』は，「徴用労働者の闘争においてもっとも生な，自然発生的形態をなすものは，職場欠勤であった」（209ページ）と述べており，しかも欠勤率は「徴用工が当時の平均よりもとくに高率を占めている」（210ページ）との指摘がある。資料は乏しいが，学生生徒の勤労働員も徴用工の場合と軌を一にしていたと推察されるのである。

なお，前掲『戦時戦後の日本経済』下巻，107～113ページをも参照されたい。

- 86) 前掲『神戸大学教育学部沿革史』93ページ。

資材盗用の対象は，弁当箱のようなごく日用品的なものや日常必要な道具類であった。

前掲『日本帝国主義下の労働政策』は，徴用工の犯罪について「一切の公然たる待遇改善の方途を封ぜられた労働者の労働強化と低賃金からの自己防衛のためのぎりぎりの抵抗を意味するものであった」（215～216ページ）と意義づけている。

- 87) 『昭和二十年公文別録 物資動員計画等関係書類』，前掲『国家総動員史』資料編第二，1132ページ。

- 88) また一方で，出勤させるべき生徒も，軍隊へ召集されたために，供給源としての意義を失いつつあった。

前掲『東京学芸大学二十年史』は，「一般入営をはじめ，陸軍特別甲種幹部候補生・海軍予備生徒として軍学校に入校するものあいづぎ，終戦時までに，本科3年生208名中185名，本科2年生245名中172名，本科

1年生281名中39名が兵役に就いた」(663ページ)と述べている。

また、前掲『石川県師範教育史』によれば、石川師範学校からは1945年4月30日から8月7日までの間に合計339人が兵役に服していた(331ページ)。

従って、「当社に動員されていた学徒も、その半数が徴兵されて出陣した」(島津製作所『島津製作所史』1967年9月、93ページ)という事態が当然広範囲にわたって生じたはずであったが、全容はなお定かではない。

89) 前掲『戦時戦後の日本経済』下巻、79ページ。

90) 「空襲ニ依ル勤労働員出動学徒死亡ニ関スル件」(1945年4月20日)、前掲『学徒報国隊出動令書』第二冊。

91) 「空襲ニ依ル勤労働員出動教授及生徒死亡ニ関スル件」(1945年4月20日)、同上。

〔付 記〕 この論文は、1976年度日本学術振興会採用共同課題「近代日本の教師教育に関する歴史的研究」(代表者 佐藤秀夫)に流動研究員として参加して得られた研究成果の一部である。